

平成28年度第2回
市営保育所移管先選定部会

**移管対象保育所保護者会
意見聴取資料**

2016年6月14日
京都市聚楽保育所保護者会

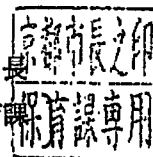
保子育第1254号

平成28年3月23日

聚楽保育所保護者会 御中

京 都 市

〔 担当：保健福祉局子育て支援部保育課 〕



保護者説明会に係る摘録について

日頃は、本市の保育施策及び保育所運営に多大な御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

平成26年度から平成27年度にかけて開催いたしました「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）案に係る保護者説明会」、「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）に係る聚楽保育所保護者説明会」、「聚楽保育所の民間移管に係る意見交換会」に係る摘録（別添）をお渡しいたします。よろしくお願い申し上げます。

市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）案
に係る保護者説明会について（摘録）

- 1 日 時 平成26年9月19日（木）午後7時00分から午後9時00分頃まで
- 2 場 所 聚楽保育所
- 3 出席者 保育課 公営保育所担当課長，保育担当課長，担当係長2名，公営保育所係長
元朱雀乳児保育所副所長
保育所 所長，副所長
保護者 52世帯
職 員 25名

4 説明会の内容

（1）京都市からの説明

「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針」（改定版）案について，市民意見募集冊子を基に，改定の趣旨，民間保育園と市営保育所の現状，市営保育所の今後の役割・機能及び市営保育所の今後の方向性について説明

（2）質疑・応答（○：保護者，⇒：京都市）

○ そもそもなぜ民間移管ありきの説明なのか。民間移管の目的が，市営ではお金がかかるからということしか分からない。聚楽保育所は，広域の地域の子育て家庭に対する支援施設としての役割を担い得ないのか。なぜこの保育所が移管対象となったのか。

⇒ 民間移管については，民間における運営の柔軟性などのメリットも踏まえ，市営保育所の役割，機能の強化を図るとともに，公民の役割分担を見直し，民間でできるものは民間へお願いするという方針で検討したものである。

移管ありきという御指摘について，民間移管については，京都市社会福祉審議会において審議され提出された「市営保育所の今後のあり方について（最終意見）」の中で，検討する必要があると述べられ，この最終意見を受けて，本市において基本方針を策定したものである。今回はこの基本方針を新制度の導入を踏まえ改定するものであり，基本的な方向性を変えるものではない。

行政直営の地域の子育て支援拠点施設となる保育所については，現在，市営保育所が複数ある行政区について，比較的大規模で，ターミナルに近いなど，広域的な役割を担い得る保育所として選定した。

右京区に市営保育所がないため，現在，中京区にある壬生保育所が右京区の地域子育て支援拠点事業を担っていることから，壬生保育所を拠点として強化することとした。

○ 中京区に2つの市営保育所があるのは何らかの意味があるためではないのか。右京区に市営保育所がないのであれば新設すべきだ。市の財政が厳しいのは理解するが，その中でいかに市営保育所を残していくかを議論していくべきだ。

⇒ 保育ニーズが高まり，必要経費が増大する中，民間で対応可能なものは民間にお願いし，公民全体で保育水準を高めようというものである。

○ 京都市社会福祉審議会では，民間移管については諮問内容になっていない。平成24年10月30日の審議会では，民間移管について了承していないという意見が委員から出ており，

それに対して、京都市として責任を持って決めたことだと答えている。

最終意見では、移管後における継続的かつ定期的なチェックが必要となっているが、その意見を踏まえ、現在進めている民間移管については、移管後3年以内に1回だけ第三者評価を受ければよいこととなっている。その結果、民間移管を行った乳児保育所では、ひどいことになっていると聞いている。

⇒ 市営保育所のあり方については、京都市社会福祉審議会の福祉施策のあり方検討専門分科会で審議されたものである。基本方針は、審議会からの最終意見を受け、市が決定したものである。平成24年10月の審議会での本市の回答については、基本方針自体は審議会への諮問事項ではないという意味で申し上げたものと思われる。

移管後の運営に関するチェックについては、第三者評価の受審のほか、三者協議会の中で、保育の引継ぎ状況などについて保護者の方から御意見をいただいている。

三者協議会は2箇月に1回開催しており、例えば、帳面の書き方について、移管前は子どもの成長を中心に書かれていたが、移管後はその日の出来事など、子どもの成長が分かる内容となっていないという指摘をいただいた。これに関しては、職員会議の中で話していただいたり、共同保育を行っている市の保育士からお伝えするなどして改善された。移管後に出てきた課題については、保護者及び移管先と一緒に考えて解消している。

移管後の職員配置については、移管先法人の職員に加えて、市の保育士も配置されている状態になっている。4月、5月は市の保育士も一緒に保育を行っていたが、移管から半年が経った現在では、移管先法人の保育士が中心となって保育を行う中で、市の保育士が黒子のようになり、丁寧に保育を引き継いでいる。

1月から、保育士と調理師と共同保育を始め、もっと良い保育所を作っていこうということで引継ぎを行ってきた。保育の中で大切にしていることを伝えており、難しいところもあるが、日々互いに話をしながら進めている。口で伝えたことが分かってもらえていないこともあるので、日々、事細かに伝えるようにしている。三者協議会の中でも、保護者の方から状況が良くなってきたとの感想もいただいている。

○ 具体的に、市営保育所の時と何が違ったのか。

⇒ 市営保育所では乳児の担当制を採っているが、移管先法人では担当制をされていなかったもので、手順などを伝えた。移管先の職員には保育課による研修を受けてもらうなどして、学んでいただいている。また、クラス月案の作成の仕方や帳面の書き方についてもお伝えしている。

○ 月かげ保育園は乳児の保育をしておらず、1歳児のトイレをみんなで一緒に行っていたと聞いた。そのような保育園に本当に引き継げるのか。連絡帳の書き方についても、保護者の指摘があつて改めたというものどうなのか。京都市は経験のある保育士を辞めさせ、どこへやってしまうのか。今まで経験のある保育士に預け安心していたが、保育士を保育所以外の部署に配置転換する市の方針はどうなのか。

月かげみどり保育園では、作業員として雇われた学生のアルバイトが子どもと遊んでいて、保護者から不安の声が上がったと聞いた。

⇒ 月かげみどり保育園の学生アルバイトについては、基準以上の保育士が配置されたうえで、保育士を目指す学生を掃除要員として雇用していたものである。写真などによる保護者への

紹介がなかったため、保護者が不安になられたという事実はあった。

市の保育士については、公務員保育士としていろいろな部署でスキルアップし、それを保育所に戻った時に活かしていくという方針で職域拡大を行っているものである。保育士の行き場がなくなることはない。

- 今、小学校でも30代～40代の先生が少なく、5年未満の先生が多くなっていると聞いている。保育所がどんどん少なくなり、経験のバランスを悪くすることはやめていただきたい。経験のある保育士は子育ての先輩である。経験豊富な保育士が減る。今の市営保育所では、バランスよく若手からベテランの先生までクラスに配置されており、日々の保育の中で具体的なアドバイスがなされ、スムーズに実際の現場で研修できていたことがもったいない。
- なぜ学生アルバイトを雇う必要があるのか。保育士を目指しているとはいえ、事故などがあった時にどう責任をとるのか。移管も絡んで、保育士だけでは手が回らなかったということではないか。それも7月まで保護者に知らされておらず、不信感を抱いた。それほど引継ぎは過酷だったと聞いている。1歳児クラスでは移管先の職員が3人も辞めている。月かげみどり保育園のことを抜きに次々に移管するのは止めてほしい。
- 子どもが重度の難病である。幼稚園には見学すら来ないでほしいと言われた。保育所は平屋でないと通園できない。昨年まで母子通園を行っていたが、その間に施設が民営化され、若い子育て経験のない保育士ばかりになった。

公立の先生は経験が豊富である。聚楽保育所では、昼食を完食できるようになった。聚楽の先生はスキルが高い。若い先生ばかりになると子どもが苦勞する。

朱雀乳児の時には、月に何度か地域に開かれた催しをしていたが、今もしているのか、情報がない。園庭開放などが減るのではないかな。運営上、都合の良い保育になるのではないかな。福祉と教育は民営化をすればよいというものではないと考えている。公営保育所はぜひ残してほしい。

- 子どもが小児がんの影響で全盲である。元々奈良に住んでいたが、入れる保育所がなく、いろいろな人に聞いてようやく聚楽保育所が受け入れてくれるということで、市内に引っ越してきた。全盲の子を受け入れた経験もあったということで心強い。全盲の子どもは数が少なく、経験のある先生も非常に少ない。毎年、替わった先生に子どもの特性を伝えるのも大変である。保育所に来ることで救われることも多い。経験のある先生だからこそ分かってもらえる。今後、民間移管し、障害のある子どもへの対応をどうするのか。
- ⇒ 障害のある子どもについては、地域の保育所に通って、地域の中で暮らしていくことが一番と考えている。今は公営の方が障害のある子どもへの職員配置は充実しているが、民間保育園でもたくさんの障害のある子どもを受け入れていただいている園もある。公営でも民間でも障害のある子どもの受入れを積極的に行っていくべきであるが、そのためには、財源が必要である。障害児保育については、公民同じように対応できるようにすることが大切であると考えている。

また、現在は障害のある子どもに対する職員加配に公民で差があるが、移管時に在籍されていた児童については、移管後も公営と同じ基準で配置できるよう経過措置を設けている。

- 職員加配はありがたいが、人数の問題ではなく、経験や質が大切である。質は公営の保育士の方が高いということを伝えたい。

⇒ 移管先法人の公募の条件として、一定の経験年数の職員配置を求めている。

○ 職員配置について、国基準を上回る配置をしているとされているが、平均して上回っているのか、一つひとつの園が上回っているのか。民間では職員配置の多いところと、ぎりぎりのところがあるのではないかと聞いた。

⇒ 職員配置の基準は、公営も民営も同じである。民間保育園には、配置基準を満たしているか、毎年監査により確認している。

○ 保護者の意見を聞き入れてもらえるかどうかは示してもらえるのか。

⇒ パブリックコメントでいただいた意見に対する市の考え方をお示しし、基本方針を改定する。

○ パブリックコメントは9月25日までで10月に改定版を策定することだが、本当に意見が反映されるのか。そんなにすぐに答えられるのか。

⇒ パブリックコメントについては、意見を取りまとめて、内容の修正を検討することから、10月の初旬には基本方針（改定版）の策定をできるとは考えておらず、10月後半の可能性が高いと考えている。御意見の中で反映できるものは反映したい。

○ 旧朱雀乳児では、移管後のフォローがされていないと聞いた。第三者評価によって、民間移管後の良かった点、悪かった点を公表し、改善してから、評価を活かしてやっていく方がよいのではないかと聞いた。

⇒ 朱雀乳児の移管については、本市では初めての取組であり、課題を解決しながら進めている。この経験を活かしながら、第三者評価も踏まえ、よりよい進め方を考えていく。移管の検証結果が移管そのものをなくすということに繋がるとは考えていない。

○ 民間保育園になると、宗教的なバックボーンをもつ法人に引き継がれることも考えられる。宗教的に中立な教育を受けさせたいと考える保護者にとっては選択肢の幅が狭まる。

⇒ 宗教的バックボーンのある法人であっても、当分の間は宗教的な保育をしないこととしている。また、数年後、保育内容を変更するときにも保護者の同意を得ることを求めている。

○ 現在の保護者の同意を得たとしても、将来的には、無宗教の保育園を望む保護者の選択肢の幅が狭まってしまうのではないかと聞いた。

⇒ 現在民営保育所237箇所のうち、宗教法人が運営する保育所は24箇所である。そういった保育所は選んでいただけなくなるが、他の園でカバーできると考えている。

○ パブコメの意見で何が反映され、反映されないのか答えになっていない。朱雀乳児の時は、宗教保育についてすぐにはしない、ということで済まされた。宗教的なバックボーンのある法人は宗教法人以外にもあると考えると、やはり選択肢の幅が狭まる。民間移管は保護者の選択肢を無視している。

○ 市内の配置バランスを考慮と言っているが、何で判断しているのか。

⇒ 中京区の市営保育所は、京北地域を除く右京区に市営保育所がないため、中京区と右京区をカバーしている。中京区と右京をカバーしやすい壬生保育所を直営の保育所として残すことを考えている。

地域子育て支援拠点事業は、外に出ていくことが多い。二つの区を一つの保育所でカバーしていくこととなるため、人員体制については見直す必要があると考えている。

- 聚楽保育所の園庭の広さを見ると、聚楽を拠点とする方がよいのではないか。壬生保育所は広いのか。
- ⇒ この場で正確な資料を持ち合わせていないが、同じくらいの広さはあると思われる。
- 以前、壬生保育所に見学に行った際、同和地域であることを分かって入ってほしいと言われた。なぜ、壬生を拠点とするのか。
- ⇒ 市営保育所の沿革として、かつて同和対策として整備されたという経過がある。既に同和対策事業は終了しているが、気にされる方もいるのではないかとということで、確認したことがあったのかもしれない。
- 壬生保育所は幼児の保育室が2階にあったと記憶している。平屋であることで、障害のある子どもなども選びやすくなる。2階だと、毎日の階段の昇り降りも大変である。いろいろな支援を必要としている人にとって、聚楽保育所の方が拠点になりうるのではないか。
- ⇒ 壬生保育所の幼児の保育室は、2階に1クラス、1階に2クラスある。壬生保育所でも障害のある子どもを受け入れていたが、不安の声は聴いていない。
- 給食について、市営保育所では自園調理が行われており、安心している。
今後、中京区、右京区では人口が増加していくと予測されており、子どもも増えていくと考えられるのに、子育て支援拠点を減らすのは理解ができない。
民営化されて事故が増えるのではないか、保育の質が落ちるのではないかと心配である。
- 民間移管の検証をきちんとしてもらいたい。
- 移管をすでに決定しているとしか見えない。1回の説明会だけで終わらすのはどうか。
- ⇒ 今回は、改定版（案）として説明を行っている。パブリックコメントや保護者意見、も踏まえ、今後策定する。また、改定版策定の際には、改めて説明させていただく。
- 民間移管のメリット、デメリットをしっかりと明確にしてほしい。この案では分かりにくい。
- ⇒ 分かりやすい説明を検討する。
- 保護者からアンケートを集めた。市は出された質問に誠実に答えてもらいたい。
- ⇒ 説明会は、要望があれば再度開催させていただく。

市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）案
に係る保護者説明会について（摘録）

- 1 日 時 平成26年10月24日（金）午後7時から午後9時頃まで
- 2 場 所 聚楽保育所
- 3 出席者 保育課 保育課長，公営保育所担当課長，保育担当課長，
担当係長2名，公営保育所係長，担当係長（こぐま第二保育所），担当係長
（月かげみどり保育園）
保育所 所長，副所長
保護者 30世帯

4 説明会の内容

（1）京都市からの説明

聚楽保育所保護者アンケートへの回答説明等

（2）質疑・応答（○：保護者，⇒：京都市）

○ 配付された回答は決裁を取ったものか。保護者として，記載内容を維持・確約してもらうことを求める。決裁されたものであれば，日付や発出元を記載するべきだ。

⇒ 体裁を整え，改めて配付する。

○ 4つめの質問に関して，2枚目の一番上に「選定委員に同行し」とあるが，保護者は選定委員に加われないのか。

⇒ 現在の選定部会委員は，弁護士や公認会計士等4名で構成されている。

○ 移管対象保育所の保護者を選定委員に加えることは主観的になるので難しいかもしれないが，保育士を委員に入れることはできないか。

⇒ 次回，選定部会委員を改選する際に検討する。

○ 保護者の意見は，どれほど尊重してもらえるのか。

⇒ 募集要項について，御意見を反映させたり，採点に当たっても保護者の御意見を参考にさせていただいている。具体的には，平成24年度の選定委員会においては，保護者からの御意見を踏まえ，移管後の共同保育期間を半年から1年間に延長した。

○ 朱雀乳児保育所の移管先選定に当たり，実地審査に同行したが，小さな紙に意見を書いて渡しただけで，それがその後どのように取り扱われたのか分からない。保護者意見の聞き方には工夫の余地があり，改善を求めたい。

⇒ 御意見を踏まえ，検討したい。

○ 民間移管により経費がかからなくなるということは，人件費がかからなくなるということか。どのように財源が生まれてくるのか。消費税増税により，社会福祉の財源が生まれてくるはずであるが，それではだめなのか。

○ 配付してもらっている募集要項は，応募対象が社会福祉法人等のものである。次回から学校法人も対象に加えるとしているので参考にならない。固まってからでは議論にならないので，新しい募集要項はどのように作っていくのか。

⇒ 募集要項については，今回配付している内容をベースとしていく。なお，来年度の選定部会で議論を行うが，大きくは変わらないと考えている。

○ 新しい募集要項ができた時には説明してもらえるのか。

⇒ 募集要項案をもって説明会を開催させていただく。また、選定部会においても、意見聴取を行う。

- 「移管後の運営に係る基本事項の中で～求めています」とあるが、義務を課していないのか。「基本的には～」とあるが、特例があるのか。「三者協議会で協議のうえ」とあるが、協議して無理だった場合どうするのか。「保護者の意見を聴く」と言っているが、意見を活かすという保障が得られていない。移管先法人に「義務として課す」のか「義務とはしていない」のか。そういったところをはっきりさせてほしい。

⇒ 移管後の運営に係る基本事項については、そのことを内容とした協定を移管先法人と結ぶこととしており、内容を守っていただくこととしている。

- 移管先法人を募集して、移管を受けたいという法人の見込みはあるのか。応募がなかった場合はどうするのか。

⇒ これまで3年度、移管先法人の募集を行ってきた。乳児保育所については、3歳児以降に法人が運営する園で受け入れていただく必要があるという制約があり、あまり応募はなかったが、九条保育所及び吉祥院保育所については、各保育所にそれぞれ3法人から応募があった。応募がなかった場合は、改めて募集をして選定するまでは、本市直営で運営することになる。

- 学校法人が移管先の対象になることについて不安に思っている。現段階で、募集要項を示していただかないと納得できない。

⇒ これから案を作っていくところである。

- 民間移管のプロセスを示してもらわないと移管に同意できないので、それまで「基本方針(改定版)」は策定しないでほしい。

- 選定部会委員が保護者会の集まりに来て、直接保護者の意見を聴いてもらいたい。

⇒ 選定部会の委員に保護者会の集まりについて御案内することは可能である。

- 平成29年度に移管となる保育所については、来年7月頃に募集要項が配付されることになると思うが、募集要項ができた時点で見せてもらいたい。何月頃作る予定か。

⇒ 例年、7月に募集を開始しているが、4月以降に部会で議論を開始するとともに、保護者の方にも説明させていただく。

- 選定部会のメンバーは誰がどのように決めるのか。児童福祉分科会の審議を経てメンバーを考えてほしい。委員に保護者も加えてもらえるか議論していただきたい。

⇒ 委員については、保育課が中心となって検討していく。児童福祉分科会の審議事項とするかについて、本日はお答えできない。御要望は承った。

- 第8回幼児教育・保育部会では、委員から保護者の意見も十分聞いていないと指摘があった。また、部会での「基本方針(改定版)」の取扱いについて、審議ではなく意見聴取を行っているだけと答えているが、どういうことか。

⇒ 「基本方針(改定版)」については、社会福祉審議会の最終意見を踏まえて平成24年5月に策定した「基本方針」を改定するものであり、幼児教育・保育部会においては意見聴取事項とさせていただいた。

- 「基本方針(改定版)」の内容は受け入れるが、移管がスムーズに進むよう、丁寧に進めてほしい。移管先法人の募集要項も今から作るのであれば、保護者を議論に入れてもらいたい。

- 重度障害の子どもを受入れを続けてもらえるのか不安である。市営保育所では、子どもも

保護者も障害のある子どもを温かく受け入れてくれている。また、アレルギー対応についても、鍋も分けてもらっている。本当に引き継いでもらえるのか。

⇒ 募集要項においても、障害児保育やアレルギー対応について定めており、審査書類や実地審査でも確認を行っている。引継ぎにおいても特に丁寧に引き継いでいく。

○ 筋ジストロフィーの疾患を抱える子どもは、本当に受入先がない。市営保育所では、いろんな子どもがいるということを理解してもらっている。地域の人にも受け入れてもらっている。公立の保育所がなぜ必要なのかを考えてもらいたい。利用していた母子通園施設が民間に移管されたが、一人ひとりの状況に合わせた刻み食など、細かいことが引き継がれていない。民間ではそういった細かい対応ができないのが現状である。同じ障害を持つ子どもの全国組織の保護者の多くも、公立の保育所が安心だという方が多い。保育所はいろんな子どもが通えるところであってほしい。

⇒ 市営保育所においては、今後も障害児保育等の知識を蓄積していきたい。

○ 今の保護者の意見や思いもずっと引き継いでほしい。

⇒ 移管後も法人において適切に対応していただけるよう引き継いでいく。保護者の意見も三者協議会等においてお聞きしていく。

○ 障害のある子ども以外の保護者も、障害児の受入れを積極的にしてほしいと望んでいる。障害のある子もない子も互いに育ちあうことが大切だと思う。

障害児保育のノウハウは、簡単に身に付くものではない。聚楽保育所の先生にはノウハウが蓄積されている。

○ 子どもの思いをどう考えているのか。子どもにも説明してもらいたい。

⇒ 子どものことを一番に考える必要がある。

○ 福祉事務所に、「0歳児を来年4月から聚楽保育所に入れたい、聚楽保育所は市営か。」と尋ねたところ、「市営だ。」と返答があった。民間移管の話は職員に徹底されているのか。

⇒ 福祉事務所の説明が不十分だったことは申し訳ない。再度徹底する。

○ 進め方が全て拙速だ。保護者の疑問に全てしっかり答えられず、説明もきちんとされていないのになぜそんなに急ぐのか。拠点事業について、壬生保育所が中京、右京を担当すると言うが無理だと思う。可能という根拠の説明がないまま進めて行って、中途半端になると困る。なぜ29年度の移管にこだわるのか。それまでに、保護者との間に妥協点を見つけて進めていけるか疑問である。普通感覚で考えると、準備は間に合わないと思うがいかがか。

⇒ 厳しい財政状況にある中で、基本方針では、移管対象保育所の公表から移管まで少なくとも2年間を確保するとしており、29年度からとさせていただいた。できる限りの説明を行いながら進めていきたい。

○ 市の財政状況と民間移管は分けて考えるべきだ。財政が厳しいということが保育所の民間移管とどう繋がるのか。財源を何に使うかは優先順位の問題だと思う。しっかりと説明してもらいたい。

⇒ 市の財政状況について、資料で説明させていただく。一般会計収支については、単年度黒字を確保しているが、これは公債償還基金の取崩し等の特別の財源対策によって黒字となっている。一般財源収入については、ピークであった平成12年度から401億円減少しており、今後も国において地方交付税削減の議論もあり、伸びは望めない状況である。そのような中、職員数の削減や事務事業の見直しなどの行財政改革により歳出を削減している。生活

保護費や保育所運営費等の扶助費の推移については、年々増加しており、歳出に占める割合は4分の1を超えている。また、市税収入と社会福祉関連経費の決算額の推移について、市税収入と社会福祉関連経費がほぼ同額になっている状況である。

このような厳しい財政状況の中、本市全体として、民間でできることは民間にお願いするという方向性で進めている。

- 市の財政状況が厳しいことは分かったが、なぜ民間移管するのかは分からない。移管する保育所の保育士は退職させず、他の保育所に異動することになると思うが、なぜそれがコスト削減、人件費の削減につながるのか分からない。

⇒ 人件費の削減については、年間30名ほどの保育士が定年等で退職するが、採用数を調整して、全体の数を調整することになる。

- 民間移管によって、どれくらいのコストが浮くのか、数字を出して説明してもらいたい。また、民間移管することによる子どもや保護者のメリット、法人のメリットを教えてください。

- 聚楽保育所は建物の2階が児童館となっている。移管後の児童館との関係をどう考えているのか。

⇒ 移管対象保育所の選定に際しては、考慮していない。

- 児童館との非常時の連携は考えているのか。考えるべきだ。

- なぜ、基本方針の改定を前倒したのか、また新制度導入後について、今回の回答では触れられていない。次回、きちんと説明してもらいたい。

- 障害児保育について、どのようにノウハウを引き継ぐのか、具体的なことが示されていない。本当に引き継げるのか。療育施設の移管について、内容の検証を明らかにしてもらいたい。乳児保育所の移管についても検証し、公開してもらいたい。

- 今日の説明会で保護者の納得が得られたと考えているのか。

⇒ 現時点でできる説明をさせていただいたが、まだ皆さんの納得は得られていないと考えている。今後も説明の努力が必要であると考えている。

- 民間移管の方針はもう決まっているものと思うが、今後、保護者と市の関係をギスギスさせたまま進めたくはないと考えており、保護者が納得できるようにしていただきたい。また、双方が協力してより良い移管になるよう、保護者の意見を取り入れて案を示すなど、市が言いっぱなしにならないようにしてもらいたい。

⇒ 引き続き説明をしていきたい。御意見については、反映させていただけるもの、させていただけないものがあるが、ギスギスした関係で進めるのは良くないと考えている。皆さんの知恵をお借りしながら進めていきたい。

- 前回の説明会でも、意見の反映についてどこまで反映していただけるのか答えていただけていない。きちんと話ができる場が必要だ。なぜこの時期かについてもまだ説明されていない。策定前までに再度開催すべきだ。

⇒ 今後も説明を重ねていきたい。保護者の皆さんの御意見は上に上げているが、10月中に「基本方針（改定版）」を策定するという方針は変わるとはなっていない。策定までの期間を踏まえると、策定前に再度説明会を開催することは難しいと考えている。

- 説明会で出ている意見については、きちんと市長まで届けていただきたい。

⇒ 市長まで届ける。

市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）
に係る聚楽保育所保護者説明会について（摘録）

- 1 日 時 平成27年1月23日（金）午後7時から午後9時45分頃まで
- 2 場 所 聚楽保育所
- 3 出席者 保育課 公営保育所担当課長、保育担当課長、担当係長2名、公営保育所係長
保護者 15世帯
- 4 説明会の内容

（1）京都市からの説明

「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）」（以下「基本方針（改定版）」）を
基に、基本方針（改定版）案からの主な変更点、民間移管のスケジュール等について説明

（2）質疑・応答（○：保護者、⇒：京都市）】

○ 予め2点確認をしておきたい。1点目は、保護者説明会の位置付けについて改めて確認
をしたい。保護者としては、説明会での説明が曖昧な部分が多い、前回の説明会で配付さ
れた保護者からの質問への回答についても発出元や日付が記載されていない、保護者の立
場に配慮されていない発言がある等、軽視されていると感じている。この説明会は京都市
の公式の見解の説明の場と考えてよいのか。また、全員の発言を市の見解と捉えてよいのか。
これまでの説明会、今後の説明会についてでも同様に考えてよいのかを確認したい。

2点目は、この場の責任者は誰になるのか、責任者はどの程度まで権限があるのかを確
認したい。説明会の場で回答できないことについては、いつまでにどのような回答をする
かなど、どこまで権限があるのか。

⇒ 説明会では、市の公式の見解として説明している。今回は基本方針（改定版）を策定し
たので、これについて説明する義務があると考えており説明会をさせていただいている。
この場の責任者は公営保育所担当課長である。保育担当課長は、保育士であり保育の内容
等についての統括的立場である。この場の職員の発言は市の見解と考えていただいてよい。
公営保育所担当課長の権限であるが、市営保育所の民間移管については市の方針であり、
それを撤回する、というような権限はない。説明会の場で回答できないことについては、
持ち帰って、後日必ず返答させていただく。

○ 市は自ら決めたスケジュールを優先し、保護者への最低限の説明責任を果たさず改定版
を策定したことについて謝罪してもらいたい。謝罪を受けないと今後移管について話し合
う気になれない。今日の説明会は参加者がこれまでに比べて減っているのは、保護者が市
の対応がひどいと思っており、市への不信感があるからだ。このまま移管を進めていって
も、よい形で進めていけないのではないのか。

⇒ これまで、可能な範囲で説明をさせていただいた。回答できていない部分については申
し訳ないと思う。今後も丁寧に説明を行っていきたい。

10月の改定版策定のスケジュールについては、保護者の方が拙速だと感じられている
ことは認識している。聚楽保育所の民間移管については、30年度の移管に向けスケジ
ュールに沿って保護者の皆様と話し合いながら進めていきたい。

○ 基本方針を前倒して改定する理由がまだきちんと説明されていない。今後4,700人
分の保育ニーズがあるということが改定の理由か。（子ども・子育て支援）新制度の開始に

より、府の負担が4分の1となり、約40億円が府から入ってくることになると聞いている。それでも市営保育所を民間移管する必要があるのか。

⇒ 基本方針の改定については、元の基本方針では新制度について触れられていなかったため、今回、新制度の導入を踏まえ行ったものである。その中で、今後の保育ニーズに対応するための予算確保等のため、6箇所の市営保育所の民間移管をさせていただくこととした。

新制度では、都道府県も4分の1を負担することとなっているが、その分地方交付税が減額される見込みであり、新制度の導入により市の財政が潤うわけではない。

○ 交付税の減額について国に確認したのか。減額が明らかになってから民間移管を決めてほしかった。

○ 障害児加配について「市営保育所におけるあり方も見直す中で」とされているが、市の基準を引き下げるのか。

⇒ 市全体として基準を見直すこととしており、市営保育所の基準が下がらないとは明言できない。現時点でも検討しているとしかお伝えできない。

○ 障害児に係る引継ぎについて、2年間の引継ぎ・共同保育期間でより丁寧な引継ぎを行うとあるが、これは現に在籍している障害児についてのことで、移管後に入所する子どもについては分からないということではないか。

⇒ 移管時に在籍している障害児について引継ぎを丁寧に行うことにより、障害児保育に関する経験を積んでもらうことになると考えている。障害のある子もない子と一緒に保育している聚楽保育所の保育を引き継いでいきたいと思う。

○ 障害児加配の基準はまだ分からないが、聚楽保育所の障害児保育を引き継いでいくということではないか。今と同じ水準を保つよう加配を打つことになるのか。

⇒ 加配の基準がどうなるかにかかわらず、障害児保育の質を保つよう丁寧に引継ぎを行うよう努める。

障害児については、民間の保育所でも受け入れやすいような体制をまず築くことが必要であり、さらに、市全体として障害児保育を充実できる手立てを考えていきたい。

○ 障害児保育の加配や丁寧な引継ぎなどと言っているが、障害児保育について公営保育所担当課長はどれほど知っているのか。重度の障害児とはどのような子どもを想定しているのか。分かっていなければ説明にならない。そのような状況で、障害児保育がきちんと引き継がれているかどうかをどのように検証するのか。

現在、共同保育を実施している4箇所について、しっかり検証してもらいたい。検証は保育の知識のある専門家にしてもらえないか。

⇒ 十分把握できていない部分があるが、保育担当課長を中心に共同保育の実施状況について検証していきたい。

○ 検証するに当たっては、実際に保護者の声を聴いて検証することも必要である。こぐま園の検証は誰がどのように行うのか。

⇒ こぐま園については、療育部門を民間事業者に委託しており、今の委託先とは平成28年度までの委託契約が結ばれている。所管部署からは今後、次期の委託に向け課題の洗い出し等をするという聞いている。

○ こぐま園は民間委託されてから質が落ちた。食事について、委託前はどの食器が使いや

すいかを保護者と相談しながら対応してもらっていたが、委託後、家の食器を持ってくるように変更され、さらには11月には突然、給食がなくなるというお知らせがあった。他にも質の低下はある。委託して良くなったところが一つもない。こぐま園では通園日数も少なく、保護者同士が連携しにくくまとまって意見を言える状況にない。また、施設の状況に関するアンケートなども取られていない。これが現状である。

⇒ 市営保育所の民間移管に当たっては、保育内容の変更等については三者協議会で提案し、保護者の了解を得ることとなっている。保護者の了解もなく何かが変わるということはない。

○ 障害児加配については変わらないということだが、担当する保育士は変わる。子どもにとっては迷惑な話だ。大人にとっては大した期間ではないかもしれないが、子どもにとっては大切な時期である。保育所の時代は大切にしたいと考えている。また、情緒系の障害を持っている場合は、保育所の時期が一番大事と言われている。数字だけでなく、保育の水準が下がらないようにしてもらいたい。民営化すると水準が下がるリスクが高まる。そのような状況で民営化をしないでほしい。

また、園庭開放は民間保育園では事前の申込みが必要であったり日が決まっているなど、利用しにくい。市営保育所は園庭開放に来やすく、そこで知り合いもでき、地域でも障害のある子どもを受け入れてもらえている。そのおかげで地域で暮らす中でも助かっている。民間移管のメリットがあるなら教えてほしい。

○ 療育施設の民間委託について、京都市ではどのようなフォローをしているのか、していくのか聞きたい。民間委託し委託法人の方針だから市は関係ないのか。

⇒ こぐま園については、療育部門を委託しているものであり、市の直営施設であることから、市が関係ないということはない。法人の裁量の中でやっている部分はあると思うが、市がどの程度関与しているか等については把握していない。

市営保育所では三者協議会で保護者の方の理解を得て進めており、こぐま園のようなことは起こらないと考えている。

○ 現在、移管を進めている保育所の検証はどのように行うのか。聚楽保育所にも障害児がおり、こぐま園と同じようになるのではないかと不安がある。

⇒ 今年度移管した2箇所の保育所では、市の職員が共同保育のために移管後の保育園に残り、引継ぎを行っており、保護者にもアンケートを取るなどもしている。

また、三者協議会を持つこととしており、移管時に在籍する児童が卒所するまで継続することとなっている。共同保育終了後も三者協議会を通じて市が関与していく。

さらに、移管先法人には第三者評価を受診することを求めているほか、市による指導監査に加え、保育課でも保育の実施状況を確認することとしている。

○ 三者協議会が終わった後の市の関わりはどうなるのか。

⇒ 1つの民間保育園としての関与となる。

○ 指導監査はどのようなことを監査するのか。

⇒ 財務面、運営面、保育内容や給食等、全般的な監査を行う。

○ 民間保育園が給食をなくすと言った場合、市はどのように対応するのか。

⇒ 保育園において給食をすべてなくすということはないと思うが、弁当持参日があまりに多いような場合は指摘することとなる。

○ 認可保育所については、市が指導監査を行っているにも関わらず重大な事故が起こった。事故が起こってから特別監査では、保育園の運営のあり方にも問題があったことがわかっている。市が毎年指導監査をしているから安心できるということではない。

民間移管に当たっても、特別監査並みの審査をしてもらいたい。

○ 移管の検証についてはまだ検討中とのことだが、その中でなぜ6箇所を移管することになるのか分からない。きちんと検証してからでないと民間移管をしてはいけない。

○ 民間移管に伴うリスクの想定やその解決策について議論をしているのか。しているなら示してもらいたい。そもそも民間移管する理由の説明をきちんと受けていない。このような状況で29年度の移管に向けた取組が来年度から始まる予定だが、大丈夫なのか。

⇒ 現在進めている民間移管の検証ができていないことについて不安に思われていることは理解する。26年度に移管した園のうち1つの園では、ほぼ引継ぎが終了している状況である。もう1つの園でも、まだ市の職員が保育に入って引継ぎを行っている場面もあるが、概ね引継ぎはできている。最終的には検証をしたうえで、お示しさせていただきたい。

○ 参考資料として、平成25年度の募集要項が配付されているが、以前のものでは議論できないということは前回の説明会でも批判されていたことである。27年度の募集要項について、骨子だけでもできているはずではないか。それを出すことはできないのか。学校法人を対象とすることになり、前回の募集要項は全く適用できない。

⇒ 前回の説明会で批判があったことについてはお伺いしている。この度はイメージを持っていただくため、資料として配付させていただいた。今後の民間移管に係る募集要項については、保護者の御意見もお聞きしながら作成していく。現時点では、これ以上お示しできるものはない。

○ 学校法人を含めどのように審査するのか。どう審査するか大丈夫、という説明を聞いていない。何の保障もなく学校法人を対象とするのはおかしいのではないか。

⇒ 4月に向けて作成の検討に入るものであり、現状、お示しできるものがないのは事実である。募集要項は、保護者や選定部会委員の意見をお聴ききして作成していくものである。

○ 基本方針（改定版）に「新たな保育ニーズ」とあるが、そもそもの保護者のニーズはどういうものと考えているのか。生活するために働く必要があり、そのために子どもを預ける必要があるが、預かってもらえればよいというものではない。開所時間も重要であり、また保育所でしかできないことをしてもらいたい。教育は必要なく、必要ならば幼稚園に行けばいいのではないか。

○ 教育を求めている人もたくさんいる。特に障害児は、保育所でそのような保育をされるとついて行けない。いろいろな保育所があってほしい。その一つとして、誰でも行ける保育所として市営保育所を置いておいてほしい。移管後の園が気に入らなければ転園すればよいと言うが、できる保育所がない。医療的ケアができる保育所は市内に1箇所しかない。市営保育所を残して、できれば看護師を置いてもらいたい。移管先に学校法人を加える必要はない。

⇒ 教育については、保育所でも行っている。民間保育園も市営保育所も保育所保育指針に基づき保育をしており、園によってその方法は異なるが、保育所の役割として養護と教育を行っている。

○ 聚楽保育所は、保育所の選択肢が少ない保護者が多い。近くに延長保育を行っている保

育所が少ない。また、聚楽は1階建てだが壬生は2階建てで、障害児の場合、壬生は難しい。セーフティネットとしての役割の重要性を考えてもらいたい。聚楽保育所では、いろんな子がいて触れ合いながら成長していくという環境がある。認定こども園にはそういう出会いがない。インクルーシブやノーマライゼーションが言われているが、その中で市営保育所は重要である。このことについてどう考えているのか。

⇒ 市営保育所だけが障害のある子どもを受け入れるのではなく、どの保育園も受け入れられることが必要であると考えている。

○ 今の聚楽保育所の保育についてどう考えているのか。保護者は聚楽保育所にとっても感謝しており、結束力も強く、施設の修繕なども保護者が進んで協力している。これは保護者の保育所に対する評価である。市はどう考えているのか。

○ 障害児は壬生保育所にもたくさんいる。1箇所だけ市営保育所を残してそこに障害児を集中させるのはおかしい。幼稚園も受け入れてもらえないか回ったが、受け入れてもらえるところはなかった。障害のある子を持つ親の大変さは当事者にしか分からない。数字に現れないところも見てもらいたい。

○ 市営保育所の標準的な質の高い保育を提供するという役割の大きさを認識してほしい。市が聚楽保育所をどう思っているのか、あるいは役割をどのように認識しているのかを示した資料がない。このような保育所を引き継ぐ大変さを認識してもらいたい。

○ 民間移管することによって、保育の水準や内容が低下することはやむを得ないと考えているのか。何が何でも保育水準や内容を維持しなければならないと考えているのか。

⇒ やむを得ないとは考えていない。今の保育水準や内容を維持するために引継ぎを行っていく。

○ 引継ぎ期間が終わった後はどのように保育の水準や内容を保障するのか。何をもって保育水準や内容を量るのか。保育課としての保育所の評価と保護者の評価が異なれば、移管後の引継ぎの評価も異なってくる。

○ 今回も運営費の差に関する説明はまたしないのか。また、めろん組（地域子育て支援拠点事業）や園庭開放の利用者には移管について説明したのか。

○ 新制度に係り、政府から1年以上勤続の保育士の給与増額や保育所の新設に関して予算が付くという状況にもなっている。財政について状況が変わっていることを踏まえて、再度、民間移管について考え直してもらいたい。

○ 前回の説明会で、保護者の意見を上に伝えると言っていたが、届いているのか。市長に意見は届いているのか。反応はどうだったか。聚楽保育所の現状も踏まえて保護者の意見を上げているのか。

⇒ 市長にも保護者の意見は伝えている。今日いただいた御意見についても実態も含めて報告する。まだ説明が十分でない点については、改めて説明させていただくが、民間移管の方針が変わるものではないので、移管の手続き自体は進めていきたい。

○ 子ども・子育て会議や選定部会等有識者の会議に保護者の意見を資料として出してもらいたい。

○ 保護者の声を尊重し、民間移管の問題点について改善してもらいたい。それが保育課の仕事ではないか。保護者が問題と思っていることを課題と認識されていないのではないかと感じてしまう。具体的に、どういったことを課題と考え、どう改善するつもりなのかを

示してもらいたい。

⇒ これまでの説明で不足している部分については、説明していく。問題点については、今のスケジュールの中で検証しながら改善し、移管に向けて取り組んでいく。

○ 保護者にもいろいろな意見があると思うが、保育水準や内容の維持は絶対条件だと思う。今日の回答では安心できない。保育課としては、保育水準や内容を維持するつもりだとはっきり言っていたきたかった。そのためにどうするかというところを一緒に考えていきたかった。

○ 聚楽保育所の民間移管対策委員会で、民間移管に同意できない4つの理由を挙げているので確認しておきたい。

- 1 低コストを理由とした民間移管では取り替えることはできない「公的な保育」の役割を担っている。
 - 2 先に移管された2円の「保育の質」の継続と子どもたちへの影響や負担などへの検証がない。
 - 3 改定案には「認可保育園の運営」の条件が外れ、保育内容を無視した移管が行われる可能性がある。
 - 4 現在入所している子どもの保護者、また移管について十分な説明を受けていない保護者の「保育園を選ぶ権利」の侵害になる
- また、これまでの質問で回答できていないものについては、次回に回答してもらいたい。

市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）
に係る聚楽保育所保護者説明会について（摘録）

※本摘録は、7月に保護者の皆様に配布させていただきましたが、改めて「京都市からの説明事項」の内容を加筆したものです。

- 1 日 時 平成27年5月29日（金） 午後8時から午後10時5分頃まで
- 2 場 所 聚楽保育所
- 3 出席者 保育課・公営保育所担当課長、保育担当課長、担当係長2名、公営保育所係長
保護者 20世帯
- 4 説明会の内容

（1）京都市からの説明事項

・保育所等の運営に係る経費について（配布資料を基に説明）

本市全体において、保育を必要とする児童が増加しており、保育ニーズに応えるため、右肩上がりになっている保育園等の整備や運営に係る財源を様々な確保する必要があり、移管の取組を進めている。

なお、平成27年度から保育所の運営に係る経費に京都府からの補助が一部充当されるが、一方で、国から京都市に交付される地方交付税が減額されることとなるので、市の財政負担が軽減されるものではない。

・横浜市における保育所条例廃止に対する最高裁判例

指摘されている横浜市での移管に係る司法判断については、条例の改正に伴う保育所の廃止に対して示されたものと承知しており、移管自体が適法か、違法かの判断は下されていないと理解している。

なお、条例廃止には、十分な移行措置、保護者説明等の適正な手続きが必要とされており、本市としては、現に立地する保育所で民間へ移管すること、また他都市と比較しても長い期間を確保している最長2年間の引継ぎ・共同保育により本市の保育をしっかりと引き継いでいくことや、保護者説明、三者協議会の運営等により、できる限り入所されている児童に影響がないよう、丁寧な移管手続を進めさせていただきたい。

・平成27年度移管先法人等募集要項（案）（配布資料を基に説明）

錦林保育所及び砂川保育所の移管に関する募集要項案は、平成25年度に九条保育所、吉祥院保育所の移管先を募集した際の募集要項を基に作成している。

この募集要項案の作成に当たっては、保護者からいただいた御意見も踏まえて、平成25年度の募集要項から変更を加えるなどしている。

具体的には、申請の資格について、京都市内において認可保育所、認定こども園又は

認可幼稚園の運営に現在携わる社会福祉法人又は学校法人等であることとしており、今年度の募集から、子ども・子育て支援新制度を踏まえて、認定こども園への移行も想定し、移管先対象を学校法人等にも拡大している。

18ページの「移管後の運営に係る基本事項」について、これまで募集要項の別紙として付けていたものであるが、市営保育所の保育を引き継ぐことを十分に認識してもらうために、申請者が各基本事項を確認し、チェックするという様式で、提出書類に追加した。この中で、職員数について、障害児認定区分に応じた職員加配基準に基づき保育士を配置することを記載するとともに、保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭）として経験10年以上又は法人が運営する園での経験が7年以上の保育士を2人以上（うち1人は乳児保育経験のある者）確保することとして、より細かに条件を設定するようにしている。

また、お配りした募集要項案には添付していなが、現在の保育所のこういうところを残してほしい、引き継いでほしいという保護者の皆様の御意見を取りまとめていただき、今後、募集要項の参考資料として添付する予定である。

学校法人を申請対象に加えたことから、学校法人に係る審査方法（案）を新たに作成し、給食をはじめとした複数の項目について、今後、選定部会で審議していただくこととしている。

募集要項中においては、P41の外部評価では学校評価を加え、P69の職員の配置計画では、乳児保育の経験の有無を確認する項目を設けている。さらに、P87の団体のPRで保育所運営の実績のない団体に具体的な記載を求めるようにしている。

（2）質疑・応答（○：保護者、⇒：京都市）】

○ 1月23日の説明会で回答が示されていない項目があり、3月30日付けで再度の説明会を要望したが、4箇月以上の間が空いた。また、説明会に当たり、質問項目の事前のすり合せもされなかった。これでは、説明が不十分と指摘されている状態で、保護者を軽視していると言わざるを得ない。改めて保護者会として文書で申入れをさせてもらう。

⇒ 1月23日以降の説明会の案内等について、3月13日にお電話をいただくまで、こちらから連絡をしなかったことに対しては申し訳ないと思っている。その後の開催日の設定については、保護者会の方には電話及び電子メールで継続的に連絡を取らせていただいた。また、事前のすり合せについては、要望書に、「当日は、保育課で把握されている質問項目の回答・説明のみで、保護者からその場で新たな質問はいたしません。」と記載があったため、事前の調整は必要なしと理解させていただいた。以後は、事前の調整をさせていただきたい。

○ 今回の説明会で配布された募集要項案における学校法人の審査方法（案）について、給食に関する取扱いだけを取り出しているが、これだけではなく、乳児保育に係る別

の審査項目を設けて細かく見なければいけないのではないか。

- 乳児保育の経験があるところとないところを平等に点数配分する必要はあるのか。
食事以外の部分でも差を設けるなど、乳児保育をもっと重く受け止めてほしい。この審査方法（案）では、乳児保育が引き継げるのか不安を感じる。
- 現在、乳児保育の経験がある法人と、ない法人の差を適正に評価することが最も公正ではないか。
- 応募の事業計画はあくまで計画であり、裏付けがないと思う。本当に実行できるのか。

⇒ 本市としては、学校法人に係る審査方法の案については、今年度の第1回市営保育所移管先選定部会で、保育園を運営していない法人が、審査基準の中で実施していない項目を評価の対象外とすることにより、学校法人に有利にならないよう、また、実施していない項目について全く得点できないことにより過度に不利にならないよう、実地審査の項目の内容を一部変更するなどして評価することを提案させていただいた。
この審査方法の案で学校法人について審査ができるか、選定部会で検討していただくことになる。

また、乳児保育の経験がある職員の配置については、書面審査で確認する。

- 今回の説明会で保護者から出された意見について、平成29年度移管の募集要項案に反映できるのか。できなくてもこのような意見が出たと選定部会で報告すべきだ。
移管をより良くしようという意見を聞こうとしないのなら、説明会自体を行う意味がない。

- 保護者が意見を言う場はないのか。説明会は双方向的なものであるべきではないのか。保護者を軽く見ないでほしい。

⇒ 今回、御提示させていただいているのは、錦林保育所と砂川保育所についての募集要項案であり、現在、両保育所の保護者の御意見をお聴きしているところである。本説明会でいただいた御意見は、今年度の募集要項に反映させることはできかねるが、聚楽保育所に係る募集要項については、来年度に審議されることとなるので、改めて御意見をお聴きする場を設けさせていただく。

- せめて障害のある子どもに配慮し、看護師を配置する応募法人には、加点するなど、民間移管の数少ないメリットを出し、保護者を安心させるようにしてほしい。
- 基本事項の中で障害児保育を経験している保育士を配置することを求める項目を追加してほしい。

⇒ 御意見としてお聴きする。

- 選定部会委員による移管対象保育所の現地視察では、午睡の時間と重なり、子どもの保育内容よりも施設面だけを見ているのではないかと錦林保育所の保護者から指摘があったと聞いている。

- 朱雀乳児保育所の現地視察では、午睡の時間帯を視察することがないようにしてほ

しいと要望していた。今回の移管に当たり、朱雀乳児保育所での経緯・意見が活かされているとは思えない。今までの保護者意見は何の意味があったのか。

⇒ 次回の实地審査までには、午前中の間に委員に見ていただけるように日程調整を行う。

○ なぜ聚楽保育所が民間移管の対象となったのかという説明がない。

⇒ 比較的大規模でターミナルに近く、中京区及び右京区をカバーする広域的な地域子育て支援拠点を壬生保育所としたということで本市としては御説明させていただいている。

○ 次回の説明会の日程を提示し、再度開催してほしい。そして、保護者が納得するまで説明会を継続して実施してほしい。

⇒ 次回の開催日程案について、改めて提示させていただく。

○ 保護者が懸念するところは認識しているのか。保護者の声を尊重し、民間移管の問題点について改善してもらいたい。また、保護者説明会で上がった意見については、どこまで報告するのか。単に上に伝えるだけではなく、保育課としてどう受け止めたのかについても併せて上げてほしい。

⇒ これまでの説明で御意見・御指摘のあった部分については、子育て支援政策監まで伝えている。問題点があれば、改善を検討しながら、今後の移管に生かせるよう取り組んでいく。

○ 聚楽保育所の移管先法人募集要項案を作成する際には、保護者会から出た意見を受け止めて返してほしい。

⇒ 募集要項案の作成に当たっては、保護者会の御意見をお聴きしながら、本市で検討していく。

○ 当初の時間をオーバーしているが、今回の説明会では、他のどのようなことを説明する予定だったのか。

⇒ 聚楽保育所における障害児保育、移管後の検証等を御説明する予定としていた。

○ パブリックコメントに関する説明がまだされていない。

○ 本日説明された項目は割愛するが、聚楽保育所保護者会からの京都市保健福祉局子育て支援部保育課に対して次のことを申し入れる。

説明会を通して保護者の納得・了解が得られない場合は、必要な回数を確保してほしい。

次回の説明会より、今年度の京都市営保育所移管先選定部会委員が説明会に同席するように案内してほしい。

⇒ 御案内はできかねる。

○ 前任の坂本課長から、以前の説明会で案内することはできると回答があった。

⇒ 今年度は、錦林保育所及び砂川保育所の選定事項について審議していただいている。御案内するとしても、来年度と考える。

- 案内くらいできないのか。持ち帰って検討してもよいのではないか。
- ⇒ 再度、検討のうえ、お伝えする。
- 次回から予め、説明会の時間配分を考慮できるようにレジメを用意してほしい。
- ⇒ 事前にレジメを保護者会にお送りしたうえで、確認していただく。

市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）
に係る聚楽保育所保護者説明会について（摘録）

1 日 時 平成27年7月15日（水） 午後7時から午後8時30分頃まで

2 場 所 聚楽保育所

3 出席者 保育課 公営保育所担当課長、保育担当課長、担当係長2名
保護者 11世帯

4 説明会の内容

（1）京都市からの説明（各項目にある※については、保護者会から追加で質問をいただいたもの）

ア 聚楽保育所の障害児保育について

・聚楽保育所の障害児保育について

聚楽保育所をはじめ、市営保育所の保育は、障害のある子どもも、障害のない子どもも共に生活する中で、共に育ち合う保育をしている。障害のある子どもについては、発達してきた過程や心身の状況を把握しながら、子ども一人ひとりのニーズに応えることにより、子どもの心身の育ちを図ることができるようにしている。

聚楽保育所で工夫しているところは、担任間やクラス間で連携を図りながら、一人ひとりに応じた援助のため、計画的に保育を行い、障害の有無に関わらず共に生活することにより、障害のある子どもへの理解が深まり、またお互いに認め合い、尊重し合う心を育むことを目指していることがいえる。すべての子ども一人ひとりが個性ある存在として認められる保育を目指しており、また実践しているところである。

保育士間の連携はもとより、障害の状態を把握して適切な援助を行うことが重要であり、聚楽保育所をはじめ、市営保育所で実践している。具体的には、子どもの状況に応じた保育を行うに当たって、指導計画の中に位置付けて家庭や関係機関と連携し、支援のための計画を個別に作成するなどしている。

保育の実践に際しては、計画に柔軟性を持たせ、保育士間で連携する中で、工夫し個別の関わりを持つようにするとともに、療育施設や児童福祉センター等の専門機関とも連携を図りながら、保護者の了承を得たうえで、必要に応じ助言をいただいている。

・障害児保育に必要な専門的な知識・経験について（※）

子ども一人ひとりに障害特性があるため、まず、所長や副所長、保育課の保健師、年度途中入所であれば、担任保育士が、保護者の承諾を基に医師又は療育機関から、保育を行うに当たっての注意事項等聞き、保育所全職員に周知したうえで、受入れの準備を行っている。

受入れ時には民間保育園と同様に、クラス担任が個人月案を作成し、保育に当たっている。24時間を見通した保育という観点から、保護者と連携して保育を行うことが多く、必要な場合は、障害児の巡回をする小児科医、精神科医、療育機関に相談をしている。

市営保育所は、40年近く障害のある子どもを受け入れているものの、職員の異動等もあり、障害児保育を行った保育士は数少ないため、市営保育所の保育士間で経験を伝えやすいという環境を活かし経験を共有している。また、保育士は医師ではなく、障害のある子どもの対応のプロではないが、市営保育所は横の連携により、情報や知識を補完しやすい点で民間保育園との違い

はある。移管に当たっては、横の連携に移管先法人も加わっていただき、知識・経験の共有ができるようにしていければ、より良い移管につながると考える。

・市営保育士の保育士研修について（※）

市営保育所職員研修には、専門的な知識や技術を身に付けること等を目的に、役職研修、新採、初任、中堅職員等の階層別研修、乳児担当、幼児担当、障害児保育担当、調理師等の分野別研修を中心に体系化して実施している。

障害児保育研修については、一部日程を公・民合同で実施しており、その他、民間保育園と共に保育士会、京都市保育園連盟主催の障害児研修や公開保育にも参加している。

・移管先法人への障害児保育の引継ぎの保障について（※）

最長2年間の引継ぎ・共同保育期間で障害児保育も含めて引継ぎを行い、市営保育所職員向け研修への参加も求めている。共同保育では、各クラス1名の職員が従事して責任をもってクラスの子どもを見て引き継いでおり、クラス担任に引き継いでいけるものと考えている。

なお、重度の障害があるなど、特に配慮を要する子どもが移管時に在籍する場合、担当職員は、移管先法人の当該児童の保育担当者に、当該児童の障害特性、介助・支援の方法、保育経過等について記録簿等を基に説明するとともに、個別指導計画や支援計画の作成、実際の保育や介助の方法等を、保育を実践する中でより丁寧な引継ぎを行っていく。

移管後においても、市営保育所と密に連携しながら、障害児保育のノウハウを共有していただけると考えている。

イ 地域子育て支援事業を御利用されている方への説明について

・地域子育て支援事業を御利用されている方への説明について

地域子育て支援については、地域子育て支援事業、地域子育て支援拠点事業の2つがあり、めろん組については、地域子育て支援事業となる。園庭開放、子育て相談等地域子育て支援については、移管先法人に引き継ぐこととしており、めろん組についても引継ぐこととなる。地域子育て支援拠点事業は、専任保育士が主に地域へ出向き、園庭開放まで来られない方などへの家庭訪問や地域のネットワークづくりのサポート等を行っており、移管後は、壬生保育所が中京区を担当し、地域子育て支援拠点事業を引き続き実施していく予定である。

めろん組を利用しているのは、3歳児までが多く、平成30年度の移管時には、保育園や幼稚園に入園されておられるものと思われるが、利用されている方への説明については、周知文の掲示や今後、職員からの声掛けをしていく中で移管先法人に引き継がれていくことを既に移管された保育所の状況も含めて周知をさせていただく。

・移管後の実施状況について（※）

移管した4箇所の保育所の園庭開放の状況は、概ね継続して実施されており、3箇園で週6日、1箇園で週5日の園庭開放を実施している。

ウ 移管後の検証について

・移管後の検証について

これまでの移管の取組で保護者、移管先法人、京都市から構成される三者協議会を設けさせて

いただいております。より良い移管に向けて移管の前年度から、引継ぎ状況についての報告や、移管後の保育園の運営についての協議を定期的に行っており、移管後においても、日々の保育や運営等について、保護者から意見をお聴きし、協議している。

三者協議会そのものが即効性を持って課題を解決するものであると考えており、移管後については、保育担当課長が移管保育所を訪問し、保育の実施状況や審査基準が遵守できているか、状況を確認し、課題があれば法人に伝えるとともに、確認結果について三者協議会で説明している。

また、移管後の子どもの様子や移管保育所の運営等について意見を聴くため、今年5月末から6月にかけて保護者アンケートを実施し、今後、結果については、三者協議会で報告し、また聚楽保育所の保護者の方にも御覧いただけるようにしていく。

移管について、三者協議会で課題解決を行いながら、保育内容や子どもの状況を確認していくことを検証の一つとさせていただいている。

・移管保育所でのアンケート結果の開示について（※）

昨年11月に月かげみどり保育園、こぐま第二保育所で実施したアンケートについては、移管前後の子どもの状況や共同保育に従事する職員の引上げ等に関する質問に回答いただいた内容は、三者協議会でお伝えしたうえで、三者協議会の概要として、各保育所で閲覧できるようにしている。しかしながら、公表を前提として保護者の方に記載いただいたものではないため、自由記述欄に関しては、詳細の内容を公開することは考えていない。

なお、現在、取っているアンケートは、公表を前提として保護者の方に理解していただいたうえで実施しているので、自由記述欄の記載についても公表していく予定である。

・移管先法人の保育士・調理師の離職率について（※）

移管後の保育園の保育士や調理師が退職した都度、当該園の保護者には報告されている。また、法人の離職率については、京都市情報公開条例に基づき、本市が公表できないと考えている。

・検証に代わる役割を三者協議会が担うかどうかについて（※）

検証に代わる役割を三者協議会でしていただくことをお願いしているわけではなく、移管をより良くするため、三者協議会で移管の引継ぎ状況についての報告や、移管後の保育園の運営について協議を行うこととしており、日々の保育や運営等について、保護者から意見をお聴きし、課題があれば解消していくものという理解をしている。

エ 「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）」案に対する市民意見募集結果について

「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）」案に対する市民意見募集（パブリック・コメント）の結果、提出件数は、2,043件であり、意見件数としては、2,679件をいただいた。意見の内容については、民間移管に関することを非常に多くいただいた。

パブリック・コメントは、京都市市民参加推進条例において、市政への市民参加を推進するための手続の一つとして定められており、「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）」案について、広く市民の意見を募集するために実施させていただいた。

民間移管に対して多数の意見をいただいたが、民間移管に関してのみパブリック・コメントを行ったものではなく、市営保育所の今後のあり方全般に対して、御意見を募集させていただいた。

市営保育所の民間移管については、京都市社会福祉審議会でも1年4箇月に渡る審議を経た最終

意見を踏まえ、本市としての方針を出させていただいていることから、意見が多数あったことを受けて民間移管を止めるものではないが、可能な範囲で御意見を反映させ、民間移管についても配慮できるものはないかということで案から変更をしたところがある。主な変更点として、具体的には、障害のある子どもに対する職員加配について、公・民の職員加配の統一化を図ることを明記した。

また、移管時に、重度の障害があるなど、特に配慮を要する子どもが在籍する場合は、より丁寧な引継ぎを行うこととした。これは、1対1の対応が必要な障害児については、クラス担任が引き継ぐことが厳しいということもあり、共同保育に市営保育所職員が残り移管先法人に引き継ぐことを予定している。更に、本市が毎年度実施する指導監査に加えて、当分の間、移管後の保育園を定期的に訪問し、保育の実施状況を確認するとした。

・検証をしていないのに円滑な移管といえるのか（※）

平成26年度に移管した朱雀乳児保育所と室町乳児保育所における三者協議会で、課題等について協議をしてきたが、大きな課題等が策定時までに出されたことはなかったという状況を踏まえ、円滑な移管ができているという記載をさせていただいた。

（2）質疑・応答（○：保護者，⇒：京都市）

○ 市として聚楽保育所の障害児保育をどのように評価しているのかお聞きしたい。

⇒ 市営保育所では、障害のある子どももいない子どもも一人ひとりの気持ち、思いに沿った援助を基本姿勢としつつ、各保育所の保育士が障害のある子どもについての理解を深めるため、研修を受けて各保育所で知識の共有を図り、クラスの中で生き生きと過ごせるよう考えながら保育に当たっている。

聚楽保育所の評価として一概に言えるのかということはあるが、長い障害児保育の経験と保育士間の横の連携を活かして、計画的な保育を実践している。

○ 公民で障害児の受入割合を比較したときに、市営保育所は民間保育園よりも障害児の受入割合が高いが、市営保育所の中で受入割合に差はあるのか。また、聚楽保育所が特段高いということはあるのか。

⇒ 年度により異なることもあるが、障害の程度も様々であり、人数のみをもって差があるとはいえないところがある。

○ 障害児保育は一定の知識・経験がないとできないのではないのか。

⇒ 人事異動により、保育士によって障害児保育の経験に差が生じる。療育施設等、様々な関係機関からの助言等により、援助の仕方について知識を積み、職員間で情報を共有する。保育に関しては、クラス担任に責任はあるが、園庭での遊び等においては、保育所全体で障害特性を理解するとともに連携していく必要があり、また実践している。

○ 市営保育所での高い評価は可能かと思うが、聚楽保育所だけ特別取り出して評価することは違うのかもしれない。

⇒ 各保育所の大きさや、ホールの有無等が違うため、子どものことを考えながら工夫し、一人ひとりに応じた援助を大切にしている。

○ 障害者差別解消法が来年度から施行されるが、自閉症等、環境変化に敏感な子どもへの影響を

踏まえると、民間移管は、合理的配慮の観点から問題があると考えている。

移管になった場合でも、運動会や生活発表会等の行事で、障害のある子どもがインクルーシブで参加している状況を必ず確保してもらう責任を市が持つことを保障してもらいたい。選定部会委員も現状を維持する法人を選定してほしい。

⇒ 障害のある子ども、ない子ども含めて市営保育所の保育の引継ぎは移管先法人に行っていく。行事についても同じ対応で引き継ぎ、選定部会委員には、審査の際にヒアリング等において、確認をしていただく。

○ 聚楽保育所の保育を引き継ぐ法人を選定される部会の委員や保育課の事務職には、各行事の現状を知ってもらうために視察に来てしてほしい。できなければ、すべて録画して必ず確認するようにしてほしい。

○ 事務職も各行事を見に来てもらわないと保護者は納得しない。保育士経験がある職員は、障害児保育のイメージがあると思うが、事務職もきちんと見たうえで、移管先法人のやっている内容とどこが違いどこをクリアするのか、保護者に伝えてもらった方が安心できる。これまで、違いを明らかにせず、問題ないと言われてきたので、現状を踏まえてから引継ぎ方を明らかにしてほしい。

⇒ 移管先法人の保育と市営保育所の保育の違いはあると思うが、比較をするのではなく、市営の保育を丁寧に引き継ぐ必要がある。

○ 丁寧な引継ぎとは何かを考えてほしい。現在、聚楽保育所で行っていることを引き継ぐために現場を見ていないにも関わらず、どのように引き継ぐのか。必ず、民間と市営では違いが出てくる。一つひとつ保護者に説明しないと丁寧さが伝わってこない。

○ 療育施設が民間委託されたときにプールの着替えの場所が変わったが、歩行できない子どもがその場所で着替えられないことに気付くスキルが委託先の職員にはなかった。利用者にとっては、公・民どちらであっても、サービスが同じであればいいとなるが、困ったときの相談先がない。困ったときに諦めてしまう方も出てくるのではないかな。

○ 障害児を受け入れている民間保育園で運動会があり、障害児が参加していることで競争に負けてしまい、他の児童が先生に勝てなかったと言った。このため、どのように対応すればよいか、市営保育所の先生に相談した時に障害児が保育園にいたことが当たり前なので、そういう状況は起こらないということだった。市営保育所の保育士は、障害児がいてもどう遊べるのか教えてくれる。ダメなことをしても友達が教えてくれる。急に変わることにより、伝統をどう引き継いでいけるのか、現状では不安が残る。

○ 聚楽保育所では、平屋建てであるから、歩行できない子どもも受け入れられる。中京区において、聚楽保育所を移管対象とした時点で合理的配慮違反ではないか。また、壬生は異年齢保育をしているが、聚楽はそうではない。市営保育所の中で異年齢保育と同年齢保育の選択肢をも奪われることになる。

聚楽保育所と他の5箇所の移管対象保育所を一括りにしないでほしい。聚楽にはこれまで培ってきた伝統、保護者会、地域とのつながりなど独自の特色があることを踏まえた具体的な引継ぎをよく考えて説明してほしい。市営保育所の保育士が異動してきてもできるから、同じように民間移管しても移管先法人が聚楽保育所の保育をできるという考え方は違う。

⇒ 日々積み重ねた聚楽保育所の保育を引き継ぐことに関して、事務職が各行事を見て教えられるのかというとそうではなく、保育士に負担をかけることになるが、保育の引継ぎについては、当該保育所の保育士が担うことになることは、他の移管保育所でも同じである。

移管対象保育所については、保育担当課長が実際に行事や保育を視察しており、また内容も理解している。移管後の保育所へも定期的に見に行き、引継ぎができていないか、確認をしている。

地域との連携についても、移管先法人が選定されれば、引継ぎの中で法人も同行して説明にお伺いする。

○ 移管対象となり、通常時とは違うので、担当課長が行事を見に来てほしい。選定部会委員にも聚楽保育所の現状を引き継ぐ法人を選定するのだから、一緒に来てほしいと言ってほしい。そうでなければ、保護者のことを理解しようとしてくれないように感じる。

○ 療育施設の民間委託について、以前の説明会では、担当が異なるということだったが、我々は同じ市の職員と話をしている。民間委託で出た話を活かしていくという態度をとらなければ、保護者の言うことは聞いてもらえないということになってしまう。

⇒ 以前の説明会で、療育施設の給食の件について、初めてお聞きした際に、急に廃止されたと思い、驚いたと申し上げたが、後日、翌年の4月から運営の関係により廃止されたと確認した。

○ 翌年から給食がなくなるという内容の資料であったが、利用者に説明がなかった。何でもこのように進んでいくという印象がある。運動会の形は引き継ぐとはいえ、現実的に中身の問題が起これるのではないかと思う。どのように丁寧に保育を引き継ぐのか、いかに聚楽保育所の伝統、良さを引き継ぐのかをよく考えてほしい。

○ 保護者が聚楽保育所の残してほしいところを市に要望しても主観として排除されるのなら、現在の聚楽保育所の現状を第三者に客観的に評価してほしい。

○ 保護者が求めていることに即して話していただき、これから進めていってほしい。

○ 引継ぎ・共同保育について、例えば、移管後の1年間は9割を市営保育職員とし、徐々に移管先法人の職員の割合を高めるなどできないのか。

⇒ 移管後の共同保育の中で最長1年間は、市営のクラス担任が残って保育を引き継ぐが、その他は移管先法人の職員が保育を行うことになり、9割を残すという御要望には沿いかねる。

○ 共同保育の期間を延ばすなど、柔軟に検討することはできないのか。移管後の保育所への市職員の派遣を2、3年かけて減らし、皆が納得できるようにするのが市の責任ではないか。

○ 民間移管の良い点として、異動がなく、ずっと丁寧な保育の経験が積めると聞いたが、それは、10年、20年先の話かと思う。経験を重ねていけるまでの間の移管方法について、どのようなことができるかを探っていく方向性を持つてほしい。

○ 公・民を比較して、公は高コストであり、移管によって生じる財源で新たな保育ニーズを確保していくと説明を受けてきたが、子ども一人当たりにかかる費用というよりも、費用対効果の視点で考えていかなければいけないのではないかと。移管により、一度失った市営の保育はもう取り戻せない。市は、目先の財源のことばかり追いかけてリスクを顧みず、20年、50年先の長期的視野で市の保育を考え、移管を議論していかないと、この先どうなるのか危機感を覚える。

聚楽保育所の民間移管に係る意見交換会について（摘録）

1 日 時 平成27年8月19日（水） 午後7時から午後8時30分頃まで

2 場 所 聚楽保育所

3 出席者 保育課 公営保育所担当課長、保育担当課長、担当係長2名
保護者 7世帯

4 意見交換会の内容

質疑・応答（○：保護者，⇒：京都市）

○ 5月29日にあった説明会の摘録について、京都市からの説明内容が分からないので、改めて記載したうえで、配布してほしい。

⇒ 御指摘の箇所について補記したうえ、配布させていただく。

○ 市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）（以下「基本方針（改定版）」）についての説明会から、意見交換会と名称を変えた理由について教えてほしい。

⇒ 基本方針（改定版）については、一定、御説明差し上げたという認識である。ただ、移管について、様々に御質問はあり、引き続き御回答はさせていただきたいと考えている。説明会というよりも、民間移管についての意見交換の場として、お話しができないかということで、名称を変えさせていただいた。

○ そのような説明が案内にないと保護者は分からないので、あらかじめ補足をすべきだったと思う。今後は丁寧な案内をしてほしい。

○ 基本方針（改定版）の中に移管に係るプロセスがあり、入所児童の保護者への説明会の開催を書いているが、意見交換会もこの説明会に入るという位置付けなのか。

⇒ 民間移管に関する説明会という捉え方をさせていただいている。

○ 保護者からの意見を聴いてもらい、交換し合うという前提なのか。

⇒ 本市として、基本方針（改定版）に対する説明会を何回かしていく中で、回答できなかったことを説明してきた。今後、意見交換会での質問や意見等をお聴きし、聚楽保育所の募集要項の作成へ向けてつなげていきたい。

○ 5月29日の説明会では、聚楽保育所の保護者から、募集要項案に問題があるのではないかと指摘があったが、「錦林保育所と砂川保育所についての募集要項案であり、現在、両保育所の保護者の御意見をお聴きしているところである。本説明会でいただいた御意見は、今年度の募集要項に反映させることはできかねる」と摘録にある。聚楽保育所の保護者にとっては、初めから継続していると思っている。保育課の言い方では、区切り、違いがあつて、募集要項案について当該保育所以外の意見反映はできないとのことだが、聚楽保育所にも関係があるので、意見を出した。錦林及び砂川保育所で行われようとしている移管の取組に、聚楽保育所の保護者が意見を出していた障害児保育が反映されるのか関心事である。意見が反映されなければ前例になってしまうので、出た意見については、よく検討して反映できるものはしてほしい。市営保育所であり、同じ問題を抱えていると思うので、区切りを付けず、また保育所を移管年度で分けずにそのつど意見を反映されるようにしてほしい。

⇒ 5月29日では、意見交換の場を設けさせていただくことはできると御提案した。保護者の御

意見をお聴きし、来年度の募集要項を作成していきたい。

- これまで、市に対して不信感を持っているので、こういった場でも保護者の意見は何らかの形で活かして参考にするというようにしてもらいたい。

⇒ 貴重な御意見として参考にさせていただきたい。

- 民間移管に99%反対があっても、説明が不十分でも移管を進めると言うからまったく聴いてもらえないと思ってしまう。

- 意見交換会とするのは、ポジティブでいいと思うが、名称を変更した理由について、今回の案内文で周知してほしい。

⇒ 次回以降の案内文で周知させていただく。

- こちらの質問に一通り答えていただいたことを踏まえ、改めて質問をさせてほしい。

障害者差別解消法における合理的配慮の考え方についてはどうか。

⇒ 平成28年4月に施行される障害者差別解消法に基づき、本市でも対応要領を策定することになっており、市営保育所もその中に入ってくる。民間移管は同じ場所や建物で行うものであり、ハード面で環境に変わりはないが、子ども一人ひとりに対する丁寧な保育の引継ぎに加え、保護者の御意見をお聴きしていく。民間移管そのものが、合理的配慮に欠けているかということについては、必ずしも、そうではないと認識している。

- 合理的配慮を求めるのは障害のある子どもの保護者になる。丁寧な引継ぎを合理的配慮として保護者が求めた場合は、基本的に、話合いのうえで認めていく方針でないと、先ほどの回答では、現在の移管手続きと何も変わらない。保護者の立場を十分反映させないと、法の趣旨からも外れることになる。

施設面に関しては、基礎的環境整備として、当然に行政がすべきことであり、合理的配慮というのは、例えば、自閉症のある子どもが環境変化に慣れにくいから、引継ぎ期間を長くするようにと保護者が求めて聚楽保育所が受けるということである。基礎的環境整備と合理的配慮を混同しており、明確な回答ではない。合理的配慮は公的施設である市営保育所では、法的義務が課されるが、民間施設となる民間保育園では努力義務に止まる。このため、障害のある子どもの保護者にとって、民間移管される、されないでは大きく変わってくる。

民間移管をされる前提で話されるなら、条例、規則や募集要項等で公的施設と同様に罰則を伴う義務化をしないと、移管時には明確なデメリットになる。義務化する方向性で努力するというスタンスを見せてほしい。

⇒ 移管先に義務化を求めるかどうかは、今後、検討させていただくこととしたい。基本的には、移管先法人に障害のある子どもの保育の引継ぎを継続してもらう。

- 障害のある子どもの保護者が引継ぎ期間について、合理的配慮を求めた場合、現状の手法では、法的根拠がなく、コストがかかっても何らかの対応、措置をしないと違法行為になるので、関係部署とよく詰めてほしい。

⇒ 当方としても、合理的配慮について、今後、十分考えて関係部署と協議していきたい。本市としても、これから対応要領を作成するため、未確定なところもあるが、市営保育所も対象となることを踏まえ民間移管するに当たっての検討をさせていただく。

- 最低限でも募集要項において義務化することを説明されないと保護者の納得は得られないと思

う。また、協議の状況の進捗を聞かせてほしい。錦林及び砂川保育所も同様の扱いをすべきことで一体化して考えなければならない。

- 法律の施行は平成28年度からだが、それよりも前に内容は分かっていたので、基本方針（改定版）を策定される際には、考慮されているはずだが、市として、対応要領が定まるまで、移管を保留すべきであると思う。
- 保育の質や内容は、分かりにくく、点数化されにくいものであるので、合理的配慮に関する義務違反は、明確な論拠ができたと思う。
- 次に、研修について、前回の説明会では、階層別等に体系化して実施され、障害児保育についても、一部日程は、公民合同でされていると説明があった。研修と各関係機関との連携もあり、聚楽保育所の障害児保育が行われていると受け止めた。移管先法人の職員にも同じ研修を受けてもらい、各関係機関との連携も同じく引き継ぐように約束してほしい。そうでなければ、移管後の保育士の努力だけでは、各種研修は引き継ぐことができない。
 - ⇒ 研修については、公民合同であったり、民間保育園とも共通の部分がある。市営保育所独自の研修については、これまでから移管先法人にお声掛けし、参加してもらっている。
 - ⇒ 幼児担当者研修等、市営保育所の心を育てる保育に関する講義も聴きにきてもらっている。また、日々の保育に加え、共同保育期間中に職場内で研修もしており、ビデオ視聴もしながら、保育を引き継いでいる。
- 移管後に医療機関との連携はどうなるのか。
 - ⇒ 子どもの保育について、関係機関との連携が途切れることはない。療育施設に通われていたら、情報も共有する。
- 今年度に移管された永興くじょう保育園では、検診をする約束だったのになくなったと同園の保護者から聞いた。医療機関との連携が切れていると思うので、市でも努力してもらえないか。
 - ⇒ 健診については、どのような医療機関をこれまで受診していたか案内をしている。永興くじょう保育園は、受診先を探しているうちに実施時期が遅れたが、9月に行うという日程まで決まっている。突然に連携が切られたのではなく、健診も引き継ぐこととなっている。
- 移管されることが分かっているなら、4月の時点ですぐに引継ぎができるよう努力すべきではなかったのか。健診を実施するまでの間はどうか、責任を持って努力してもらえないのか。
- 健診が遅れたのは誰の責任なのか。移管先法人か、引継ぎの責任がある京都市なのか。
 - ⇒ 今回の件に関しては、本市にもどこの医療機関で健診を行うかまでの最終確認ができていなかったというところはあると思う。
- あいまいな答えはよくない。明確に市に責任があったと言うべきではないか。毎年、健診をされていると思うが、医療機関は変わったのか。
 - ⇒ 結果的に同じ医療機関に継続してほしいことはある。永興くじょう保育園では、移管前と同じ医療機関で健診を受けることになった。ただ、これまでと同じ医療機関で健診を受けなければならないという義務はなく、移管先の保育園に選定の裁量がある。このため、本市としては、移管前に受診していた医療機関の案内はさせていただいた。
- それでは、市は案内するだけでよかったということになる。同じように引き継ぐ責任は市ではなく、移管先法人にあることになる。選定の確認までしなかったという市の責任はあるはずだ。

⇒ 案内すればよいのではなく、その確認までできなかった責任はあると考えている。

○ 聚楽保育所の移管後にそのようなことがあったらどう責任をとるのか。移管により生じたマイナスの影響を被った保護者や子どもに対する責任まで考えてほしい。確認ミスが起こったのは移管したからだと思われてしまう。丁寧に引き継ぐというのなら、具体的な項目について、一つひとつ引き継ぐことを保護者に約束してもらわないと信用できない。

○ 永興くじょう保育園の健診に関することを移管先選定部会に報告したのか。何が原因だったのか、どう対応したのか、今後の対策も含めて選定部会の委員に知ってもらうべきだ。選定部会では、移管後の状況をいつも口頭で済ましているではないか。三者協議会の概要はせめて全委員に見てもらい、今回のような事案が起こったときの責任くらいは伝えるべきだ。ひた隠すようなことはしないほしい。

⇒ 報告はさせていただいていないが、永興くじょう保育園における三者協議会でいただいた健診に関する御指摘は、摘録で掲載している。

○ 三者協議会の摘録は、委員に見せていないではないか。また、公表もされていないではないか。移管後の保育所で起こった事案の対策まで報告すべきだ。選定部会以外で報告する機関はない。今日この場で指摘がなければ、どこにも言わずに済んだのではないか。情報はオープンにしてチェックを受けられるようにすれば信用も出てくる。

⇒ 市として隠しているわけではなく、あった事実については、摘録に掲載してオープンにさせていただいている。摘録の中においては、市の責任までは明確にしていなかったが、健診の実施が再び遅れることがないように、今後の移管についても緊張感をもって取り組んでいきたい。

○ 今後起こらないよう、確認時期等をあらかじめ設定するべきだ。

○ 三者協議会の概要は、月かげみどり保育園、こぐま第二保育所に配架されているのか。オープンにするとと言っても当該保育所に限らず、移管対象保育所すべてに配架すべきだ。また、移管後の保育所での配架は、園の裁量だったかと思うので、保護者が閲覧できるようにしておくべきだ。

⇒ すべての市営保育所で三者協議会の概要が分かるように配架させていただいているが、移管後の保育所で配架されているかどうかを確認させていただく。

○ 健診が遅れたことについては重大なことではないかもしれないが、移管の中で起こったことは重大であるかを問わず、移管先法人を審査した選定部会に報告するべきだ。市には引継ぎの一義的責任があり、仮に重大事故があった際、移管先法人に事前に注意を促す案内はしていたが、できているか確認していなかったでは済まされない。

○ 小学校ならプール実施の前に感染症予防のため、眼科や耳鼻科健診は必須である。9月に健診を行うから大丈夫ではなく、遅すぎる。もし、プールの後に眼病が広がったら誰が責任を取っていたのかということになる。

○ 担当課長個人の認識ではなく、組織として、引継ぎの保障をしてほしい。そのためにも、努力義務ではなく義務を課すべきだと指摘している。

⇒ 今後は、しっかりと確認させていただくようにしていく。

○ 第三者による検証は行わないとのことだが、健診をせずにプールをし、大したことはなかった。その間に、例えば、乳児や障害のある子どもに関して、報告する程でもないようなことがたくさん起きているのではないかと保護者は心配している。保護者は子どもを預けている以上、園にク

クレームはつけにくい。専門家の第三者が検証しないと、何かあったときにどうするのか。

- 起きたらどうするかではなく、何かが起きるということをなくしていかないといけない。根本的な原因が何かを押さえないことには、同じことが繰り返されることになる。
- 医療機関と検診する日程を設定するまで市が移管先法人と共同して調整するなどを考えたらよいのではないかと。確認するだけでは不十分だ。
- 重大事故を起こさない体制を募集要項上にも明確にしていき、保護者会と確認文書を交わすなど、明文化して示すべきだ。そういうことがないと保護者は不安で納得できない。今後、検討された方向性を改めて示してほしい。

⇒ 合理的配慮に関することについても併せて検討し、お伝えさせていただきたい。

- 永興くじょう保育園や青い空保育園でのアンケート調査はどうするのか。昨年度、月かげみどり保育園やこぐま第二保育所では、新規入所者や継続入所者にも一緒に調査をしたので、検証とはいえないものになる。そもそも移管をしたのは、市の都合であり、移管した保育所の保護者に負担をかけて申し訳ないという態度で臨んでほしい。また、クレームをつけにくいことを踏まえ、正直に思っていること、言いにくいこともすべて書いてくださいとお願いするべきではないか。

リスクに対する認識や対策があまりにも手薄であり、経験ある市営保育所の保育士から移管先法人の保育士に変わり、検証もしていないのは、明らかに不利益を被っていると思うが、きちんとした対応をするとも聞いている。

⇒ アンケート調査については、移管した4保育所の保護者に協力いただき、6月に実施したところである。

- 4保育所のアンケート結果を踏まえて、聚楽保育所の移管をどうするか説明が必要であると思っているので、時間を取って説明してほしい。
- 三者協議会の概要について、どうして民間保育園に置くように市が言えないのか。閲覧させるかどうか、市が管理せず裁量とするのはおかしいのではないかと。配架し、閲覧させるように指導するのが行政権限ではないのか。

⇒ 市として民間保育園に配架し、閲覧させる指導権限まではない。

- 民間保育園と市営保育所の扱いの差がある。保護者にとっては市の態度、責任の所在に差があるから、民間移管して問題が起こっても市は知らないということになる。市の福祉に対する認識はどうかということになる。保護者に対する情報提供に差を付けないでほしい。
- 民間保育園になると市の関与は減るという市の姿勢の一端を表している。聚楽保育所が移管され、年月が経てば、民間保育園だということでは認可しているだけになってしまうことが、保護者の不安である。合理的配慮について、市はどこまで責任を持つということと、移管する際は、市がきっちり責任を持つことを何らかの形で示さないといけない。
- 今日の市からの説明を聞いていても質問への明確な答えがないように思う。即答できないこともあるかと思うが、今後説明していくと約束してもらえると安心できるし、その積み重ねで信頼関係ができてくる。今の時点では、保護者の心配の気持ちにどこまで応える気があるのか疑わしく感じる。
- 5月29日の説明会では、今年度の募集要項案で紛糾してしまったので、その時にいくつか説明してもらったことについて、改めて質疑をさせてもらいたい。また、これまでの摘録等を見直

していく中で次回以降、説明を求めている。

1

2

3

4

聚楽保育所の民間移管に係る意見交換会について（摘録）

1 日 時 平成27年10月5日（月） 午後7時から午後8時40分頃まで

2 場 所 聚楽保育所

3 出席者 保育課 村上公営保育所担当課長、佐川保育担当課長、小林担当係長、花田担当係長
保護者 6世帯

4 意見交換会の内容

質疑・応答（○：保護者，⇒：京都市）

○ 5月にあった説明会の当初の摘録について、市からの説明内容の記載がなく、改めて配布し直してもらった。これまでの説明会や意見交換会の摘録は、どこまで決裁を取られているものなのか、証拠能力を有しているのか。市と保護者との間で約束したものとして位置付けられるものなのか。

⇒ 摘録については、説明会や意見交換会に出席した者が確認したうえで、公営保育所担当課長が決定している。5月の説明会の摘録については、冒頭の説明部分の記載が不十分であったので、補足させていただいた。摘録には本市の説明や保護者の御質問や御意見の事実をまとめており、説明会でいただいた御意見、課題を移管の取組につなげていかなければいけないと考えている。

○ 摘録に発行日や発行元くらいは載せてほしい。何かあったときに公文書ではないと言われてしまうことも考えられる。また、担当者が異動した際に説明会や意見交換会の内容は引き継がれるのか。

⇒ 異動した際には前任の職員が後任の職員に引き継ぐ。摘録については公文書であり、出席した職員が作成し、確認をしている。

○ 50年、100年が経っても摘録を検証できるように残してほしい。

○ 移管先選定委員会について、非公開である会議の議事録が開示請求されたものの、不存在ということだった。今後は、そのようなことがないように、会議録については、公開、非公開に関わらず、残しておくべきだ。説明会の摘録も今後、検証できるように位置付けられていると思うが、説明内容が抜けた摘録では、欠席した保護者に内容を伝えられない。

移管先選定部会の非公式会議では、録音に基づいた会議録を作り、公開の仕方は別として、記録として残してもらえるのか。

⇒ 記録化していく必要はあると思っている。録音した場合の音声データに関しては、記録化した後に消去することになる。

○ データの保存はしないのか。

⇒ 一定期間は保存するが、音声データの保存年限に関する市の規定はないはずである。

○ 聚楽保育所での説明会の音声データが消去されると、摘録でしか記録は残らないことになる。一定期間とはどれくらいか。

⇒ 記録化までに一時的に保存するものであり、長期間ということではない。

○ 保護者会からの申入れで、市から3箇月間、説明会開催に関する連絡がなかったことへの謝罪を求め、口頭では謝られたが、文書は出されず、説明会で話したことがすべてだという発言だった。音声データを消去して、5月の説明会の摘録のように説明内容が欠落していたら、言った、

言わないということになるので、せめて音声データくらいは残しておくべきだ。

○ そのようなことにはならないと思っているが、摘録に出席者の氏名は記載しておくべきだ。

⇒ この意見交換会の摘録から出席者氏名を記載し、音声データの保存期間についても、確認し、お伝えさせていただきたい。

○ 説明会から意見交換会への名称変更について、周知文に基本方針の改定版の説明を一定したことを踏まえとあったが、我々は説明不十分であり、説明責任を果たしてもらっていないと思っている。保護者と合意形成してから名称変更をするというように丁寧に進めてほしかった。

⇒ 周知文に記載した内容は、前回の意見交換会で当方がお話した内容を記載してほしいとお聞きしたので、そのまま記載させていただいた。なお、基本方針の改定版の説明という位置付けは変わっていない。

○ 理屈上、市からの説明は終わったが、保護者は理解や納得をしていないという思いでいる。

○ 障害児保育について、合理的配慮を移管先法人に義務として求めることを検討するということだったが、検討結果はどうか。また、移管後に様々な課題に対応するための関係機関との連携はどうか。市営保育所が果たしてきた役割として、障害のある子ども、難病を抱える子どもへの対応で諸機関とのつながりがあると思うが、連携などすべて含めて障害児保育が構成されていると考えている。

○ 研修について、市営保育所では、職員の経験年数に応じた「階層別研修」、乳幼児担当、障害児保育担当等の「分野別研修」を中心に行われているとのことだが、障害児保育に対応することとして、単に加配基準上、保育士が足りているということではなく、保育の水準を引き継ぐのであれば、市営保育所の研修を引き継いでほしいと思っている。移管先法人にも研修参加の声掛けをしているとのことだが、応じないようなら、引継ぎができていないとはいえない。

⇒ 障害者差別解消法（以下「法」）における合理的配慮について、本市において対応要領を作成すると聞いている。市営保育所も対象とされており、要領作成の動きに合わせて検討していく課題と認識しているが、次回の意見交換会で回答できるものではないことを理解いただきたい。なお、障害がある子どもへの合理的配慮について、民間事業者は努力義務であり、行政機関は義務であることは十分に認識している。そのうえで、移管前に入所している児童については、市営保育所と同じような状況で引き継ぐ必要があることを踏まえ、全庁的な動きの中で検討をさせていただきたい。

○ 民間事業者は努力義務ということだが、義務化できないのか。

⇒ 移管先法人については、基本事項の中でどのように取り決めていくかということになるが、移管先ではない民間事業者には、市として義務化することはできない。

○ 障害のある子どもの保護者がいくつかの民間保育園を回ったが、受入れを断られたという声を聞いている。市が認可しているのなら、市営保育所に準じたことをしないと、努力義務だけなら、行き場を失う人たちがこれからも出てくるのではないか。

○ 民間保育園での障害児加配基準を引き上げたが、それだけでは解消しない課題がある。法や京都府の「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」では、合理的配慮について、基本的に行政には義務が、民間事業者には、努力義務が課されることになっているが、民間事業者に義務を課することまでを否定していない。民間移管で市営保育所が減っ

ていけば、義務的に合理的配慮を提供する機会が減ることになり、障害のある子どもが市営保育所に集中する。

- 基本方針の改定版では、民間移管しない市営保育所は、広域的な子育て支援拠点として機能強化を図ると書かれているが、障害のある子ども、虐待を受けた子どもが遠方から通えるようにするため、比較的大規模でターミナルに近い市営保育所を残し、機能強化をするということだと思っている。

- 市営保育所の役割の一部だけを取り出して機能強化をすると、インクルーシブ保育が成り立たなくなる。障害のある子ども、虐待を受けた子どもなど、配慮の必要な子どもへの支援拠点として機能強化を図るなら、専門施設になっていく可能性が高い。

- 合理的配慮の提供は、単に手厚くケアをするのではなく、障害者権利条約や法でも、インクルーシブを前提としている。インクルーシブを確保するために合理的配慮を提供することが前提となる。入りやすい市営保育所に配慮の必要な子どもが集中することは、一定の手厚いケアを受けられるが、インクルーシブに逆行することになり、障害者権利条約や法の理念とも逆行する。市には、理念を尊重し、かつ遵守する義務があり、逆行するような政策は正当性を持ち得るのか、疑問である。例えば、障害者権利条約や法は以前から分かっていたことだが、整合性を検討したうえで、民間移管の方針を出したのか。

⇒ 広域から障害のある子どもを市営保育所に集中させるという意図ではない。障害のある子どもの受入れは市営保育所が高い割合になっている。このままでは、インクルーシブ保育が成り立たない状況になってしまう。基本方針の改定版では、公・民の障害のある子どもの保育士加配を統一することによって、広域から市営保育所に通っていただくのではなく、暮らしの場の身近な保育園に入り、地域の子どもと一緒に育ってほしいという目的で記載している。このため、理念に逆行するような政策を行おうとするものではないという認識である。広域的な子育て支援は、入所されていない方に対して、地域子育て支援拠点事業（以下「拠点事業」）を行う市営保育所が担当する行政区を決めて専任の保育士が地域に出向き、ネットワークづくりや家庭訪問をした御家庭を地域の子育てのネットワークにつなげていく役割を担い、機能強化を図ることである。

- 過去に民間保育園に受入れを断られた人からすると違うように読める。民間事業者にも義務化するようにしないと、聚楽保育所の保育が引き継がれないと思う。聚楽保育所の運動会では、皆が参加し、障害のある子どもがどうすればゴールまで行けるか、子どもたちが率先してやる気持ちが生まれているが、そうしたこともなくなってしまうのかと不安になる。移管されたら、特別な子どもとして分けられてしまうのではないか。

市として義務化と言わないと保護者は納得しないと思う。自分は市とこのようなやりとりをいたずらに長引かせたくない。子どもにとってもいいことはなく、どうせなら、お互いにいい関係を作って進めていきたい。

- 現状、民間保育園は、重度障害がある子どもの受入れを断り、市営保育所に来られているのは、保育課も分かっているはずだ。来年4月から法が施行されるのなら、既に予算も付いているだろうし、市の検討も進んでいるはずなのではないか。小学校なら公立が大多数なので、漏れなく、障害のある子どもへの合理的配慮をしなければいけない。一方、民間の保育園や幼稚園が多い自治体は、努力義務ということで、公民格差が広がると言われている。インクルーシブ保育を維持

するなら、保育課が努力し、民間保育園に努力義務以上の縛りをかけるよう尽くすと言われれば、やりとりも一歩前へ進むと思う。

○ 合理的配慮について、一般の民間保育園は努力義務であり、移管先法人とは協議するとのことだが、錦林保育所や砂川保育所ではどの段階でどのようにインクルーシブを引き継ぐ予定なのか。

⇒ 基本事項で障害児保育を引き継ぐこととなっており、選定した法人と協議していくことになる。聚楽保育所における募集要項を策定するに当たっても、今後の課題となってくる。

○ 移管時に在籍する児童は引き継がれた保育を受けるが、その先は法人の自由としたら、今いる子どもたちはきちんと対応しても、その後は知らないということではないか。民間には経営があり、補助も足りず、ノウハウもないので、障害のある子どもの受入れを断ってきた実態がある。

⇒ 引継ぎ・共同保育で障害児保育を引き継いでいく。また、6年間、市が関わり、市営保育所の保育を引き継いでいただく。民間保育園になっても、最大、移管前に入所していた子が卒所するまで市が関わることとしている。

○ 現状だと民間保育園では努力義務なので、障害のある子どもを預けたいと思っても、受け入れられず、遠方から市営保育所に集まっていくことになる。

○ 機能強化の趣旨は異なるというが、現実是我々が指摘する状況になるのではないかと。市がずっと見続けることが行政の責任であり、そうでないと聚楽の移管について納得できない。民間保育園に引き継ぐとはいえ、最大6年間という限りがある。自分たちの子どものことだけを考えているのではなく、地域の子どもの保育を考えている。

○ 機能強化は、入所児童だけではなく、専任の保育士が地域に出向いていくということなら、比較的大規模でターミナルに近い必要性はないのではないかと。保育士が何らかの交通手段を持っていればいいはずで、障害のある子どもたちを通所させ、かつ継続させることを前提にしているから、比較的大規模でターミナルに近い必要があるのではないかと。

⇒ 専任保育士が地域に出向き、例えば、子育て中の御家庭を市営保育所の一時保育や園庭開放につなげさせていただく。身近な子育て支援機関につなげられなければ、先述したような市営保育所の子育て支援を利用させていただくことになる。

○ 聚楽保育所の子育て支援から入所につながっている事例もあるから、比較的大規模である必要があり、機能強化をするのなら、入所を前提にしているとしか考えられない。むしろ、一時保育につなげるのなら、地域で細かに対応しなければならないはずであり、1つの区に1つの市営保育所を残し、機能強化をするのなら、当該市営保育所の子育て支援を受け、そのまま入所する可能性が高くなり、市営保育所に集中してくるのは当然ではないか。

⇒ 広域的な子育て支援拠点として機能強化を図ることで障害のある子どもばかりが市営保育所に入所するのではという御指摘だが、そうではなく、担当者が地域に出向き、障害の有無に関わらず様々な御家庭への支援をさせていただく。

○ 地域子育て支援拠点として機能強化をするという理屈なら、比較的大規模でターミナルに近い必要はなく、細かく地域にたくさんあればいいのではないかと。

⇒ 拠点事業の担当者は、子育て支援の関係機関と連携を持ちながら、地域に出向き、育児がしんどいなど、育児不安を抱える保護者をフォローし、様々な支援の場につなげていく役割も担っている。個々の御家庭のニーズに合う支援の場の情報を提供し、児童館や民間保育園等が指定され

ている地域子育て支援ステーション、あるいは、つどいの広場等につないでおり、市営保育所へのつなぎに限った動きをしているものではない。

- 比較的大規模でありターミナルに近いということが出向いていく保育士に便利でなければ、しんどい思いをしている家庭を通所させるようにしか読めない。きめ細かく支援し、市営保育所に集中させないのなら、市営保育所を減らさずに、他の機関が地域で事務所を持って、つなぎ、紹介していけばいいのではないか。

⇒ 市営保育所で実施している意義として、保育士の専門性がある。

- 保育所の規模と関係なく、保育士の専門性を持って支援されているように聞こえた。市営保育所でやらなければいけない取組とは思えなかった。一時保育等につなぐ先は、市営保育所に限らず、民間保育園等でも構わないという説明があった。

⇒ 担当の保育士が子育て関連事業等の様々な所に出向き、子育て支援をされる方々に支援の手法を伝えており、ノウハウを向上させることにも結び付いている。

- 説明された取組に関しては、大切なことであり、充実すべきかと思うが、民間移管をせずに進められることならば何ら疑問はない。しかし、比較的大規模でターミナルに近い市営保育所は移管せず、機能を強化することにどう結び付くのが分からない。

⇒ 前提として、財源の観点から、市営保育所を新設し、地域子育て支援拠点を増やしていくことは非常に難しい。

- 財源がないから民間移管するのなら明快だが、良い取組も併せて説明されるから、分かりづらくなる。どのような理由を付けても、様々な機会の提供の低下につながる。障害児保育なら、法や障害者権利条約に則り、インクルーシブを進めていくのは、行政の義務であり、市はそれに反する施策を進めようとしている。

⇒ 本市の保育行政全体の観点から、待機児童をなくすための民間保育園等の整備や入所児童が増えるに伴う保育所運営費に対応していくためには、財源確保が必要であり、一つの方策として、市営保育所の民間移管をさせていただくものである。

- 保育所を増やすのなら、市営保育所を残せばいいのではないか。なぜ、民間保育園の整備となるのか。

⇒ 民間保育園を新設する場合、整備費の多くを国からの財政措置で賄うことができるが、一方、市営保育所については、整備費全額を市の財政で負担しなければならないため、新設することは非常に難しい。

- 2015年3月19日の毎日新聞朝刊の記事によると、江口子育て支援政策監が、「(民営化園にいる)個々の子どものメリットというよりも全体的なものを考えなければいけない。民営化で運営費を効率化できる。」と述べられている。この発言は、児童福祉法や子どもの権利条約からも問題であると思うが、保育課としては、同じ認識であり、問題だとは考えていないのか。

⇒ 保育課としては、子育て支援政策監と同じ認識で政策を進めさせていただいている。

- 例えば、市は、子どもの権利条約の理念を尊重し、遵守するという理解でよいのか。

⇒ 本市として、子どもの権利条約の理念を尊重し、遵守するものである。

- 子どもの権利条約第3条第1項に、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであつ

ても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」とされており、最善の利益原則が規定されている。この「児童」に関しては、複数形ではなく、英語文では、「the best interests of the child shall be a primary consideration.」となっている。これは、一人の子どもの最善の利益が第一義的に考慮されなければいけないということである。個々の子どものメリットよりも、全体的なことを考えて政策を進めるという趣旨は、条約の理念に反し、内容を遵守しないものであると考えるが、整合性についてはどうなのか。

⇒ 条約の理念を無視した方針ではなく、一人ひとりの子どもに与える影響がなくなるよう最大限配慮しながら、引継ぎ・共同保育や基本事項での取り決めをはじめ、市営保育所の保育をしっかりと引き継いでいくことを前提に移管に取り組んでいく。

○ 子ども一人ひとりの最善の利益を行政として考慮しなければならず、民間移管の方針は矛盾するはずだが、保育施策としてどうなのか。

⇒ 該当の発言部分だけを取り上げられるが、それだけではなく、公・民全体の保育水準を高めていくであるとか、引継ぎをしっかりと行い、子どもへの影響も少なくしていくこと、障害児保育では、民間でも職員配置基準を変えるなど、底上げをしてきており、身近な希望園に入れるのが今後のあるべき姿であることも申している。

○ 引継ぎを前提としていても、きちんとされないのではないかという不安を抱えている。

○ 京都市のホームページである京都市情報館の中に掲載されている、「京都市営保育所 保育の計画」の第2 保育の理念には、「乳幼児期は、人間形成にとって極めて重要な時期です。市営保育所は児童福祉法及び保育所保育指針と、児童憲章及び児童権利宣言、児童の権利条約等に示された保育の基本理念に基づき、子ども一人ひとりの最善の利益を図るとともに、保護者の子育て支援を目指して保育に当たります。」と記載されている。しかし、子育て支援政策監は、異なる趣旨の発言をされており、おかしいと思う。個々の子どものメリットというよりも全体的なものを考えて子育て政策を進められていることは、とても恐ろしいことだ。

○ 現場では、一人ひとりの子どもを主体とした運動会をされていて、素晴らしいと思ったが、子どもを保護するだけではなく、子どもを尊重した運動会であり、一人ひとりの利益を確保する保育が市営保育所で行われている。市が進めようとしている民間移管の方針は、正当性がないと思う。子どもの権利条約や保育の計画と矛盾しないことをしっかりと論証してほしい。できないのなら、正当性なきものとして、認めることはできない。

○ 合理的配慮について、聚楽保育所が移管によってどうなるのか知りたいので、改めて市の検討状況の進捗を教えてほしい。また、全市的な動きを踏まえながらということは理解するが、保育課としてどうしたいのか、もう少し示してほしい。

○ 民間でも障害のある子どもを受け入れられるようにと簡単に言うが、保育士加配の統一だけをもってというのは、現実を分かっていない。聚楽保育所に入所している子どもが同じような状況で民間保育園に通えるように市が尽力する気があるのか、具体的にどうすればいいかわからない。

比較的大規模でターミナルに近いという点では、歩行できない、あるいは視覚障害がある子どもの送迎の大変さを想定されていないと思う。入所後のことを考え、他の保育園を調べ、階段がなく聚楽保育所を選んだという障害のある子どもの保護者もいる。また、現在、入所している子

どもを安全に卒所させたら、市の移管の責任は果たせるという態度にしか見えず納得できない。

障害のある子どもや虐待を受けた子どもを市営保育所に集中させることにより、子どもへの差別を招くことになる。市営保育所で担ってきたことは、民間保育園でもできるようにすべきなのに、受入れを断られる現実がある。親や子がどうなるのか、不安で危機感を覚える。

- 支援が必要な子どもを市営保育所に集中させた場合、子ども同士なら、あの家庭は訳ありで市営保育所に通っていると正直に言うてしまうのではないか。そのような所にはいけない。
- 保育士加配の統一で民間保育園における障害のある子どもの受入れは多くなったのか、移管された保育園がその後、どのように受入れが変化したのかを教えてほしい。また、改めて、財政に関する説明も分かりやすくしてほしい。

聚楽保育所の民間移管に係る意見交換会について（摘録）

- 1 日 時 平成27年11月20日（金） 午後7時から午後9時頃まで
- 2 場 所 聚楽保育所
- 3 出席者 保育課 村上公営保育所担当課長、佐川保育担当課長、小林担当係長、花田担当係長
保護者 7世帯
- 4 意見交換会の内容

（1）京都市からの説明

本日改めて配布させていただいた資料について、「入所児童数と保育所等の運営に係る経費」から御説明する。平成20年度の入所児童数25,572人に対し、保育所運営費は、335億円であったが、その後、保育ニーズが高まり、保育所等への入所児童数が年々増加している。平成26年度の入所児童数は、28,868人であり、平成20年度と比較すると、約3,300人増加しており、運営費も335億円から363億円と28億円の増加となっている。今後も、入所児童数が増えることに伴う費用の増加が見込まれ、財源を確保する取組を進めていく必要がある。その対策の一つに市営保育所の民間移管がある。

下にある表「平成27年度当初の主な予算項目」の初めに挙げている「保育ニーズの増加への対応（受入枠の拡大）」というのは、民間保育園の新設や増築により、定員受入枠を広げ、待機児童解消のために、整備を行う予算である。また、約42億円を計上している「民間保育園における国基準を上回る保育士加配と職員の処遇改善」については、国基準を上回る部分、いわゆる、市の単費で民間保育園に上乗せして助成しているものである。「多様な保育サービスの提供」は、通常の保育の他に時間外保育、一時預かり、病児・病後児保育等の実施に伴う経費である。また、「障害児保育対策」のうち、平成27年度に障害児の保育士加配を公民で統一したことに伴う充実分として、約8千万円を上乗せし、約8億5千万円を計上している。

その下の図は、保護者負担額の軽減についてお示ししている。平成27年度予算では、保育所等の総運営費は、427億円であり、このうち、本来、国基準での保護者負担額は、約103億円となっている。これまで保育料総額を国基準の約7割に軽減しているが、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」）における利用者負担額について、これまでと同じ約7割とすると保育料が上がる方も多く生じてしまうことから、できる限り保育料の変動を抑えるため、国基準の64%となるように設定している。また、同時入所2人目の利用者負担額の軽減や、所得制限はあるが、子どもが3人以上おられる世帯の3人目以降の保育料の無償化もこの部分に入っている。

（2）質疑・応答（○：保護者、⇒：京都市）

○ 保育所運営費について、府からの補助が入ることで、市の財政が潤うのではないかという質問を5月の説明会でしたと思うが、それについてはどうなのか。

⇒ これまで、国と市で1/2ずつの負担であったが、新制度になり、国が1/2、府が1/4、市が1/4という負担割合になった。しかし、府からの補助金相当額について、国からの交付税措置がされなくなるという仕組みになっており、新制度により市の財政負担が軽減されるというこ

とではない。このため、引き続き限られた財源の中で保育所運営費を確保していかなければならない状況である。

○ 保育に関する国からの交付金が減らされることになるのか。

⇒ 最終的に合算されて国から市に交付されるため、詳細は分からないが、国の交付金算定に当たっては、府からの補助金相当額は積算しないこととなっており、これまで国から受けてきた交付税措置はそのまま受けられないことになる。

○ 市の財政の中で保育所運営費にかかる経費はどれくらいを占めているのかを知りたいが、昨年10月に保護者説明会で配布された資料に基づいた説明がされていない。

⇒ 昨年に配布した資料では、市全体の割合はお出ししていない。

○ 財政難で民間移管により浮く財源を使うという話をされてきたが、保護者から、市の財政全体のうち保育所運営費がどれほどを占めていて、民間移管で削減される財源がどのように使われたのかという質問を出していたと思う。そうしたことが示された資料はないのか。

⇒ 市全体の予算額を示した資料や市全体の財政のうちの保育所運営費の割合の資料は、今年2月にあった市営保育所保護者会連絡会での話し合いでお渡しした。

○ 今年度予算で427億円計上していると言われていたが、市全体の予算額に占める割合を示されると民間移管で削減される額がこれだけなのかと分かる。

○ 配布資料に民間保育園における国基準を上回る保育士加配と職員の処遇改善と書かれているが、職員の処遇改善とは何か。具体的には、給与に関する事か。

⇒ 民間保育園の職員の給与に関することである。

○ 処遇改善で保育園に補助金を付けたが、保育士に回っていないということはないのか。最近、保育士不足の問題が出てきており、入れ物はつくった方がいいが、保育をする人がいないことになってしまう。使途不明になっていないかどうか、市は管理しているのか。

⇒ 民間保育園から申請をいただいたうえで支給している。その後、監査適正給付推進課による監査によって適正に職員配置基準が守られているかを確認している。

○ 職員が適正にいるかどうかを確認するというが、保育士がもらう給料まで見るのか。

⇒ 給料表は確認しているが、実際に口座に入るところまでは見ていない。

○ 国基準を上回る処遇改善はあるのか。配置基準のみ上回っているのか。公民でこれだけ人件費の差があるという点でおかしくなってくる。

⇒ 全体的には、本市の民間保育園の保育士の平均年収は、全国平均の約1.4倍となっている。その点で国を上回る上乗せをし、処遇改善を行っている。一方で、「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）」（以下「基本方針（改定版）」）に示しているとおり、公民の職員の平均給与の差が実際にある。

○ 公民ともに給与体系は同じだったはずだと思うが。

⇒ プール制の算定に用いる給料表は同じである。

○ 基準が同一なら公民ともに同じになるはずではないのか。民間保育園の保育士の方が早く辞められるから、平均したら民間の方が勤続年数は短くなるという説明があったので、公民の給与の差は、平均勤続年数の差だけであるはずだ。処遇改善は、民間保育園の保育士に対してどのように行われているのか。

- ⇒ 市の給料表を用いたうえで積算し、民間保育園の保育士の勤続年数を当てはめて申請いただき、市から補助をするという仕組みになっている。
- 民間移管の本質的な話ではないが、給料表を変えるということではないと思うので、処遇改善とはどのようなことかと質問している。
- ⇒ 改めて確認させていただく。
- 障害児保育対策に8千万円を使うという話があったが、8億5千万円との関連について教えてほしい。
- ⇒ 障害児保育対策の予算8億5千万円のうち、今年度、公民で障害児に対する保育士加配基準を統一したことによる上乗せ分が8千万円である。
- 障害児保育対策の費用は、主に加配にかかるものが大きいということか。また、障害児保育に関する研修費用はそれほど多くを占めていないということか。
- ⇒ 概ね、その御理解で良いかと思う。
- 大枠の話でいうと、入所児童数が増えてきて受入枠を確保しないといけない、保育ニーズがあるということである。改定前の基本方針に書かれているように、「京都市財政改革有識者会議が『新たな福祉施策の実施に必要な財源は、社会経済情勢の変化なども踏まえた既存福祉施策の見直しにより確保することとする財政運営ルール確立を検討する必要がある。』と提言している」とのことだが、なぜなのか。増え続ける経費を同じ分野で削ってやりくりするということは、保育を受けている子どもにとって、マイナスだと思うが、市としてはどのように考えているのか。
- ⇒ 基本的な考え方として、市の予算は無尽蔵にあるものではなく限りがある。福祉部門でも、子育て支援だけではなく、高齢者福祉、生活保護等、様々にあり、必要なものは当然に確保していかなければいけない。しかし、あらゆるところで予算を増やしていくと財政は破綻してしまうため、限られた財源の中で削減できるものは削減していくという考え方である。
- 保育所運営費について、平成20年度と平成26年度を比べると28億円増えているが、子育て支援の分野で同額を削ったうえで賄っているものではなく、市総体として考え、手当てをしている。増えた部分をそのまま削るというのではなく、全体的なことを考え、削減できるところを削減することは、子育て支援に関わらず、いかなる分野でも同じ考え方である。
- 市総体としての考え方はそうかと思う。総体としての予算を示してもらい、ここは削れないので福祉分野の中で削り、しかも民間移管が必要という資料を示した方が分かりやすい。例えば、四条通拡幅工事や京都マラソンなどよりも市営保育所を民間移管する方が良いという資料が出ておらず、総体としてどうなのか説明してほしい。
- ⇒ 御指摘のような本市事業に優先順位を付けた資料作成や口頭での説明は難しい。
- 優先順位を議論するつもりはないが、総体が分からなければ、民間移管が妥当かどうかを議論することができない。
- ⇒ 市営保育所保護者会連絡会での話し合いでお渡しした資料を意見交換会でお配りするということがよい。
- その資料を踏まえて説明してもらった方がよい。
- 本日本配布された資料の中で、「平成27年度分については、新制度において認可事業となる小規模保育事業の経費（約22億円）を含む。」とある。市営保育所を民間移管することによって浮い

た財源は受入枠の拡大に使われるのだと思うが、明確に説明してほしい。民間移管された室町乳児及び朱雀乳児保育所の民間移管の主たる理由が、就学前までの6年間を見通した保育の実践が困難であるためとされている。しかし、小規模保育事業所は、3歳以降に転園しなければならず、その転園先も一から選考され、6年間を見通した保育を保障していない。かつ、単独乳児保育所を卒所した子どもがどこの保育所に行きたいかという時に優先順位が上がったと思うが、今年度から利用調整がポイント制になり、優先性がなくなっている。このため、単独乳児保育所の民間移管前よりも状況が悪くなっている。民間移管により浮いた財源を小規模保育所の運営や拡充に使うことは、明らかに矛盾しているのではないか。

⇒ 小規模保育事業の経費として、22億円を含むとしているのは、これまで認可保育所ではなかった事業所が、新制度になり新たに認可されたことを踏まえ、同じ保育所運営費の資料の中に記載したものである。これまでは別枠で昼間里親の予算があったので、今年度から22億円について新たに枠が設けているものではなく、また移管によって生じた財源のみを使ったものではない。

○ 民間移管による財源の使途について尋ねている。民間移管する前の単独乳児保育所は、6年間を見通した保育の実践が困難だから民間移管するとしたのに、浮いた財源で6年間を見通した保育を保障していない小規模保育事業所の運営や拡充に充てていくのは、市の民間移管の理由として矛盾しているのではないか。

⇒ 小規模保育事業所の運営や拡充のみに充てているとは申し上げていない。財源の使途について、入所児童数が増えることに伴い、予算も相当な額が必要になってくる。民間移管によって生み出される財源では、入所児童数の増加に対応する予算総額に及ぶものではないが、一部として充てている。

○ 待機児童をなくして、子どもたちがなるべく保育を受ける機会をつくっていく、その方策の一つが小規模保育事業所の拡充であり、新制度における目玉事業なのではないか。

市は小規模保育事業所でも良しと思っているが、一方で6年間を見通した保育ができないから、民間移管すると言い、矛盾していると思わないのか。3歳での転園をできる限りなくそうとしたのに、小規模保育事業所を拡大しようとする逆の方針を出しているではないか。

⇒ 小規模保育事業所のために使うとは明言したことはない。子育て支援全体のために使うと申し上げてきた。

○ 小規模保育事業所は子育て支援全体の中に入っているのではないか。保育所運営費にはいろんなものが入ると思うが、その中で矛盾しているものがあればおかしい。もともと6年間を見通した保育の実践が困難だという理由で民間移管する必要はなかったのではないか。

⇒ 矛盾しているとは考えていない。平成29年度末には入所児童数がピークを迎え、その後、横ばいが続くと見込んでいるが、すべてを保育所の新設で対応することは現実的ではなく、小規模保育事業所や幼稚園の預かり保育も含めて保育ニーズに応えていかなければいけない。

○ 市は、6年間を見通した保育を保障しなくてもいいとは思っていないはずで、受入先をたくさんつくっていくと理解した。0才児から2歳児までの受入先はたくさんつくったが、3歳児に上がる際に転園先をもう一度選び直さなくてははいけない。この保育所に行きたいが、ポイントが他の人が高ければ、入れないこともあり得る。6年間を見通した保育が途切れてしまうのではないか。

- 市として、22億円をかけて3歳児以降の子どもが保育所に通えるようにするというのであれば疑問は解消する。
- ⇒ 22億円を新たに生み出したものではなく、これまでも予算を確保してきた。
- さらに、小規模保育事業所の連携施設があれば、つながることになるが、現状では数少ないのではないか。連携施設を増やしていくという道筋が示されていない状態で、民間移管が先走っている。もっと民間移管の内容が吟味されるべきで、使途についても保護者に移管は仕方ないと思わせる説明をしてほしい。
- 一般的に、市の予算のことまで関心を寄せる保護者は少ないと思う。知人は保育所の入所を希望したが、入れずに小規模保育事業所に子どもを通わせている。現在はいいが、卒所した後に保育所に入れるかどうか分からない。改めて、ポイントを確認し直すなど保活するということになる。例えば、朱雀乳児保育所は民間移管したから6年間見通した保育を受けられ安心できるらしいが、小規模保育事業所では3歳児以降どうなるのか、というのが一般的な感覚ではないか。
- 6年間を見通した保育ができないから、単独乳児保育所は民間移管した。一方で、小規模保育事業所を拡大するとなると、6年間を見通した保育が得られる機会が低下していく。これは、明らかに矛盾しているのではないか。
- 朱雀乳児保育所で移管を経験した者として、単独乳児保育所は市の負担になるというような言われ方をされ、保護者は市の言い分をのみ、民間保育園に移管されたが、その後に小規模保育事業所が増えてきて、ということなのかと思っている。単独乳児保育所を卒所した子どもは優先的に保育所に入れたが、小規模保育事業所は先がないという状態で、差があるような気がする。利用者からすると、小規模保育事業所は、プールや園庭もなく、条件の悪い保育を受けることになる。京都の保育全体の質を上げるために集約保育所を民間移管するということだが、結局、蓋を開ければ、そうではなくなるという不安がある。
- 民間移管で削減されたお金を何に使うのかきちんと説明してほしい。
- ⇒ 子育て支援全体に使わせていただくものである。
- 子育て支援全体の中に6年間の保育を見通せない小規模保育事業所も入っているから、民間移管理由と矛盾していると繰り返し言っている。
- ⇒ 子育て支援に使わせていただくが、具体的な使途について特定できない。
- 特定できなければ説明できないではないか。
- ⇒ 特定ができないということであり、御説明ができないと言っていない。「基本方針」の中で市営の単独乳児保育所をどうしていくか、就学前までの6年間を見通した保育の実践が困難であり、民間への移管に取り組むこととした。また、小規模保育事業所が突然に増えたものではなく、これまで昼間里親制度があり、新制度に変わって、昼間里親が小規模保育事業所に移行され、また新設された事業所もあるが、保育所の運営をされてきた法人が立ち上げられたものがほとんどである。待機児童をなくしていくために、一つの選択として、保育所だけでは対応しきれないところもあり、小規模保育事業所を拡充している。当然ながら、市として、保護者が心配しておられる卒所後の保育所入所について、福祉事務所の利用調整で保育所に入れるよう対応させていたでいる。
- 例えていうと、入口をたくさんつくるが、その次にも入口がある。2つ目の入口が狭ければ、

入れない子どもはどのようなのか。

⇒ 現実的に小規模保育事業所だけを増やしていけばそのような状況なるかもしれないが、保育所の整備と併せて、幼稚園の預かり保育で受け入れていく必要がある。

○ 幼稚園の預かり保育でも6年間を見通した保育の実践はどこにいったということになる。

○ 自分は、肢体不自由児の保護者だが、相談したすべての幼稚園で受入れを断られた。幼稚園は、ハンディがあるなどの様々な子どもを受け入れる質がないという印象しかない。

○ 小規模保育事業所に入所して3年後どうなるのかという保護者の不安を理解していない。下の子どもは別の保育所に通っているが、福祉事務所に入所相談をした時に小規模保育事業所があるが、卒所後は分からないと言われ、仕事を辞めることすら考えた。そんな簡単に受入れの話をしないでほしい。6年間を見通した保育の実現が進んでないのが現実ではないのか。

○ 6年間を見通した保育の実践というのは、民間移管のためだけの理由になっている。市全体の保育を良くすることにつながっていない。

○ 単独乳児保育所におられた保護者の話では、手厚い保育を受けることができ、また乳児期がどれほど大切なのかが分かったということだ。昼間里親は離乳食の進め方の素晴らしさなどがあると思うが、新設された事業所は、ノウハウを持っていない。とりあえず、待機児童が減ったのは良いことだが、民間移管して浮いたお金で質の良くない保育施設が増えるだけという思いがある。

⇒ 新設された所も多くは保育所を運営されている法人が立ち上げられているので、初めて保育をされるというわけではない。

○ 民間に委託された療育施設では、保護者OBとのつながりがなくなった。また、先生の経験がないから相談しても実のない返事ばかりだ。新設で歴史がないところが増えると、不安材料が多くなる。民間移管された保育所で保育はできるかもしれないが、新しくなることで変わることも多いかと思う。

○ 新設の小規模保育事業所でも保育所運営の経験がある所がやっているというが、民間移管される保育所も含めて、保育はゼロからのスタートになる。民間移管でいうと、建物だけはそのままで、保育士は入れ替わり、子どもはそのまま残るというのは大問題である。保育士も経験の有無に関わらず、ゼロからのスタートになり、子どもを預ける側からすれば、新設の保育所に預けると同じだ。運営の経験がある所に移管するから大丈夫ということではないということは繰り返し言ってきた。どうして保育課が幼稚園の預かり保育の話を持ち出すのか、子どもがいない人でも所管が違うことくらいは分かっている。6年間を見通した保育について重視しておらず、無責任ではないか。

⇒ 昼間里親が平成27年度から認可され、小規模保育事業所となった。20名未満の家庭的な保育をされており、中には50年もの歴史、経験を持って保育をされている所もある。確かに新設された事業所もあるが、保育所よりも少人数で家庭的な保育をされているという特徴がある。

○ 小規模保育事業所の個別の話としては、そのとおりかと思う。だが、保育所運営費が市全体でどれだけの予算を占めているのか、民間移管で浮いたお金を何に使うのか、使途が妥当なのかを説明されていないので求めている。かつての朱雀乳児保育所でも少人数で3歳児以上がいなかっただけで雰囲気はまったく違った。乳児保育に特化している所でプラス要素はたくさんあると思う。小規模保育事業所も同じような要素があると思うが、民間移管理由と矛盾しているということをも

指摘している。

⇒ 連携施設を見つけていくことも考えている。

○ 連携施設があまり確保されていない状況で、きちんと道筋を立てておかないと保護者は不安なままである。

⇒ 小規模保育事業所の近隣の保育所や幼稚園への働き掛けに努めていく。

○ 連携施設を確保してから民間移管してお金を使うなら分かるが、そうなのではない。

○ 誤解しないでほしいが、昼間里親がまったくだめとは言っておらず、新制度におけるポイント制で小規模保育事業所の卒所後の状態が悪くなった。昼間里親として質の高い保育をされてきたのに次につなげることができなくなる。聚楽保育所の保育がいいと繰り返し言っているのに、民間移管される理由、根拠として納得できる説明をされていない。我々は切られるというイメージしかなく、切った予算はどこに行くのかということを知りたい。

⇒ 保育料等、毎年収入として入ってくるものであれば、保育に使う財源として特定できるが、市の予算編成の仕組みから移管による財源の使途を特定することはできない。

○ 民間移管理由と矛盾した予算の使い方で、使途は特定できないというが、誠意をもって説明してほしい。

⇒ 市の予算編成上、削減された財源の使途について、特定できない。

○ 小規模保育事業所をたくさんつくっているのは、とりあえず、目の前の待機児童解消のためと聞こえた。新しい保育所をつくっても将来的に子どもが減り、また間に合わないので、一定のノウハウをもって保育ができるだろう小規模保育事業所を拡大すると聞こえてしまう。できれば民間移管をしてほしくないが、民間移管をするなら、丁寧な手続きのためにお金を使ってほしい。

○ 聚楽保育所を民間移管しないで済む経営努力はできないのか。

○ 聚楽保育所をどのように評価しているのかもまだ説明されていない。保育課として全力で民間移管が正当なものであると証明しないと、どうして聚楽がという議論が出続けることになる。本日提出させてもらった29項目も記載した質問書は、いつも一貫性や信念のない、場当たり的に感じられる説明をされており、移管の正当性があるのかという疑問が多くあるから、これだけの数になっている。聚楽保育所を移管しなければいけない正当性が証明されたとは思っていない。我々が納得するかどうかは別として、しっかりと説明してほしいと様々な形で求めていることを理解してほしい。

○ 質問書の前書きに「これまで保護者から出された意見・質問に対して、一定の回答が得られた項目もあるが、一方で、意見・質問に対して未回答となっている事項や、議論が途中で終わってしまっている事項」と書いているように、これまでの説明会の摘録や録音データを調べ、考えられる限りのことを29項目にまとめた。これに今後、随時追加していくことはあるかと思うが明確で一貫した論理・根拠を示し、きっちりと説明してほしい。1回当たりの説明会で回答しきれないこともあるかと思うので、順次回答して欲しい。

○ 前回の意見交換会の摘録に関して、入れるように求めていたが、発行日、発行元、宛先、決裁印がなかった。

⇒ 摘録に決裁印が必要と指摘される理由を教えてください。

○ 発行元の印がないと、誰が発行したかわからず、保護者側に都合の良いように偽造したとして

も分からないではないか。行政が出す文書としては、問題があり、かつ誠意が感じられない。

- 押印の有無で文書の効力が変わってくることは、市も分かっているはずだ。どのようなプロセスを経て発行されたのか、文書の正当性は重要な意味を持つ。移管の件で将来、裁判を起こすとなった時に証拠書類として提出したいので、それなりの体裁を整えてほしい。法律や条例の壁があり、できないかもしれないが。

⇒ 発行日、発行元、宛先はお示しできるが、摘録に決裁印を押印するという事例はないと思われる。

- 偽造されるようなことがないように、とにかく保育課が出したことが分かる印が必要ということだ。

⇒ 押印については確認する。

- 質問書の最後の項目が重要であり、質問・意見への十分な回答がなされるまで、移管先法人の選定を含む聚楽保育所の廃止・民営化に向けたあらゆる手続きを開始しないでほしいと記載している。説明会を重ねても我々が言っていることに答えてもらえない。移管手続きが始まるまでに猶予はなく、保護者は必死な思いであり、回答がなければ手続きが開始されても協力できない可能性が高いと思ってもらいたい。
 - 保護者が納得する、しないにかかわらず、決まったことだから、移管を進めていく権限が市にはあると思う。他の保育所で進めているという根拠もあると思うが、納得できない民間移管には、納得できないと言い続けていく。平成28年4月から移管手続きを始めると市が決めたのに、まったく回答が返ってこないのは、誠意がない。
 - 聚楽保育所を移管対象とした理由について、基本方針（改定版）に書かれている以上のことは説明できないということだったので、質問の仕方を変えてみた。今後、この質問書に沿って回答してほしい。
 - 重度障害のある子どもの入所状況について知りたい。自分の知る限りでは、中京区で重度障害がある子どもが入所しているのは、聚楽保育所と壬生保育所くらいしか知らない。民間移管したら重度障害のある子どもの行き場がなくなるのではないかという思いがあり、抽出の仕方は難しいかもしれないが、市営保育所に偏っているのかどうか、資料で見たい。
 - 前回に障害児に関する保育士加配の公民統一で、どれだけ受入児童数が増えたかという資料を出してほしいと言ったが、どうなったのか。数字は出ていないのか。今年度の上半期だけでも出せないのか。
- ⇒ 数字について確定するには至っていない。
- 検討中である、資料がないから分からない、確定していないから出せないなどを伝えるだけでも保護者の印象は変わってくる。質問書に29項目も挙げるつもりはなかったが、意見や説明不足の部分を積み上げるとこれだけになった。今後は、この質問書に沿って回答してもらうということでしょうか。
- ⇒ この質問書に沿って回答させていただく。
- 質問書に沿ってすべて回答いただくと、民間移管の正当性が証明されるはずだと思っている。
 - 4月から新しい委員で選定部会を始めるという話が以前にあったと思うが、聚楽保育所の選定部会は、現在の委員が継続していくことになるのか、委員の交替はあるのか、今後のスケジュール

ルは決まっているのか。

⇒ 子ども・子育て会議の本委員となっている3名の委員については、平成27年7月から2年間の任期のため、聚楽保育所の移管先選定に参画していただくことになる。特別委員の2名については、任期が平成28年3月末までであるため、現時点では未定である。

○ 制度上、特別委員は、来年度も継続して委員になれることはあるのか。

⇒ 可能性としてはあり得る。

○ あと4箇月しかないが、選定部会の委員が決定するのは、いつ頃になりそうか。

⇒ 具体的には現時点でいつ頃決定するかは、確定していない。

○ 以前にお願いしたことだが、選定部会委員に意見交換会開催の案内文を送ることにに関して、錦林保育所や砂川保育所の移管先法人の選定段階であり、聚楽保育所の説明会に案内を出す時期ではないということだった。改めて聞くが、選定部会委員に意見交換会開催の案内文を送っていただけののか。

⇒ 聚楽保育所の移管先法人を選定するに当たって、御案内はできると申し上げた。御案内は、募集要項を検討するタイミングが良いと考えている。

○ 案内を送るタイミングを保育課が決める権限があるのか。保護者が出してほしいと言っているのに出せないのか。

⇒ 現時点では、民間移管の是非を中心としたお話し合いの内容になっており、もう少し具体的に募集要項作成に向けた率直な意見を出し合う場になった際に御案内をさせていただきたいと考えている。

○ 保護者から民間移管に対してどのような声が上がっているのか、委員に知ってもらいたい。

⇒ 民間移管の是非のお話を委員が聞かれるのは、委員の役割ではないと考えている。

○ 民間移管の是非について、保護者が意見や質問を出す背景を含めて委員に知ってほしい。これは移管先法人選定の際のベースとなるはずだ。委員が聚楽保育所の保護者が持つ具体的な思いをあらかじめ知っていれば、保護者の思いに沿わない法人は選べないということを分かってほしい。

⇒ 募集要項検討の際に御案内した方が選定に当たって良いのではないか。

○ 保育所を利用している保護者の思いは、審査基準に入らない。何も聚楽保育所のことを知らない方が勝手に移管先法人を決めるのはおかしい。保護者抜きで選定することは、保育を受ける権利の侵害になる。

○ 少なくとも来年度も任期がある3名の委員について、案内を出してもらうことはできるのか。

⇒ 案内をお送りすることはできるが、委員の予定もあり、参加されるかどうかはお約束できかねる。

○ 来てほしいと依頼したら様々に問題が出てしまうので、保護者から声が上がっていることを伝えてもらい、案内文を送ってもらうだけでよい。仮に移管先法人の選定時に優れている法人が複数あった場合、聚楽保育所の保護者の気持ちを分かったうえで選定してほしいという思いからである。

聚楽保育所保護者会 御中

京都市保健福祉局子育て支援部保育課

聚楽保育所の民間移管に係る意見交換会について（摘録）

- 1 日 時 平成27年12月18日（金） 午後7時から午後8時45分頃まで
- 2 場 所 聚楽保育所
- 3 出席者 保育課 村上公営保育所担当課長、佐川保育担当課長、小林担当係長、花田担当係長
保護者 6世帯
- 4 意見交換会の内容

（1）京都市からの説明（聚楽保育所保護者会 民間移管対策委員会からいただいた「2015年12月18日付け 京都市聚楽保育所の廃止・民営化にあたっての説明会（意見交換会）質問事項」への回答 ※項目番号は、質問事項に記載されている番号）

- 1 質問事項に記載のとおり説明、回答をさせていただきます。
- 2 市営保育所の民間移管については、京都市社会福祉審議会 福祉施策のあり方検討専門分科会で出された最終意見を踏まえ、「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（以下「基本方針」）」において、市営保育所のうち、民間保育園による取組で十分に対応が可能である、又はより充実できると考えられるものについては、民間保育園への移管に取り組むこととした。その中で、就学前までの6年間を見通した保育の実践が困難であり、保育所の機能として一定制約のある単独乳児保育所及び市営保育所が最も集積する南区に所在する一部の保育所について、民間保育園への移管を進めていくこととした。

その後、平成27年度から実施される「子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」）」導入後においても、増加かつ多様化する保育ニーズに対し、引き続き、公・民の役割分担を見直し、公・民が一体となって、子育て支援の更なる充実を図っていく必要があり、「基本方針」の改定を行った。

その中で、市営保育所は、広域的な地域の子育て支援拠点としての機能強化を図ることとしており、初めての子育て等で育児に不安を抱え、外出に苦慮する家庭に対して、地域子育て支援拠点事業（以下「拠点事業」）の専任保育士が出向き、市営保育所の園庭開放等や身近な保育園等につなぐ役割を果たす必要があることから、比較的大規模でターミナルに近い保育所が望ましい。

一方、今後増加する保育ニーズ（入所児童の増加等）に伴い、運営費も増加するため、財源の確保が必要となってくる。そのため、行政区に複数ある市営保育所について、民間移管することにより、財源を確保していくこととした。

現在、中京区における市営保育所は、聚楽保育所と壬生保育所がある。壬生保育所は、拠点事業実施保育所として、右京区を担当しており、右京区への子育て支援に出向きやすい位置に所在し、ターミナルである壬生保育所を広域的な子育て支援拠点と位置付け、聚楽保育所を移管対象保育所とした。

こうした内容については、保健福祉局で検討を行い、子ども・子育て会議 幼児教育・保育部会（以下「幼児教育・保育部会」）及び保護者説明会における意見聴取、パブリックコメントを踏まえ、市長の決定を経て、「基本方針（改定版）」として、皆様にお示ししたところである。

- 3 本市としては、すべての子どもの育ちを支えるため、保育園等に入所したくても入所ができない子どもをできる限りなくしていくこと、また、障害のある子どもが身近な地域の保育園に入所

ができることが重要であると考えており、財源を確保し取組を進めなければならない。

一方、民間移管に際しては、入所児童に影響が少なくなるよう、最長2年間をかけて市と移管先法人によって引継ぎ・共同保育を実施している。

市として、すべての子どもの最善の利益を第一次的に考慮する観点から取り組むと同時に、個別の子どもも大切に、引き続き移管に取り組んでいかなければならないと考えている。

- 4 乳児は言葉で伝えることが難しく、幼児は言葉で表現はできるが、保育所の民間移管を理解して意見を表明することは難しいため、民間移管に対する意見表明の一つとして、子どもの代理人となる保護者との説明会での話し合いや、募集要項の作成時等における市営保育所移管先選定部会（以下「選定部会」）での意見聴取により、子どもの意見を保護者の立場からお聴きすることとしている。一方、日々の保育の中においては、現場の保育士が、子どもの気持ちを汲み取り、移管先法人の保育士に保育を引き継いでいくことが、子どもの意見表明となるものと考えている。

- 5 民間移管により生じる財源については、これまでからお伝えしているとおり、詳細な使途を特定できないが、入所児童の増加に伴う保育所運営費の増加への対応に概ね充当しているといえる。

また、単独乳児保育所の移管により生じた財源を小規模保育事業の拡充に用いているという指摘については、単独乳児保育所を移管した時期は平成26年度であるのに対し、新制度における小規模保育事業所の運営・拡充を始めたのは平成27年度であることなど、単独乳児保育所の移管により生じた財源を小規模保育事業所の拡充に充当しているとはいえない。

- 6 平成26年9月19日に開催した最初の保護者説明会で、市から「移管に対して市が責任を持つ」との説明は行っていない。保護者が平成24年10月の京都市社会福祉審議会について言及した中で、「基本方針」については、「京都市として責任を持って決めたことだと答えている」と発言されているものである。

移管保育所で重大事故が起こった際、移管後にあっては一義的に責任を負うのは移管先法人である。市としては、円滑に移管が進むよう、引継ぎに責任を持って取り組まなければならないと考えている。移管した後は、市として、民間保育園に対して有する指導監督権限をもって、重大事故が起こらないよう監査の中でチェックしていく必要があると考えている。

なお、選定部会は移管先応募法人に係る審査を行うが、法人選定については、市が行うものであり、部会委員が移管後の保育園での重大事故について責任を取るものではない。ただ、保護者の思いを理解して審査にいかしてもらうことは必要だと考えている

- 7 民間移管に当たっては、市として、子どもへの影響がなるべく少なくなり、保護者の不安を軽減できるよう、丁寧に引継ぎに取り組むとともに、三者協議会で保護者の意見をお聴きしながら課題を解決している。

また、共同保育終了後も当分の間は、保育の実施状況や基本事項の遵守状況を確認することとしている。当分の間の経過後については、基本的には他の民間保育園と同様の位置付けとなるため、監査の中で、指導監督を行っていくことになる。

- 8 移管の前日まで在籍していたすべての児童が卒園するまでの期間は、現行の保育内容を尊重することを求めているが、それ以降についても、保育内容や基本事項の内容の変更に当たっては、保護者理解を得るように努めることとしており、保護者、移管先法人及び必要に応じて市も含め、協議していくこととなる。

当分の間以降の保育の実施状況については、通常の監査の中で確認していく。また、第三者評

価の定期的な受審はすべての保育園の努力義務となっている。

- 9 基本事項の遵守状況については市が確認を行い、違反がある場合は改善を要請する。基本事項の違反によって損害が生じた場合は、損害賠償請求を行うとともに、市からの改善の要請に応じない等の重大な違反があった場合には、協定を解除することになっている。再移管に当たっては、選定部会において改めて移管先法人を選定することとなる。
- 10 職員の給与について、職員の給与表を平成27年2月の市営保育所保護者会連絡会との話し合いで既にお渡ししているが、同じものでよろしければ改めてお渡しする。なお、正職員、非常勤嘱託員、臨時的任用職員はシフトにより勤務しており、延長・早朝・お盆の保育についての単価設定はしていない。
- 11 応募法人名については、選定前に公開することにより審査の中立性が損なわれ、影響が生じるおそれがあるため、選定後に審査結果とともに公開することとしている。なお、指定管理者の選定に関しても同様の取扱いとなっている。
- 12 三者協議会については、移管後の保育園の運営を協議する場であり、検証作業を行う場ではなく、日々の課題解決を行うものであるという認識である。移管後の保育園運営に係る課題があれば、三者協議会の中で保護者の意見をお聴きし、解決している。
また、保育体制については、移管先法人に保育時間内での対応を求めているが、共同保育期間中については市の保育士による対応も可能である。なお、今年度から、選定部会委員に三者協議会の概要を情報提供している。
- 13 今年度の募集要項案の作成に当たり、事前に移管対象保育所の保護者からいただいた意見に対して、反映できるものについては反映している。また、選定部会における募集要項の審議に当たっても、保護者意見の聴取を行い、反映が可能なものについて反映している。
さらに、移管先法人の選定における実地審査においても、保護者の代表が選定部会委員に同行し、今年度から、保護者の意見をより反映させるため、施設の見学後、選定部会委員による保護者への意見聴取を行うこととした。また、募集要項において、移管対象保育所の保護者会の意見・要望を参考資料として添付した。
- 14 選定部会委員には、保護者説明会や三者協議会の概要についても情報提供しており、保護者の意見を把握してもらっている。また、本日の意見交換会の案内も送付している。
- 15 保育士の選定部会委員への参画については、改選に当たり検討した結果、保育内容は、これまでどおり、制度面も含めた幅広い視点から審議していただくことが望ましいと判断し、学識経験者とした。また、新たに保護者目線での審査も必要であると考え、保育園に現在通っている児童の保護者を市民公募委員から加えることとした。

(2) 質疑・応答 (○：保護者、⇒：京都市)

- 京都市社会福祉審議会での最終意見が出て、「基本方針（改定版）」が作られるまでの間のプロセスとして、保健福祉局で検討したというが、どのように議論されたのか。昨年度にあった「幼児教育・保育部会」では、「基本方針（改定版）案」について、審議ではなく、意見聴取であった。このため、保健福祉局における会議でどのように検討されたのかが分からないので、会議の議事録を公開請求すれば出してもらえるのか。

- ⇒ 基本的に庁内の会議で議事録をとってはならず、保健福祉局での会議についても議事録はない。
- 「基本方針（改定版）案」の作成は、内々で記録を残さずに行ったということか。会議におけるレジュメや資料はどうか。資料を持ち寄り、課題を話し合って「基本方針（改定版）案」が作られているはずであり、公開請求をしたら出してもらえるのか。
- ⇒ この場で公開できるかどうかは答えられない。「基本方針（改定版）」は、「幼児教育・保育部会」及び保護者説明会における意見聴取、パブリックコメントを経て策定している。
- 幼児教育・保育部会で意見聴取し、「基本方針（改定版）」を作ったはずであり、どのように議論されたのかを聞きたかった。庁内の議事録はとっていない、幼児教育・保育部会での意見も聴いただけで審議せずに策定してしまっているのか、「基本方針」から「基本方針（改定版）」になる際の課題が分からない。議事録がないことは、プロセス上問題はないのか。
- ⇒ 議事録は必ず作成することとはなっていない。
- 保護者に会議内容を説明できないのはおかしいのではないかと。幼児教育・保育部会で審議したというプロセスならいいが、意見聴取だけであり、委員からも指摘を受けていたはずだ。せめて局内での議論の経過を示してもらえれば策定プロセスが分かる。
- 拠点事業で壬生保育所が右京区の担当をしているのか、聚楽保育所が中京区を担当しているのなら、移管された後、中京区の担当はなくなることであり、おかしいのではないかと。
- 各行政区に1箇所とするなら、中京区は聚楽保育所、右京区は壬生保育所が担当するべきではないのか。
- ⇒ 複数の市営保育所がある行政区の保育所を移管対象としている。行政区の担当については存続する保育所の中で対応していくことになり、中京区は壬生保育所が担当することになる予定である。現在、拠点事業の専任保育士を2人配置しているが、職員体制は今後検討していく。
- 単に専任保育士数を倍にするということではないのか。
- ⇒ 現時点では未定であり、今後検討していく。
- 市営保育所が行政区に複数必要であったという理由があるはずだ。2箇所存在する必要がある所を一つにするという論理は何か。
- ⇒ 移管されても保育所そのものはなくなり、数として減るものではない。
- 地域の子育て支援拠点は、市営保育所で担っている部分が多いはずだ。
- ⇒ 地域の子育て支援の取組がなくなるものではなく、園庭開放や子育て教室等の地域子育て支援事業は移管先法人に引き継いでいく。拠点事業は、専任保育士が地域に出向き、家庭訪問や子育てに関する事業の支援等を行っている。壬生保育所に4人の専任保育士を配置する体制になったとすれば、その4人が地域に出向き、家庭訪問等の業務を行うことになり、拠点事業がなくなるものではない。
- 専任保育士が出向くだけならば、比較的大規模でターミナルに近いという必要はないはずだ。また、親子が通いやすいというのは、育児相談や一時預かり等につなげ、来てもらうということではないのか。
- ⇒ 出向くだけではなく、親子に来てもらうという両方の面がある。ただ、親子に市営保育所に入所してもらうという目的ではなく、まずは子育て支援につながる契機として利用してもらい、そのうえで、身近な保育園に公・民を問わずに入所してもらうことが最善だと考えている。

- 育児相談を受けたり、一時預かりを利用するには通いやすい方がいいから、比較的大規模でターミナルに近い市営保育所を拠点とするというなら、市営保育所の数が多い方がいいのではないか。
- ⇒ 民間移管の取組の起点が、京都市社会福祉審議会での最終意見を踏まえて実施しているものであり、「基本方針（改定版）」では、一定の市営保育所で拠点事業を実施し、広域的な地域の子育て支援拠点として機能強化を図るとともに、6箇所の保育所について移管の方針を出している。なお、園庭開放や育児相談等の地域子育て支援事業は、移管先法人に引き継いでいく。
- 移管により市営保育所の数を減らすというが、市営保育所が担うべき役割をどのように考えているのか。
- ⇒ 広域的な子育て支援拠点としての役割を市営保育所は積極的に担っていかなければいけない。一方で、障害のある子ども、虐待を受けた子ども等、支援が必要な子どもについては、現在、市営保育所が民間保育園よりも入所率が高いが、今後、役割として特化していくのではなく、身近な地域の保育園で受け入れてもらうことが必要である。
- 市営保育所に障害のある子どもが集中しないように障害児の保育士加配を引き上げたのではないか。それまでに入所を断ってしまっており、引継ぎがされていなくて、今更やれといわれてもできない民間保育園が多いのではないか。だから前回もどれだけ受入割合が変わったのか、教えてほしいと要望したはずだ。
- ⇒ いただいた質問事項の22番目に、重度障害のある子どもの公・民の受入割合について質問されているが、全市で平成26年度に療育手帳A判定又は身体障害者手帳1級の認定を受け、保育園に通園されている児童数は50人であり、民間保育園が7割、市営保育所が3割を受け入れている。なお、個別の保育園ごとの受入数については、お答えできかねる。
- 障害児の保育士加配を統一した後の受入状況については、下半期分が8月末に訪問調査の受付を締め切って、その後、訪問調査を行い、最終的に公・民ともに判定会議にかけて認定をすることになる。この認定作業を2月中旬から3月上旬にかけて実施するため、平成26年度と平成27年度の比較については、今年度末になればお伝えすることができる。
- 民間保育園に対する保育士加配は、プール制のポイントに基づき支払われているかと思うが、毎月、各保育園に振り込んでいるのではなく、年1回まとめて払うということか。
- ⇒ 障害児認定には、書類審査と訪問調査がある。訪問調査については年2回行うが、時期は年度半ばと後半であるため、民間保育園への支給はそれぞれの後となる。
- 民間保育園に障害児保育に関する費用が支給されるまで、資金繰りをしなければいけないため、受け入れてもらえないのではないか。初めから受け入れられる体制をとっている保育園は、子どもの受入れから障害児認定までは自前でやりくりすることになる。
- ⇒ 入所児童として受け入れた後、障害児認定を受ければ、当然、遡って費用を支給することになる。
- 公・民で違いがあった障害児の保育士加配を統一し、公・民で障害児の受入れの差がなだらかなる施策かと思うが、後にならないと分からないのに移管を進めるのか。
- 「基本方針（改定版）」は、民間移管と同時に保育士加配を統一すると記載している。「基本方針（改定版）案」に対するパブリックコメントにおいても、民間保育園で障害がある子どもを受

け入れてもらえるのか分からず、民間移管に不安を覚えるという意見があったから、統一したというプロセスだったのではないか。

⇒ 「基本方針（改定版）」は、民間移管だけをお示ししたのではなく、公・民における障害のある子どもの受入割合が違っても記載しており、市の施策として、障害のある子どもの受入れがより積極的に行われ、身近な地域の保育園に入所できるようにはどのようにすればいいかを検討したうえ、保育士加配を統一することとした。民間移管をするために加配を統一したものではない。

○ 移管するために加配を統一するのでなければ、移管しても保育の質が一緒ということにならない。質をなるべく同じにするために、加配を一緒にしたということではないのか。実際に受入れの差があって、今後なくしていかなければいけないが、まだ差があるうちに移管を行うのは、手厚い部分を減らすとしか見えないので、統一してある程度、差がなくなってきたということを教えてほしい。

⇒ 聚楽保育所を移管した際に障害認定を受けた子どもが継続して入所されていても、加配基準は変わらないので、移管による保育士加配の影響はない。

○ 公・民による統一で今よりも受入れが減ると困るので、例えば、改善されたのかどうか、数字で示してほしいと要望している。公の受入れがこれまでと変わらないのか、全体として改善されているのか、何らかの形で改善されていることを言ってもらった方がいい。

○ 数字が変わらないなら、移管時に障害児加配を手厚くしてほしい。受入れがこれまでと同じように移管後もできるようにしてほしい。保護者から移管先法人への要望も変わってくる。

○ レベルの差があるなら、下げないような手立てをしてほしい。

⇒ レベルというのは、職員の能力のことを指しているのか。

○ ノウハウの差が大きい。民間保育園の方が障害のある子どもの受入れが少なく、担任を1人ずつ配置する形になっているが、障害のある子どもも担任に任せるのは大変だ。1人だけでなく、もう1人配置するようにしてほしい。

⇒ 民間保育園においても、保育士加配について、最重度の認定を受けている子どもがいる場合は、1対1の加配となる。また、移管後の共同保育では、移管先法人の担任保育士に加えて市の保育士がクラスに1人ずつ残ることになる。さらに、重度障害のある子どもがいる場合、状況に応じて、もう1人の市の保育士が共同保育を行う。

○ 市の保育士ではなく、移管先法人に移管前にできる限りベテランの保育士に早めに引継ぎを受けてもらえないか。

○ 聚楽保育所で現在と同じように障害のある子どもを受け入れることができれば、それだけ行く場所が減ってしまわないのか不安なので、これまでと同じ割合で受け入れる手立てを示してほしい。先ほどの説明を聞いていると、移管後の保育園における責任は、他の民間保育園と変わらずに通常監査以上のことはしない、市に移管した責任はない、第三者評価の受審をお願いするだけで、障害のある子どもをこれまでと同じように受け入れる手立ても、保育士加配の統一以上のことが何一つ示されていない。残る市営保育所に障害のある子どもを集めないという考えだが、どのように民間保育園が受け入れるのか、体制づくりの話をしない限りは信用できない。

⇒ 民間移管においては、「移管後の運営に係る基本事項」の中で、当分の間、これまでどおり、障

害のある子どもを受け入れるよう明記している。聚楽保育所だけではなく、市全体で障害認定をされる子どもの数が増えてきているので、やはり民間保育園で受け入れてもらわなければいけない。そのためにも、受入れについて、福祉事務所から民間保育園へ呼び掛けを行っている。

○ 受入れが増える具体策はないのか。民間保育園への呼び掛けだけなのか。

⇒ これまで以上に呼び掛けを行っていく。

○ 以前に市営保育所で実施している保育士研修を民間保育園でも行うよう呼び掛けること、せめて移管先法人には、同一の研修をしないと困ると話した。移管先法人以外の民間保育園にも同じ研修を拡大させる、そのために市が費用を支出するなどして、どの保育園も市営と同じように受入れが可能となるようにすると言われれば納得できるが、特に市の手立てはないということか。

⇒ 民間保育園で障害児保育ができる保育士がいないから、受け入れられないということでは困るので、公・民合同で実施している研修に積極的に参加を呼び掛けている。

○ 公で行っている研修のうち、民がしていないことを実施してもらうための費用を市が出すという手立てが必要だと思う。平成27年度予算で約8億5千万円の障害児保育にかかる費用のうち、研修に充てられる部分はそれほど多くを占めないという説明だったので、研修費用を充実させても多額にはならないはずだ。障害児保育の公民格差を狭め、民間移管しても大丈夫だと言ってもあれば違ってくる。

○ 他の移管保育所でも移管先法人に丸投げし、後は知らないといふようにしか見えない。聚楽保育所は保育所として残ると言うが、同じような内容を維持してほしいと繰り返し言っているのは、市内すべての民間保育園を悪く言っているのではなく、移管後に同じ質、内容を維持していくため、せめて移管後の保育園に市はどれだけ積極的に関与していくつもりがあるのか。民間保育園における死亡事故でも運営法人の責任だから市は知らないと言明していると聞いた。

民間保育園に何となく呼び掛けたり、保育士加配のお金を払っても法人の経営方針次第で何に使われるか分からない。市営保育所がなくなっても保育所は残ると言うが、何年か経てば、当分の間は過ぎて、移管先法人の自由となり、市の責任はなくなることになる。他の自治体の移管でも同じ問題が起こっている。これまでに移管した保育所に市がどこまで関与しているかを聞きたいし、研修を保障しているのかも聞けていない。必要な人数だけ保育士を配置するという問題ではない。移管の責任の所在はどこにあるのか、せめて半官半民くらいにしてもらわないといけない。三者協議会といっても、市はその場にいるだけで、法人と保護者が勝手に話している状況が移管後の保育所でみられている。移管した朱雀乳児、室町乳児保育所や吉祥院、九条保育所は市営保育所の時と同じように研修をされているのか。

⇒ 市営保育所の研修に参加の声掛けをしている。

○ 民間保育園には、これまで障害のある子どもを受け入れるよう、呼び掛けをずっとされてきたと思う。しかし、受入れを強制することまでは難しいから状況は変わっていないはずだというのが、保護者も予測がついている。たとえ市から数字が示されたとしても、いい数字しかない。例えば、待機児童にしても、実際に入所を断られた方が何人もいることを把握しているはずなのに、それを示した資料は出てこない。

民間保育園での障害のある子どもの受入れを改善するなら、何らかの義務を課すべきかと思う。ただ、研修を実施するにしても費用がかかるため、移管に伴うコスト論からしてふさわしくなく、

堂々巡りの議論になってしまう。保育士加配の費用を事前に民間保育園に支払う方策を考えないと、後払いなら保育園の運営がもたず、受け入れないとなってしまう。市が何らかの工夫をして障害のある子どもを民間保育園が受け入れやすくすることを示してもらえれば保護者も安心する。

○ 保護者の側に立った安心感を与えるようなことを示してもらえたら円滑に進んでいくのではないかな。

○ 今回で2番目までの質疑応答をしたが、6, 7番目の項目に関しては、市に責任はないという回答であった。せいしん幼稚園における死亡事故では、市は一言も謝らなかつたらしい。もっと真摯に保護者と向き合ってほしい。

○ 総括的に尋ねるが、移管によって保育の質が下がる可能性があるのか、保育の質を何が何でも維持するのか、質が下がってもやむを得ないと思っているのかと今年1月23日の説明会の際に質問した際、高松課長から、やむを得ないとは思っていない、との回答があった。保育の水準を一言で表現することは難しいが、下がることはやむを得ないと考えているのか、改めて質問する。

⇒ 移管保育所では、残った市の保育士が保育の引継ぎを頑張っているが、市営保育所でも状況により変わることがある。何をもって完全に維持するのかについては、お答えすることは難しい。しかし、保育の水準が下がってもいいとは思っていない。

○ 聚楽保育所の保育がどういうものなのか、知ってほしいということだ。例えば、選定部会委員を含めて、聚楽保育所の保育の水準、特質を踏まえてどのように評価しているのか。市で評価を確定させ、絶対に守るべき具体的な提案を聞きたい。我々は具体的な保障や確約がないといいとは言えない。

○ 何をどのように引き継ぐかを説明していないのに、こちらの要望に対してできないという話しかしていない。1月23日の説明会では、移管を止めるのではなく、改善点を考えていきたいという説明があった。どのように改善点を考えてきたのか、今日聞いたことはこれまでと何も変わっていない。具体的な話をしっかりしてほしい。市に保護者の思いは伝わっているはずで、少しでも前向きに検討したと言ってほしいが、検討した素振りも見せない。何か起こった時に移管先法人を選定し直す制度を検討したいと言っていたが、どのようなプロセスで選定するなどの具体的な説明が何もない。

○ 次回は、16番目から29番目までを回答してもらったうえ、3番目の項目から質疑応答をさせてほしい。

○ この時期に選定部会委員をどのように決めるのかも示されておらず、手続きを改めて聞きたい。それまでは移管を進めないでほしい。

⇒ 29番目にある御質問の趣旨かと思うが、質問・意見には回答させてもらう。

○ 聚楽保育所保護者会で民間移管に関する署名を集めた。次回の意見交換会の冒頭でなぜ署名を集めたのか、保護者からの意見も聴いてもらったうえで、お渡ししたいがよいかな。

⇒ 次回の意見交換会でお受けする。

保子育第1251号

平成28年3月23日

聚楽保育所保護者会 御中

京 都 市 長

〔 担当：保健福祉局子育て支援部保育課 長 印 〕



聚楽保育所の民間移管に係る説明・意見交換会摘録について

日頃は、本市の保育施策及び保育所運営に多大な御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

平成28年1月22日に開催いたしました「聚楽保育所の民間移管に係る説明・意見交換会」に係る摘録（別添）をお渡しいたします。よろしくお願い申し上げます。

・ 聚楽保育所の民間移管に係る説明・意見交換会について（摘録）

- 1 日 時 平成28年1月22日（金） 午後7時15分から午後9時頃まで
- 2 場 所 聚楽保育所
- 3 出席者 保育課 村上公営保育所担当課長，佐川保育担当課長，小林担当係長，花田担当係長
保護者 8世帯
- 4 「京都市聚楽保育所の存続を求める署名」の提出について（聚楽保育所保護者会から，当意見交換会の冒頭に5，044筆の「京都市聚楽保育所の存続を求める署名」をいただいたことを受けた際に公営保育所担当課長が出したコメント）

5，044筆の多くの署名をいただきました。その署名の内容については，聚楽保育所の存続という形でいただいています。多くの署名の中には，市営保育所全体のことを思っけて書いておられる方もいらっしゃると思います。私，公営保育所担当課長としては，個人的には市営保育所が減っていくというのは非常に残念な気持ちはあります。ただ，何度もお話はさせていただいますが，京都市保育課として，保育所に入って保育を受けていただく等の多くの保育ニーズに対しての政策を展開するためにも，民間移管を行い，財源を確保する必要があります。

今後，移管スケジュールは昨年の錦林保育所と砂川保育所の2箇所の選定を行った予定を現在は考えております。御要望の中にありましたが，我々としてもこのような説明会や意見交流会の場を持ち，何とかより良い移管に向けて進めていくお話もさせていただいております。ただ，現時点では解決できないことや，一緒に考えていかななくてはいけないこともあり，民間移管自体に納得できないと思われる中で，なかなか合意まで達することができないところもあると思います。

今言えるのは，現在進めている民間移管を，我々としてはより良い移管，法人選定を行い，その後，保育の引継ぎを丁寧に行っていくというところを重点的にしていかなければならないと思っております。いただいた署名につきましては持ち帰り，確認させていただき，5，044筆の思いをしっかり受け止めて取り組んでいきたいと思っております。署名ありがとうございました。

5 説明・意見交換会の内容

- (1) 京都市からの説明（聚楽保育所保護者会 民間移管対策委員会からいただいた「2015年12月18日付け 京都市聚楽保育所の廃止・民営化にあたっての説明会（意見交換会）質問事項（改訂版）」への回答（前回の意見交換会で項目1から15までを回答したため，項目16から29までの回答）※項目番号は，質問事項に記載されている番号）

- 16 これまでは，実地審査に同行された保護者に意見書を提出してもらったのみだったが，今年度の実地審査から，実地審査終了後に同行した保護者から意見聴取を実施し，現場を見られ感じたこと，疑問に思われたことを選定部会委員に意見を述べてもらった。保護者意見を踏まえ，選定部会委員が，応募法人への質疑やヒアリングを実施し，法人の回答内容を含めて審査の参考にされた。こうした取組は，来年度以降も，継続して実施していく。
- 17 これまでの移管においては，移管先法人選定後，保育所条例改正の市会の議決を経て，法人が近隣の地域住民の方に御挨拶，御説明に伺っている。聚楽保育所の移管時も同様に，地域住民の方や関係機関への御挨拶を行っていく予定である。

18 移管前の引継ぎ期間中に健診の状況について引継ぎを行ったり、実際に主任保育士予定者等に立ち会ってもらっている。その中で、市営保育所に来てもらっている嘱託医や各健診状況の情報提供も行っている。移管後の健診の実施状況については、基本事項の遵守ができているか、市で確認を行う。

19 移管先法人等への応募を検討している法人については、移管対象保育所を見学していただくよう周知しており、錦林及び砂川保育所に関しても、応募法人が見学に来られた。

これまで、移管先を選定し、保育所条例の改正後、移管先法人を保護者に紹介する保護者説明会を行っており、その中で、法人から法人の概要や保育理念等について説明を行っている。

20 旧朱雀乳児保育所は、1歳半未満の保育経験のない法人に移管したが、移管前年度の1月から共同保育を行い、4月以降も市の職員が残って共同保育を行うことにより、乳児の発達状況に応じた対応を丁寧に引き継ぐことができています。

なお、必ずしも首のすわっていない乳児が4月に在籍しているものではなく、入所する子どもの状況はその時々によって違い、年度途中であっても首のすわらない子どもが入所してくることもあるため、市職員が引継ぎを丁寧にやっている。また、今年度の募集要項では、乳児保育経験のない学校法人を移管対象に追加したことに伴い、基本事項に乳児保育経験のある職員を確保することを定めた。今後、乳児保育の経験のない法人が応募された場合には、ヒアリング審査の中で保育の確認をしていく。

21 応募法人が保護者の希望に沿った条件を提案してきた場合、どのように評価するかは、選定部会の中で審議していくこととなる。具体的に提案があった法人に対し、実現可能かどうかを書面及びヒアリング審査を通して確認していかなければいけない。今年度から移管対象保育所の保護者の思いを募集要項に添付しており、応募法人は保護者の思いを踏まえて申請することになる。

22 ・重度障害のある子どもの公・民の受入割合について、全市で平成26年度に療育手帳A判定又は身体障害者手帳1級の認定を受け、保育園に通園されている児童数は50人であり、民間保育園が7割、市営保育所が3割を受け入れている。

・移管により生じる財源については、子育て支援全体で活用するものであり、障害児保育に充てられる具体的な予算額の特定はできない。

・障害児保育は、当然に公・民ともに行っているものであり、市営だけが特化して取り組んでいるものではない。また、市全体の障害児保育に係る予算については、平成27年度に増額しており、無駄なものとは考えていない

・市営保育所においても、毎年度、障害のある子どもの人数は変化している。これまでに移管した4箇所の保育所の障害のある子どもの受入れについては、ほぼ同数で推移している。

・前回の意見交換会で答えたとおり、入所調整において、福祉事務所から民間保育園等への障害のある子どもの受入れについて働き掛けるとともに、保育課の担当からも依頼している。

・例えば、障害児保育研修については、公・民合同で行っており、その他、民間保育園や市営保育所独自で行う研修がある等、様々な研修を実施している。市営保育所の研修については、移管先法人へ参加案内をしており、とりわけ、共同保育期間中は、市職員もいることから、積極的に参加できる状況を整えている。

- 23 市営保育所では、外国にルーツ・文化的背景を持つ児童の受入れを行っている。ただし、地域によって状況が異なり、受入れがない市営保育所もあれば、養正保育所のように、多く受け入れを行っている保育所もある。民間保育園でも同様に状況は様々である。なお、保育所保育指針では、「子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう・にすること」と規定されており、各保育園が同指針に基づいて保育を実践されている。
- 24 同一建物の中に聚楽保育所とじゅらく児童館が入っており、日頃から子育て支援について関係性はある。ただし、運営に関しては、現時点でも保育所と児童館それぞれで行っている。また、移管後においても運営はそれぞれで行うことになる。
- 今後、児童館と連携している地域子育て支援については移管先法人に引き継ぐとともに、移管後においても引き続き児童館と連携をしていかなければならない。御質問にあった、災害時をはじめとした緊急時の連絡調整については、移管先法人と指定管理者との間での連携の取り方について、確認をする等の検討を所管の児童家庭課と行っており、今後も協議をしていく。移管先法人選定後、児童館の指定管理者とも具体的な話し合いをしていきたい。
- 25 移管先法人には、基本事項において、現在市営保育所が実施している保育内容を尊重し、保育運営を行うこと、当分の間、宗教的な行為や行事を行わないことを求めている。
- また、運営理念については、法人等がそれぞれの理念に基づいて保育園を運営しており、必ずしも市営保育所の理念と一致する法人があるものではないことは事実である。しかし、移管に当たっては、子どもへの影響がないよう、基本事項に定めている宗教行事を行わないことを遵守してほしいと伝えており、三者協議会においても具体的な話をしていくこととなる。
- 民間移管に際して転園を希望される場合は、特例として、移管年度当初に限り利用調整において減点しないこととしている。
- 26 選定部会の開催に関することについては、広報をしており、本市のホームページでも公開している。広報が不足しているとは考えていないが、今後、より広く市民等にこれらの情報をお知らせできるなら、ツイッターを活用した情報発信も行っていく。
- 27 摘録について、宛先、日付、発行元は記載している。なお、保育課としての公印はないため、摘録には押印しない。
- 28 音声記録の保存期間について、明確な本市の取扱規定はないが、摘録について、不備があれば、修正してきたところもあり、修正がなければ一定期間が経過した後、音声データを消去したいと考えている。保護者がICレコーダーでの録音、ビデオカメラにより録画されていることについての意見もあったが、本市として保護者の方々と争うつもりはなく、何らか証拠として永久に残してほしいというお話があった。万一、訴訟になることがあれば、記録として正しいものであり、また使用されることを否定するものではない。
- 29 いただいた署名の中にある2点の御要望と同内容かと思うが、現時点では、説明できる範囲はお伝えしており、最後まで合意が得られないことをもって、移管の手続きを進めないということとは考えておらず、今年度と同様の選定手続きを進める予定である。今後、保護者と一緒に考えさせてもらう課題は多くあると思うが、選定部会における募集要項に対する意見聴取や移管先選定後の引継ぎも移管するうえにおいて重要になるので、継続して取り組んでいきたい。

(2) 質疑・応答 (○：保護者、⇒：京都市)

- いくつか質問に答えられていないところがある。項目17の地域住民への説明に関しては、挨拶をするということだが、地域住民にも説明したうえ、合意をとってほしいという部分などへの回答がない。質問項目の中にいくつかの質問があり、丁寧に答えてほしい。項目3、4についても、例えば、子どもの最善の利益をどう定義するのか、国連子どもの権利委員会の一般的意見を準拠するのかについての回答もない。質問の文章に厳密に沿った回答になっていないので、質疑の中で伺っていききたい。
- 摘録について、話の流れの中で、地域の子育て支援に関して壬生保育所が右京区を、聚楽保育所が中京区を担当していて、移管対象となっていない壬生保育所に障害のある子どもをこれ以上増やさないと断言していたはずだが、何も記載されていない。また、障害のある子どもを民間保育園で受け入れたとしても、障害認定がされなければ、持ち出した保育園が払わなければならないのかとの問いに、市はそうであると断言していたが、記載されていない。意見交換会にいた保護者はともかく、障害のある子どもの受入れが全く進んでいないという流れがこれではみえてこない。
- 項目28に関連して、録音データを消去するということが、摘録に漏れがあっても、保護者から指摘がなければ分からなくなるので、摘録にすべてを記載しなければ、録音データを消去されると困ることになる。
- 摘録には発言したことを書かなければ、言った、言わないになってしまう。摘録として簡潔に記載するのはよいが、正確に、きちんと公的な記録としてとってほしい。そうでなければ保護者が頑張って証明しなければならなくなる。録音をし、どのように保存するかもきちんと回答してほしい。
- 摘録に載っていないから言っていないというのは、嘘になる。
- ⇒ 事実、記録しているものがある。
- そもそも保護者が記録するのはおかしく、公的なものにはならない。公的記録の作成は市の職務として行すべきだ。不備があれば直すというが、説明したことを書かなかったという経過がある。もう少し慎重に摘録について考えてほしい。
- 保護者が言いたいのは、説明された内容の保障がどう得られるのかということだ。説明されたことは、子どもや保護者の権利に関わる問題であり、記録、資料として残すべきで、言いつばなし、この場が終われば済む話ではない。昨年1月23日の保護者説明会において、この場は市の公式の説明の場であることを確認している。説明したことを公的な記録として残してほしい。公印を押してほしいということも同じ趣旨であるが、公印はあるのか。
- ⇒ 保育課としての公印はない。
- 市長印は法制課に行かずとも、保育課にあるはずだ。我々としては、内容が保障されたものを確認、保管したいが、押印できない理由を教えてほしいと聞けば、公印がないからだという。市の公式な説明なのに市長印を押すことはおかしいのか。公営保育所担当課長の判断で押せるものではなく、保育課長の決裁が必要なのではないか。少なくとも、保育課の中で摘録を共有すべきであり、公営保育所担当課長の上長に判断をしてもらうべきことかと思うので、公印を押してほしいと言っている。

この間、市の文書取扱規程や公印規程を確認したが、公印を押せない理由は見出せなかった。文書に押印することはできる限り簡素化すべきだという市の通達も出ているようだが、子どもや保護者の権利に関わることであれば、押せるはずだ。文書の発行者が重要であると認めれば、押印できるという規定もある。もっと緊張感を持って摘録を作成してほしい。上長の判断も仰ぐべきで、チェックとしては不十分だ。

⇒ 摘録に公印を押したものは見たことがない。昨年12月18日に開催した意見交換会に係る摘録も可能な範囲で体裁を整えている。保育課には保育課専用の市長印があるが、一定の用途を定めており、改めて確認したうえで、返答したい。

○ どうして、こちらの質問が記載されていないのか。せっかく質問をし、回答してもらっているのに記載されていないとないがしろにされているのかと思ってしまう。明確に答えをもらっているのに、書いていないとなると都合のいいように変えていると思ってしまう。

⇒ 録音データがあるので、もう一度確認させてもらいたい。

○ 今の話を聞き、この場で言われていたことが書かれていないということだが、摘録とともに議事録も作成しているのか。議事録を作っているならば、決裁をどこまで取っているのか。また、情報公開でどこまで提示できるのか判断を教えてください。この案件は市の事業なので、課長決裁で終わることではなく、局長までの決裁が必要だと思う。議事録を作っていないのはおかしい。

⇒ 議事録として残しているのではなく、録音データから摘録を作成している。

○ 今日ここまでの話をどれだけの市の職員が把握されているのか。

⇒ 出席した者4人で内容を確認している。摘録については、子育て支援政策監まで見てもらっている。

○ すべてのやり取りの内容を上の人が見るわけではないのか。摘録を作成するうえで、要約する、省略するという判断は誰が行うのか。答えにくい質問は省き、答えやすい質問だけ残すという操作が可能になってくると思う。せっかく録音をしているのであれば、議事録を作成してもらおうと、上の方が保護者からの声や意見交換会でのやりとりが把握できるかと思うが、担当課だけにされてしまうと、不都合なことが上がっていかないのではないか。今後、改めてもらえるのか。

⇒ 摘録については、できる限り発言を起こすようにしている。今後、発言が抜けないようにしていく。

○ 議事録を公的な文書として保存しておいてほしい。議事録自体を配布する、公開するとなると量が膨大になるので、保存することでもいいと思う。言った、言わないといった話になるのはおかしい。だから、テープ起こしをしたものがあるのなら、きちんと保存することが大事だと思う。

○ 摘録について、どこまでの決裁を取っているのか。

⇒ 公営保育所担当課長までの決裁である。

○ 議事録としてであっても担当課長決裁で終わるのか。

⇒ 出席した者で確認を行い、公営保育所担当課長まで決裁しており、決定したものを報告している。

○ 実際に内容を知っているのは本日、市から出ている4名だけなので、その他の方にはどんな話をしているのか分からないということか。保育課だけで止まり、部長すら分からない内容もあるのか。

⇒ 摘録については公営保育所担当課長が決定しているが、子育て支援政策監や子育て支援部長に配布して見てもらっている

○ 配布するだけで押印しないのか。

⇒ 押印ではなく、子育て支援政策監や子育て支援部長には摘録を配布して、内容を把握してもらっている。

○ いずれにせよ、市の手元に残るのは摘録だけということになる。摘録は以前に比べると、ずいぶん詳しくなっていることも事実であり、間違っていないわけではないが、あくまで市で解釈されることである。摘録を配るなどと言っているわけではないが、説明会でやり取りされたことが編集された形でしか残らない。そのうえ、記録した音声も最終的には処分されるということであり、説明会でやりとりして、市からの回答が正確なものではなくなる。議事録として残っていれば、公開請求ができると思うが、最終的に摘録としてしか市に残らないというのであれば、不十分だとは思わないのか。説明会は摘録が残るだけで十分な位置付けでいいのか。

○ 議事録はあったほうがいいと思う。保護者側が記録を取っているからというようなことを言うが、こちらがそのようなことをするのは、公的な記録を取るためではない。私たちの利害が関わっているからしている。市は職務として、記録したうえで、そこから要約した摘録を配ることが大事だと思う。そうでなければ先ほどのように、言った、言わないであるとか、保護者が持ち寄った記録機器の電源が入っていないなどがあるかもしれない。録音しているのであれば、起こしてきちんと保存してほしい。以前の説明会で市からの説明内容が書かれていない摘録を出し、書き直した経緯がある。保護者の中に、ビデオカメラやＩＣレコーダーを持っている人がいたから録画、録音ができるのであって、記録を残すことを保護者に任せないでほしい。

○ 他の保護者にも分かるように、質問と回答を全部載せておいてほしい。内容のうち、障害のある子どもを受け入れると決まった時点で、費用を後払いではなく先払いにしなければいけないという保護者の意見も載っていないということは、市の上の方が見られていないということではないか。せっかくこちらは話をしているが、上げてもらえないのだということになる。流れとして、民間保育園への障害のある子どもの受入れの弊害があることを始めて知り、それではこのようにしてはどうかと提案しても上げてもらえない。そうすると障害のある子どもは切り捨てられるのかと思ってしまう。

○ まだ意見交換ではなく、説明段階だと思うが、それでもいろんな意見を保護者は述べている。意見について検討するというプロセスには至っていない。先ほどの話だと、出された意見は摘録に記載しているということで終わっているではないか。出した意見を持ち帰って検討するという言葉もあったが、結局、検討されていないということになってしまう。それでは意見交換とはいえない。意見交換ではなく、一方的に説明され、私たちがいくら声を上げてでも検討するなどの余地がなく、つながっていない。

⇒ これまで、市全体の障害のある子どもの受入れのこと、聚楽保育所の移管手続きのことなど、様々な意見があった。ただ、保育の全体的なことについては、意見も踏まえて保育課の担当者が具体的な動きをしていくことになり、現時点で状況までは聞いていないが、この場でお伝えできることがあればお伝えする。しかし、障害のある子どもの受入れは、大きな問題であって、前回の意見交換会では福祉事務所からの働き掛けなど細々としたことしか進んでいないため、この場

でのお話ができているというのが現状だ。

- 私たちが述べた意見が、公営保育所担当課長の権限を超えた範囲であれば、他の部署や適当なところにつないでいかなければ、すごくむなしくなってしまう。私は市に対して話しているつもりであり、公営保育所担当課長の職務で終わって私たちの声を閉じ込めてしまうようならば、市として話していることにはならない。保育課は市の保育政策を扱うところであり、民間移管の話に止まらないのは当然だ。聚楽保育所と療育施設を併行通園している子どももいるが、療育施設が民間に委託されて混乱が起こり、すごく不安に思っているという話を説明会で聞いているはずだ。保育課の管轄を超えているのであれば、他の部署と話し合い、市として民間移管の問題につなげていかなければ、保護者や子ども一人ひとりの状況に関わるようなことにならない。子ども一人ひとりに目を向けるようにしなければより良い民間移管にならない。選定部会が始まってしまっからは、このような話はやできない。しかし、今であれば、どの法人を選定するのかというだけではなく、市営保育所に関する保育政策につながっていき、もう少しより良い方向につながっていきける可能性がある。民間移管の説明だけに来ているのであれば意見交換にもならない。様々なことにつながってほしいという期待をしてたくさんのお話をしてきた。そうでなければ、私たちが今まで話してきた時間がむなしくなってしまう。私たちが語った言葉をもっと大切にしてほしい。

⇒ これまでにいただいた意見が摘録の中に漏れていたのかもしれないが、併行通園をされている療育施設の給食のことについても、摘録をもって保育課内で供覧をしている。また、個別の事実が分からない所は、他の部署へも確認して説明会でお話をさせてもらっている。この意見交換会は、市の保育政策全体についてどうしていくかを主旨とするものではなく、市としては民間移管に関わるうえでの意見交換をしていくものと考えている。当然のことながら、市全体の保育政策について、無視するわけではなく、答えられるものについては答えていきたいと思っている。

- そのために最初に、子育て支援について、壬生保育所が右京区を、聚楽保育所が中京区を担当しているのに、聚楽保育所を民間移管するのかということから話の流れが来ていたはずだが、回答が書かれていないので、話がつながらないことになってしまっている。意見交換会に来ていた人は話の流れは知っているから、回答の記載の有無が分かるが、分からない人にはまったく関係のない話が飛び込んできたかのように思われる。

⇒ 議事録の作成というお話があったので、今後は議事録を見たうえで摘録を作成していきたい。

- これまでに話してきたことをどうつなげていくのかを教えてください。

⇒ 摘録の作成に当たって、やりとりの多くを削除してきたわけではなく、また、当方としては、これまでの話合いを無駄にしてきたつもりはないと考えており、今後もお答えをさせてもらう。

- 民間移管に関しては、市営保育所の今後のあり方に関する基本方針の改定前から、市の方針として出されており、それは財政難の問題から出てきているもので、市の保育政策の中では大きな話であるはずだ。しかし、民間移管の話だけで他のこととは関係ないとはならない。待機児童の問題等、様々な話があったが、民間移管により生じる財源の使途は特定できないといった答えでは説明にならない説明会を10回もやり、今回、5千筆の署名を出してもこのような対応をされるのであれば困る。もう少し、子どもや保護者を主体的に見て歩み寄りなれば、この5千筆もすごく軽く扱われてしまう。今までの対応でいいと思っているかもしれないが、それが困るとい

うことでこれだけの署名が集まっている。

⇒ 保護者の思いはたくさん聴かせてもらっている。これまでの民間移管を振り返りながら、重みのある思いを反映させていくという認識は持っている。回答になっていないことや摘録で抜けていることも受け止めて、次により良くつなげていきたいと思っている。何度もこちらに来させてもらい、お話を聴くことで保護者の思いは感じ取っており、どのようにしていくべきかを常に考えている。

○ そのような状況で、移管のスケジュールだけ決めていくのは正しいやり方なのか。これからどうしていくかを考えていくべきで、スケジュールありきでは順番としておかしい。話がまとまってからスケジュールを立てるべきだ。

⇒ 何をもって話がまとまるのかということは難しい。保育そのものの引継ぎについては、実際にやっていかないといけない。聚楽保育所をどう評価するのかと意見を出されるが、保育課や、まして現場職員であっても、保育そのものを評価することは非常に難しいことである。日々の保育は変わるものであり、言葉では明確に表現しづらいが、実際に引継ぎを行う中で伝えていく部分もある。

錦林や砂川保育所の保護者も選定部会等で民間移管については納得できないとの意向を示されていたが、一方で、より良いところに移管してほしいと言われている。納得できるまで移管手続きを進めてほしくないと言われることについて、民間移管については市の方針で、変わらないことである。我々としては、お互いに今後の移管先法人の選定が大切であり、また選定して終わりではなく、引継ぎも更に重要になってくるので、4箇所の保育所の移管の引継ぎ経験を踏まえ、次につなげていきたい。

○ 市営保育所の民間移管だけを取り出してこだわっているわけではない。保育内容がまったく変わらなければ、市営、民間いずれの経営主体になるかについて、私はこだわりはない。市営保育所自体が減ることを問題に思う保護者もいるかもしれないが、まずは、子どものことを考えたときに、これまでの説明では安心できるとは思えない。29項目の質問に対する回答も、市の現時点での立場を説明されているだけで、例えば、ある問題をどのように対応していくか、考えているかといった回答がない。一緒に考えていくとのことだが、そうはなっておらず、安心できない。民間保育園でプール事故が起こり、原因が調査されていると思うが、保護者には、民間移管されれば、条件が変わり事故が起こり得るという懸念がある。

○ 今回は、奇跡的に議事録を作るという歩み寄りを市は見せた。このようなやりとりが、意見交換ということではないのか。

○ 民間移管について、安心できることがない。項目25で、宗教法人に移管した場合についての説明で、宗教を理由とする転園希望が出たときに利用調整で減点しないということだったが、調整するという言い方が曖昧である。民間移管は、市が行うもので、責任を持つべきであり、きちんと希望するところに転園させることを移管前に明確にしておくことが市の責務ではないか。現状では、宗教色を持つ保育を拒む保護者が安心できない。一定の期間、宗教的な行為や行事を行わないことを求めているとのことだが、そういうことではなく、仮に宗教法人や宗教を背景にする社会福祉法人が移管後の園を運営することになり、保育所内に十字架が掲げられていれば、先述のような保護者にとっては、大きな問題になる。どうなるか分からない状況で、不安を抱えなが

ら移管まで待つということとはつらい。確定したことをしっかりと伝えてもらったら安心できるが、調整ということでは、どうなるか分からず、待つてほしいということになる。

⇒ 御不安については、よく理解できる。転園についての仕組は、必ずしも希望する保育園に入園できるとは限らないものであるため、現時点で安心してもらえるお話ができないが、指摘されている趣旨は理解している。

○ 一つでも安心できることを伝えてもらえれば、保護者の心証もまったく変わってくる。しかし、何もないから困っているの、不安を理解してほしい。

○ 回答の中で、思うという表現を多用しており、断定的な表現が少ない気がする。

⇒ 本日、お話しした内容と併せ、語尾についても確認する。

○ 心理的に断定的な言葉を使いづらいということは分かるが、回答を明確な文書にして公印も押してほしい。

⇒ 回答文書を作成し、次回の意見交換会で配布する。

○ スケジュールは確定しているというが、保護者との意見交換をきちんとしようと思うと時間がかかる。4月から選定部会を始めるというのは難しいのではないかと。今日も選定部会がどうなるのかという話がなかった。このままの状態を進めるのは、問題ではないかということで、5千筆の署名を手渡した。意見交換会と名前を変えたのなら、4月から選定部会を始めるということを目指すのではなく、丁寧な話し合いをしてほしい。市は、保護者が納得するまで民間移管を進めないでほしいということにこだわっているという。しかし、これまで、民間移管をするなら、こうした方がいいと提案してきているが、まったく聴かないのは、逆に市が民間移管を進めることにこだわっているとしか思えない。このままの状態ではなく、もう少し、スケジュールの見直しも含めて、考えてもらわなければいけない。本日、同じ趣旨の申入れをしたので、誠意を持った対応をしてほしい。

○ 募集要項案の作成について、スケジュールはどうなっているのか。いつ説明してもらえるのか。

⇒ これまでの説明会や意見交換会で出された意見を踏まえ、検討中である。説明は、選定部会が最初となる。

○ 選定部会の開催はいつなのか。

⇒ 日程は未定だが、今年度と同様、初回は4月下旬から5月上旬になると考えている。

○ 錦林や砂川保育所の募集要項案について、どのくらいの期間をかけて作ったのか。どの時期から作業を始めたのか、現時点でどの段階なのかを知りたい。

○ 単独乳児保育所を移管するとき、乳児保育の経験がない法人を選定したが、引継ぎ・共同保育で何とかなったということだが、そもそも募集の段階で、それでいいのかという話をしたい。

また、当分の間、宗教的な行為や行事を行わないことを求め、後はすべて三者協議会で話してくれというように、すべて曖昧な印象である。募集要項の中に宗教法人の取扱いをどうするのか、乳児保育の経験をどう考えて書いていくのか、あるいは書く気があるのか、早く募集要項案を見せてほしい。

⇒ 部内で検討したものを選定部会でお示しする。その後、保護者の意見をお聴きする。また、事前に意見があれば、作成する過程でお聴きしたい。

○ 募集要項案の検討をしているのか。出した意見について具体的に検討している、確定していな

- くとも、何らかを示してもらえれば聴いてもらえたということになる。
- ⇒ 途中経過をお伝えしても、変更する可能性がある。
- 保護者の意見を踏まえて検討中、あるいは改善しようと思っているなど示してもらえれば違ってくる。
- 募集要項案の段階でも見ることはできないのか。
- ⇒ 選定部会でお示しすることになる。
- 案段階でも途中経過を伝えてもらい、保護者の意見を聴いてほしい。でき上がるまで見せないと言われるのは不安であり、一緒に考えようという姿勢を見せてほしい。
- 我々としては、問題と感じているが、スケジュールを進めていくなら、より良い移管に向けてどのようにしていくかが募集要項と選定部会に集約されていく。募集要項の内容次第で、その後の移管が左右されるため、プロセスの段階で確認したい。初めて募集要項を見られるのが選定部会で、意見を出せるにせよ、どこまで反映できるのが不安である。
- ⇒ 作成した募集要項案については変更していくこともあり、保護者の意見をお聴きして選定部会で審議して策定する。これまでの意見を踏まえ、市で案を作成していく。
- 意見交換会での意見を踏まえ、より良い募集要項を作るプロセスかと思うが、もう少し情報開示をすべきで、選定部会で公開されるのは不安だ。移管候補先をしぼる条件を確認していき、保護者としても対策を立てなければいけない。そのためにも、確定前の段階の情報でよいので、提示してほしい。
- ⇒ 現段階でお伝えできないが、状況をみながら、どこまでお話ができるかを判断したい。
- 募集要項でこういう条件を入れていくことを考えていると言ってもらえると、考えてもらっているとなる。
- 聚楽と山ノ本保育所両方の募集要項になるかと思うが、聚楽保育所の募集要項で昨年度に比べ充実させるもの、異なる条件を入れるものがあれば示してほしい。民間移管について、どの保育所も同じようにするべきではないと繰り返し話をしている。
- 具体的に文書で一部を出されるだけでも、検討してくれているとなる。現時点で何か考えていることはあるのか。
- ⇒ 一つは、障害者差別解消法を踏まえた合理的配慮を課題として認識しており、検討している。
- こうしたことがやりとりになる。募集要項に反映される可能性があるのかということになる。
- こちらは、必ずそうなると言ってほしいのではない。
- 選定部会委員の任期はどうなるのか。
- ⇒ 子ども・子育て会議の本委員の任期は、2年間であり、平成28年度も継続して審査をしてもらうことになる。特別委員の任期は、本年3月末までである。
- 特別委員の継続は、誰が決定するのか。
- ⇒ 部内で検討して、子ども・子育て会議会長に考え方を伝えうえで同会長が指名する。
- 指名時期はいつになるのか。
- ⇒ 未確定であるが、任期が4月1日からとなるので、3月中には指名されることになる。

(補足)

平成28年2月23日付け「聚楽保育所の民間移管に係る意見交換会について(摘録)」を配布いたしましたが、平成28年2月26日の説明・意見交換会での御指摘を踏まえ、以下の点を訂正しておりますので、補足いたします。

○1ページ

- ・ 標題の「聚楽保育所の民間移管に係る意見交換会について(摘録)」を「聚楽保育所の民間移管に係る説明・意見交換会について(摘録)」に訂正

- ・ 項目4の括弧書きのうち(本市が出した見解)を(公営保育所担当課長が出したコメント)に訂正

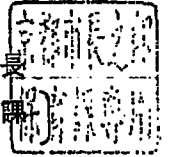
保子育第1253号

平成28年3月23日

聚楽保育所保護者会 御中

京 都 市 長

〔 担当：保健福祉局子育て支援部保育課 〕



聚楽保育所の民間移管に係る説明・意見交換会摘録について

日頃は、本市の保育施策及び保育所運営に多大な御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

平成28年2月26日に開催いたしました「聚楽保育所の民間移管に係る説明・意見交換会」に係る摘録（別添）をお渡しいたします。よろしくお願い申し上げます。

聚楽保育所の民間移管に係る説明・意見交換会について（摘録）

- 1 日 時 平成28年2月26日（金） 午後7時から午後9時頃まで
- 2 場 所 聚楽保育所
- 3 出席者 保育課 村上公営保育所担当課長、佐川保育担当課長、小林担当係長
保育所 所長、副所長、他職員
保護者 6世帯
- 4 説明・意見交換会の内容
質疑・応答（○：保護者、⇒：京都市）
 - 前回の意見交換会の冒頭で市長あての署名を提出した。先日、保護者に配られた摘録では、公営保育所担当課長が受理時に話した内容を本市の見解と記載されているが、保護者会としては、署名と申入れに対する市長からの回答を求めたい。
 - ⇒ 署名をいただいた際に公営保育所担当課長として、お話しをした内容である。これまで、説明会、意見交換会についてお話しする内容については、市の見解を申し上げているとお伝えしたので、このような表記としたが、公営保育所担当課長が述べた内容ということで訂正する。
 - 説明会、意見交換会で発言された内容と市の見解が混在した状態になっているので、摘録は訂正してもらったうえ、署名に対する市長の回答は、改めてお願いしたい。
 - 前から依頼していた、摘録に公印を押してもらうことは実現した。この場で話すことが公的な保障が得られるということで、我々としても非常にありがたいことと感じている。
 - これまでの摘録を一まとめに押印してもらうことでいいので、改めてお願いしたい。
 - そもそも、なぜ公印を押せるようになったのか。
 - ⇒ これまで、保育課という公印がないため、課長の個人印を押印するという御提案もさせてもらったが、そういった印は不要だという御指摘だった。このため、改めて公印を所管する部署に協議したところ、以前もお伝えしたように摘録に公印を押すということは例がないということだった。何にでも公印を押すということではできないため、重要な文書の中でどういう規定を適用するかを検討し、権利義務に関わるものではなく、文書の決定者が特に公印の押印が必要であると判断した文書という位置付けであれば押せるのではないかとということで、保護者会の御要望を受け保育課で判断し、市長名で出させてもらった。
 - 重要な文書と認識してもらったということで保護者としても理解した。
 - これまで、一貫して意見交換会と称されてきて、私からはまだ説明が終わっていないのに意見交換に移行するのはどうかと指摘してきた。保護者としては、そもそも民間移管に不安と疑問があり、具体的な問題点や指摘を繰り返してきた。現状ではまだ最低限の説明も尽くされていないと認識している。したがって、意見交換会と称するのは不適

切であり、意見交換をきちんとしようとする前に説明をしてほしい。現時点では説明もされ、内容を聞いての意見を出すということで両方やっていると思う。そこで、折衷案として説明会・意見交換会というようにしなければ、あたかも説明が終わったというような市側の認識だけで進められるのはおかしい。そもそも「基本方針（改定版）案」の説明が終わっていないのに「基本方針（改定版）」が策定されているということから始まっている。前の公営保育所担当課長からは、もう時間がないので、説明が終わっていないが「基本方針（改定版）」を策定すると言われた。そこから始まって現時点においても、まだ資料の説明を求めている状態が続いている。説明をきちんとしたうえで意見交換に移るという手順を踏むことが大事だと思うので、現時点で意見交換会と称するのは不適切だ。

⇒ これまでの説明会、意見交換会の中で29項目もの質問もいただいている。「基本方針（改定版）」だけの説明ではなく、今後の部分もあるので両方の趣旨があると思っている。これまで摘録でお示ししてきたこともあるが、その後、様々な意見もいただき、最終的に現時点での回答ということで回答文をお配りした。回答文に基づき、質問や意見についてお話しさせていただきたい。

○ 今回配布された回答文について、摘録と比べ少し中身が補足されているように思うが、確認させてほしい。

⇒ 前回の意見交換会で質問に対する回答に沿っていない箇所があると指摘があったので補足した。ただ、公印を押印する以外は、回答の趣旨そのものは変わっていない。

○ これが質問に対する回答の確定版ということになると思う。質問する際は、この回答文を参照しながら進めていく。

○ 前回も確認した質問の17にある地域への説明について、摘録に比べ少し補足されているが、保護者への説明をきちんとやるということと、地域の子育て支援をされている方にも周知するとされている。移管先法人の決定後に説明をするところがあるが、当然のことであり、我々が質問していたのは、行政の都合で地域の秩序を改変するので、決定前に説明しなくてもいいのかということだ。事後に挨拶に行くからいいということは質問に沿った回答にはならない。聚楽保育所に限らず、どこの保育所でも一緒だと思うが、保育所が迷惑施設だといわれる時代で地域と折り合いをつけてうまくやっていかなければならない。保護者にしても、保育士の先生方にしても、地域とうまく付き合っていきながらやってきている。経営主体が変わるということで当然に何かが変わるはずであるから、事前の説明は必要ではないか。

⇒ 聚楽保育所の民間移管の時期は平成30年度からの予定である。平成28年度に移管先法人を決め、同年度末には、京都市保育所条例の改正案を市会の審議にかけたうえで移管先法人と協定を結び、移管先法人が決定する。その決定を受けてから移管するまでは1年間あるので、市会で議決を得た後に事前に御説明に伺う。

- 移管先法人が決まったから、市の言うことを聞けというのは地域に一方的過ぎておかしい。きちんと前もって話をして地域の方たちの声も聞かないと、地域の協力も得られなくなるのではないか。
- 事前の説明と、事後の説明では違うと思う。事前の説明というのは民間移管を予定していて、こういう変化が予想される、あるいは、変化を起さないように手立てを打つというような説明である。そこで、地域が納得されるかどうかは別として、説明できることは事前に必要である。そのうえで、移管先法人が決まり、今後の予定を説明するべきだ。
- 皆が気持ちよくやるという方法が今は全く取られていない状態だ。私たちが時間稼ぎをしていると思われるかもしれないが、納得しているわけではないし、やるなら気持ちよくやらなければとも思っている。地域の中でも同じであり、移管先法人が運営するようになり、なぜそのようなことになっているのか分からず、いざスタートして地域の人々が誰も関わってくれないとなれば移管先法人の方もつらいし、地域の方もつらい。結果的にそれが子どもたちの負担になると思う。このため、前もって説明をすべきで、決まったから言うことを聞けというのは一方的過ぎる。
- 地域の方には地域の方の意見があると思う。保育所で市とやりとりしていることは保護者の意見になってしまうから、地域の方の意見も聞かれて、その中で気付かれたことは審査の中にも含んでもらい、地域にも良く、保護者にも良く、子どもたちにも良く、選定された法人も良くというようにしてもらった方がいい。事後ではなく、きちんと先に地域の方たちの意見を聴いて説明してほしい。
- ⇒ 改めてお話を伺いして、地域に御説明して理解を深めてもらうこと大切かと思う。説明したうえで、どこまで民間移管について理解してもらえるのかといことはあるが、可能な範囲で説明していく。
- 地域に説明をしても理解が得られなかった場合、何か想定されているのか。
- ⇒ 具体的に何を問題とされるのかは、実際にお聞きしないと分からない。
- 確かに私たちとは立場もスタンスも違うため、真逆のことを考えている方もいるかもしれないし、私たちが言っていることがおかしいと思う人もいるかもしれない。子どもたちを一番の当事者としてやれるような形をしていかないといけない。最終的に疲弊するのは市の方だと意識された方がいいと思う。
- 5千筆の署名の中には地域の方もおられるが、近くに住んでいてもこの署名を見て初めて民間移管を知った方もいた。まずこの地域にある保育所を民間移管するということを周知するべきだ。どのように説明されるのかは分からないが、少なくとも出た質問に答えるということは必要だ。地域が知らないまま移管するということでは、市に対する信頼関係にも関わってくる。地域といえども様々かと思うが、何らかの形で地域への説明を考えほしい。

○ 昨年の夏にこの地域に保育所が民間移管されるというビラを配ったので、地域の方は市が説明に来ないと思っているかもしれない。

○ それでも今回の署名で初めて知ったという方もいたので、民間移管をまだ知らない人はたくさんいると思う。

○ 中京区のホームページで朱雀第二学区の概況を説明している箇所がある。学区自治連合会が文章を書かれているが、聚楽保育所もその中に出ているので、移管となると当然改めなければいけない。どのような取扱いになっているか分からないが、ホームページに記載されている文章の著作権は市にはないと思うので、地域に話は通すべきだと思う。

○ 本日配布された給与条例に関する資料の見方がよく分からないので、説明をお願いしたい。

⇒ 前提として、前回の意見交換会で、保護者から配布して説明してほしいということだったので、配布させてもらっている。

○ 民間移管により財源が生まれると「基本方針（改定版）」に記載されているが、民間保育園と市営保育所でコストの差があるのは何かというと人件費の差である。人件費の差について、給与体系はほぼ同じだが、平均勤続年数の差であると記載されている。その中で給与について説明してもらわないと本当に給与体系に差がないのかどうか含め分からないから、資料に基づいて説明してほしいということだ。元々はこれだけではなく、市は財政難であるため、民間移管して生じた財源を活用しなければいけないということだった。保育以外の他の事業に比べて民間移管されれば財政難が解消されるのか、平均勤続年数が民間保育園よりも長いといわれている保育士、調理師の給料が財政を逼迫させているものなのかどうか、データを出して、説明してほしいと今まで言ってきた。その資料のうちの一つだと思っている。

⇒ これまでの説明会、意見交換会では具体的にそこまでの話はなかったと思う。別の機会で保護者からお話があり、このような資料と共にご説明させてもらった。

○ その説明を他の保護者は知らないの、質問項目に入れた。

⇒ 財政を逼迫しているからこの部分だけでというわけではなく、説明会、意見交換会で、子育て支援に係る予算が年々増加してきており、子育て支援の中でも削減していかなければ財源が不足するため、民間移管に取り組んでいる。市の財政が民間移管をすることで潤うということは、説明したことがなく、保健福祉局において、増加する経費の中で努力できるところはないのかという観点から民間移管に取り組んでいる。

○ これまでも他の事業と比べてどれくらいのものなのか示してほしいという意見はあった。その資料を出してほしいと言ったと思う。今回はそうではないが、財政的な問題があり、具体的に給与の問題ということで、この資料が配布されたと思っている。

⇒ 市全体の中で保育所に係る経費がどれくらいを占めるというのは資料で割合が出るものの、全市的にどの事業を優先的にやるのかということは保育課が判断できる場所でもなく、各局が予算編成をしていく過程で行うものである。配布した資料では、平成2

6年度、27年度の一般会計予算総額に占める保育所運営予算費（いずれも約5%）を示させていただいている。資料としては、これ以上の具体的な説明は極めて難しい。

○ 保育課は持ち帰って他の部署にも摘録をもって見せていると聞いたので、保護者からそのような質問が出ている限り、今後よろしくお願ひしたい。

⇒ 他局の事業について意見があったということまで伝えることはしていない。

○ 本来はすべきである。私たちは民間移管に賛成しているわけではないし、説明を受けてもよく分からないので、全体を通してもう少し教えてほしいと言ってきた。もし、保育課として答えられないなら、違う部署の職員を呼んでくるなど、責任ある方を呼んでくるというのが大事だと思う。保育課だけの説明で終わってしまったらよくないと思う。今日、全部は話すことはできないと思うが、今後、改めて保護者から質問したことに答えられるようにしてほしい。

⇒ 今の御指摘については、この場でできないとお答えするしかない。

○ 答えられないのなら持って帰らざるを得ないではないか。分からないなら持って帰って確認してまた持ってきてもらうことでいい。

⇒ 例えば、意見交換会で四条通りの拡幅事業について指摘されても、多くの事業が市にある中で、我々が各事業を所管する部署に伝えても、同じように必要性を踏まえて事業を進めているので、なぜかのお答えもできない。民間移管については、先ほども御説明したように保育所への入所児童が増えれば、それだけ保育所運営等の費用がかかってくる。費用の増加に伴い、一定の財政の中でも努力できるところは努力し、その財源で入所児童の運営費に充てていくという考え方により民間移管に取り組んでいる。各局も限られた予算の中で必要なものがあれば何かを廃止せざるをえないという状況の下、一つひとつの事業を判断している。

○ 例えば市内部で情報共有をして保護者からこんな意見があるということはないのか。

⇒ 率直に言うと、同じ局内でも職員同士の機会が少なく、まして他局とは、ほとんど交流がないため、伝えるということは難しい。

○ 改めて聞きたいことがあった場合、保育課の関連ではないことであれば紙に書いて質問し、他局の方に回すということになるのか。

⇒ 市長の手紙もそうだが、手紙であれば受付窓口が広報担当になるので、そちらに出していただくか、直接、事業所管部署に問い合わせてもらえればと思う。

○ その部署がよく分からないので、教えもらうことはできるのか。

⇒ お調べすることはできる。

○ 私たちから出た質問の所管部署を教えてもらい、文書で出たものも回付してもらえるのか。

⇒ 所管部署は確認してお教えするが、文書は我々から回すのではなく、直接渡していただきたい。

○ 請願法であれば住所と名前さえ書いていればできる。だから、保育課の担当ではない

からとそこで話が終わってしまったり、他の部署のことには口出しできないというのではなく、やはり保護者から出た声に対して、主として対応するという態度を示してほしい。

○ 配布された給料表についてよく分からない。これは基礎資料として必要なのだが、市職員の年齢分布のようなものがあって、勤続年数と対応しているものが出てくるはずだ。
⇒ お盆とか土日の単価はどうなっているのかという御質問であったので、そのようなものは設定されておらず、お配りした給料表に基づいているとお伝えしたかった。そこで、給料表をお渡しすることでよいかという確認をしたところ、構わないとのことであったためお配りした。

○ 書かれている級と号とは何か。

⇒ 級というのは、役職に相当するものであり、例えば初任であれば1級、何年か経てば2級、係長になれば3級というように横に動いていく。縦の号は勤務年数で上がっていくことになる。号は概ね1年で4つ上がるものである。

○ 初めの説明の頃に配布された資料で給食を作ってくださいの方たちの給料が記載された資料は分かりやすかったが、それを見るとすごく差があった。

○ 「基本方針（改定版）」のことかと思う。保育士と調理師で平均給与の差があり、保育士よりも調理師の方がすごく下がった。

○ 勤続年数がすごく短く、民間移管したら皆がそうになってしまうのではないかと、浮いた費用はそういうところから出てくるのかと思った。

○ 人件費が問題だということは職員がいること自体が問題になってくるので、それはひどくないかと思う。

○ ベテランの先生方が何人かいらっしゃる環境でお世話になりたいと思うのが普通だと思う。経験から言うと、こぐま園が民間に委託されたときに、公立の先生がたくさんおられたのが委託後、4人いる担当の先生のうち、子育て経験がある人は1人であり、ベテランの先生がいない環境は大変だった。3年、4年経ち丸く収まってきた気はするが、不安だ。そういう経験があると、安心できる環境はすごく大事だと思う。

⇒ 移管先法人選定の際に職員の配置バランスも審査の項目にもなっているので、移管した際に若い職員ばかりとか、年配ばかりの職員が在籍しないよう募集要項の条件に、バランスを求めている。

○ そもそも民間移管をする必要があるのは、公立は高コストであり、民間は低コストだから、公・民のコストの差は、平均勤続年数であるということは、平均勤続年数が短い方がよいというのが市の見解なのか。保育士や調理師は早く辞めた方がよいというのが市の見解なのか。

○ 「基本方針（改定版）」でそのような書き方をするから、ここまで大きな問題になっている。

⇒ 何度か御意見をいただいていることは承知している。

- 費用を安くあげるために民間移管をするというのが大前提なのだから、移管することはコストの関係だと認めざるを得ないはずだ。我々としては保育に対する影響が及ばないということを求めている。そもそも民間移管をするなどという人もいるかもしれない。加えて、我々としては、民間移管されることで短いサイクルで保育士が辞める可能性が常に出てくるわけだから、それを避けるためにどうするのかということを、先ほど職員配置の話にもあったが、具体的な提案をしてもらわないと、少なくとも安心して大丈夫だと思えない。
- 選定をする時だけバランスを取って応募してくるということか。
- ⇒ 移管後の確認も当分の間、行っていく。
- 民間が運営するようになったら、その裁量でやっていくわけではないのか。
- ⇒ 配置バランスはその当分の間、市で確認する。
- 基本事項に違反することはいけないのは当分の間だけになってしまうが、そもそも、当分の間に求めることと同時に、市営保育所を減らせば、その分だけ、市営の保育士さんは定年等で辞めていく、長期的に人が減っていくという方針だと前に言われていたはずだ。
- ⇒ 退職と採用の関係で、職員数の調整をかけていく。
- それでも事実上、市の中では働く場所が必要ではないか。保育士になりたいと思って就職した職員の勤務先がなくなり、職員の数が余るはずだ。
- 市職員としての保育士が、市営保育所がなくなることによって、保育所ではない他の部署に行くことになるのではないか。
- 現実では、聚楽保育所にいる職員は保育所ではないところで勤務するということではないのか。
- ⇒ 市の保育士は保育所以外の部署でも勤務することがある。他の部署に行くこともあれば、他の市営保育所に異動となることもある。例えば、民間移管をした4箇所の市営保育所にいた保育士は、保育所以外で全員勤務しているのではなく、他の市営保育所で勤務している。
- 移管のショックで退職した職員はいないのか。
- ⇒ そのような職員はいない。
- 保育の現場にいたいのに、違うところに異動するのは耐えられないということで退職された職員はいないのか。
- ⇒ そうした事情で退職した職員はいない。
- 表向きにそのように言わないだけではないか。そのような理由で辞めるのは難しいと思う。保育所で志を持ってやりたいと思って就職した人たちにとって、民間移管することはひどいと思う。だから、職員の皆さんは、ふざけた話だともっと声を上げたい。
- 正職員の方は辞めさせられず、異動になると思う。しかし、アルバイトの方は違い、

異動という形態は取らないと思う。民間も市営もどちらも、非正規の方の割合は3割だという説明を過去の保護者説明会で聞いた。計画どおりにいけば、市営保育所が10箇所減った所のアルバイトの保育士は、改めて登録し直してということができればいいが、できない人は辞めさせられると思う。そういう意味ではリストラであり、労働者に対して馬鹿にしていると思う。平均勤続年数が短い方がいいということが市の保育政策として行われていることが問題だと思う。

昨今、保育士の待遇が問題になっている。市はそれなりに頑張っていると言うが、民間保育園に対するプール制の改悪で、民間保育園への補助をここ数年で5億円削減したというではないか。そのうえでコストカットの民間移管をしており、子供の最善の利益を考慮すると何をもって言っているのかと思う。コストカットを先んじて考えて、移管方針を出すのは、やはり間違っていると思う。本当に無駄があつて削減するならいいが、そうではない。給与体系が同じ中で勤続年数の短い方が良いという判断ではないか。運営するときの指針を考えたら、子どもの最善の利益よりもコストカット、財政の方を先んじて考えている。

⇒ 結果としてはそういうことになる。

- 結果ではなく、そういう方針に基づいて、民間移管は進められている。
- 人件費以外に無駄があるという話があるならまだ分かる。しかし、人件費以外に説明されていない。

⇒ 大きな差は人件費である。

- その差は勤続年数なのか。つまり、民間の方は働き続けられなくて、早く辞める保育士が多いから、コストカットになるというのが市の態度である。
- 中京区だけでも実際、具体的な勤続年数は出ないのか。実際にどれくらい下がったのか知らないが、やはりかなり勤続年数の差はあるのではないかと。

⇒ 中京区に限定しては分からないが、「基本方針（改定版）」では、全体として5年、6年の差とお示ししている。

- 民間に移管されたときに、バランスよく配置していくことを求めるという話だったが、それでは選定をするタイミングだけ取り繕うことができる。
- 実際、移管後の保育園に見に行っても、その場では大丈夫だった、しかし、当面の間は条件どおりにやるが、経験年数は長くても、保育士の入れ替わりもあり得るのではないかと。書面上の経験年数はバランスよく配置されているが、保育士が変われば子どもが対応しきれなくなる。そういうことまで考えられているのかということと、民間保育園は経営もしなければならぬので、どのような手段を取ってくるか分からない。
- 民間は女性の保育士が圧倒的に多いと思うが、出産しても続けられているのか、続けられる環境なのか。
- 勤続年数のバランスで移管後も保育士を配置すると言うが、普通に考えて、民間保育園を運営している法人が新しくもう一つの保育園に同じだけのバランスで保育士を配置

することはあり得ないし、保育士がそんなにいるわけがない。民間移管そのものに無理があり、どこからそんな保育士が出てくるのか分からないし、論理的には破綻していると思う。だからバランスよく配置してほしいと言ったところで、それだけの保育士が余っている民間保育園はどこにあるのかという話になる。そんなことはまず考えられないから、結局、常識的に考えて一から新しい人たちを採用していくことになるのが普通だと思う。

○ 民間移管をして人事費を抑えて新しくしたとなったときに、今の保育を維持するために、保育士に負担がかかるのか、子どもに負担がかかるのか、保護者に負担がかかるのか、誰かが我慢しなければ維持ができないことになるのではないかと。

○ 京都市内で保育園を営んでいる法人に移管されるから、当然、その法人から保育士が来ることになる。しかし、勤続年数の長い保育士を配置するとしたら、元の保育園にもベテランの保育士がいなくなり、しわ寄せがいくことになる。ただ、全体から考えると良くないが、私は本音でいうと、他の保育園にどれだけ負担がかかろうが、自分の子どもを第一に考えたいので、移管後の聚楽保育所にきちんとベテランの保育士が配置されればいいと思う。しかし、実際は保育士が不足している以上は、新しい保育士が入ってくることになる。きちんと配置が守られるかどうか、書類上だけではなく、どのように改善するのか、保育士が足りない時に、市が改善を要請したとしても、法人が対応できないかもしれない。それでも、どのように改善をさせるのか、具体的な手立てを聞かせてほしい。

⇒ 移管先法人がどれだけの保育士を集めるかというところにある。今年度、砂川と錦林保育所の移管先法人を選定した。それぞれに特徴があり、一つは市内にたくさんの保育園を持っている法人なので、人材面であれば、1箇所の園からそれほどたくさんの保育士が移管先の保育所に移るということもなく、全体的な中で対応が可能ではないかと思う。

○ 錦林保育所のことか。

⇒ そうである。もう一つは1箇園しか運営していない法人なので、人材確保について懸念するところではあるが、保育士が足りないという状況であれば、市でも協力させてもらい、市営保育所のアルバイト保育士を移管先法人で雇ってもらうなどの情報提供をしていく。

○ 市は努力するだけではなくて、フォローしきらないと意味がない。つまり、具体的に、稲荷保育園が1箇園だけで、本当に書類どおりにできるのかというのは、やはり不安や疑問があるのではないかと。そうすると、例えば書類と違う状況になったら重大な違反になるのか。

⇒ 最終的に、保育士があと一人足りないとなった場合、我々も守ってもらわなければならないところもある。

○ 一人足りない時にどうするのか。

- ⇒ 一人足りない場合、自園から移されることも状況としてはあるかもしれない。
- つまり、元々、経営している園にしわ寄せがいく可能性がある。移管する以上は書類と条件を揃えろというように強制するということか。
- 月かげ保育園がそうでないか。月かげ保育園を運営する法人が朱雀乳児保育所の移管先になったときに月かげ保育園の保育士が何人か移られたのではないか。
- ベテラン保育士を何人配置することは民間移管に関しては移管先に義務付けられるということか。通常の民間保育園はそのような義務付けは一般的にはないはずだ。
- 10年間働いて、間が開いたとしても過去に10年間働いているから良いということにもなるのか。そのような保育士を10人なら10人雇うなら良いということか。
- ⇒ 趣旨としてはそうだが、新しい保育士が全員ということはないと思う。
- 10年間働き、その後10年間のブランクがある場合はどうなのか。
- ⇒ 砂川や錦林保育所の選定時は、トータルの勤続年数で確認していた。
- 勤続年数でだけを見て、ブランクがあるかもしれないというのは確認していないのか。
- ⇒ 確認してお答えする。
- 出産して小学校に入るまで6年間経って復帰したいという保育士もいるかもしれない。
- 確認するというのは選定の際にではなく、持ち帰って確認するということか。
- ⇒ 持ち帰って確認する。
- 申請書類どおり、移管を開始する際は募集要項に適う形でスタートさせるのは義務ということか。どんなに無理をしても、どこからか保育士を引っ張ってきて揃えるということか。揃えられなければスタートさせないのか。
- ⇒ 人に関わる話なので、直前になってスタートしないというのは、まだ判断できない。
- そもそも保育士が揃わないというトラブルが起こらないような法人を選ばなければならないのではないか。そういう法人であれば除外するようなハードル作りが必要ではないか。砂川保育所の移管先は1箇所しか経営していないのに本当にできるのかと心配している。選定の経緯は分からないが、私は危険性の高い法人ではないかと考えている。こうした法人が選ばれていることに対して、我々は不安を感じているので、不安を解消するにはどういう提案をしてもらえるのか。
- 朱雀乳児保育所が移管された際は、単独乳児保育所だから定員としては聚楽保育所より少なかった。しかし、移管時に何が起こったかという点、今までは保育士が掃除などを時間内に終わらせていたのに、新しい保育士ばかりで掃除が追いつかず、学生を掃除のアルバイトとして雇っていた。保護者が子どもと接しているあの人たちは誰なのかと園に聞くと保育士資格のない学生を掃除のために雇ったとの説明があり、そうしないと現場が回らないほどだったそうだ。勤続年数について、ただ働いた年数で言っているのではなく、経験や仕事がどこまでできるのかということが、現場においては日々重要な問題になってくる。新しい保育士ばかりが入ってきて、右も左も分からない状態で仕事をしていくということだ。ましてや乳児ばかりで最初は保護者も子どもも本当に怖かつ

たのではないかと思う。聚楽保育所は本当に大きな保育所だが、保育士は何人ほど必要なのか。勤続年数のない人たちをかき集めてやっていけるのか。定員からいっても錦林保育所よりも大きい。まして重度の障害のある子どもや、加配の必要な子ども達がたくさんいることもそのまま引き継がせるという。どこにそんな法人があるのか知らないが、本当にそれが現実的なことなのか全く信用できない。最初だけ取り繕うことすらも相当厳しいだろうと思う。今の保育士さんが全ていなくなって聚楽保育所がそのままのレベルでスタートを切るということはよほどのことだと思う。きちんと条件を整えてくれる法人が出てこない限り移管しないと約束をしてほしい。市は条件が整わなくても、とにかく手を挙げた法人に対し最低点を設けないとずっと言っている。しかし、そうではなく最低点は設けないといけない。点数は低くても移管するとされることが、どれだけ怖いと思うか。市が最低点を設けないのはスケジュールどおりに移管を終わらせたいからだ。したがって、私には、手を挙げてきたら、たとえ条件が整わなくても移管するとうようにしか聞こえない。今まで市がやってきた内容を見て、私は安心も納得もできない。少なくとも聚楽保育所の移管時にどういった基準を設けるのか、他の保育所がどうでもいいわけではないが、現実としてどこまでやるのか明確に教えてもらいたい。

○ 仮にこれが意見交換会であるならば、私たちが意見を示しているのだから、きちんと考えてもらいどうするのか言ってもらわないと、すべて市で決めましたからということでは、完全に一方的なものとなり、保護者を無視することになる。

⇒ 言われるとおり、多くの職員数になると思う。実際、どれくらいの条件が設けられて、クリアできる意思を持って応募する法人がいるか、選定手続きの中で確認していかなければならないと思う。ただし、そのために募集要項でどのように条件を付けるかは考えていく必要がある。

○ 募集要項の中で、質問の9番にも入れたが、重大な違反と判断する基準とは何か。

⇒ 移管した4箇所についても一定、内容の確認をしたが、できていないことがあれば、当然に改善してもらわなければならないと考えている。基本事項の内容はすべて重要なことである。

○ 市がこの移管先法人が絶対だめだと思う重大な違反は何か。

○ 私は1つでも違反すれば重大な違反と考える。重大かどうかと考える前に、どんな些細なことでも違反したらいけないのではないか。

○ 市が重大な問題と考えるのは何かということだ。重大事故というものには重大を使っている。重大事故による特別監査があるが、重大とはそういうことを指しているのか。子どもが死んだり、ものすごい大怪我をしたりというものを重大というのか。基本事項はそういうような書き方ではない。基本事項に違反する重大とは何を指しているのか。

⇒ 回答文で記載しているのは基本事項の中において、行えていないことに対して改善を求めても、改まらない事項である。

○ そうしたことを重大な違反というのか。基本事項というのは法人に遵守してもらい、

できなければその法人は違反するということか。

- 回答文には損害が生じた場合はとあるので、損害が生じないようなことは重大ではないということか。回答文だと、損害が生じなくても改善の見込みがなければ重大な違反となるのか。

- 何か違反があったときに直ちに重大だとなるわけではなく、改善を要請して、再三の要請で応じない場合は重大な違反ということが公式の見解でいいか。

⇒ そのように回答に記載している。

- 最後に聞いておきたいことは、障害のある子どもの合理的配慮に関するガイドラインについての進捗状況について教えてほしいことと、障害のある子どもの入所における推移について、前は数字では出せないと言われていたが、割合でいいので、重度の場合はどうなのか、1級の障害認定の子どもはどうなのかという細かい話はどうかと前に聞きたいと言った。細かいところまではできないと言われていたが、今年度はもうすぐ終わるので、入所割合がどんな感じなのか教えてほしい。

⇒ 公・民の障害のある子ども入所児童の割合ということであれば、統計が出たらお示しするというのはお伝えした。

- 2月末なので、もう出ているのか。

⇒ まだ出ておらず、最終的に3月にお示しできる。

- その中で身体障害者手帳1級の児童数は出してもらえるのか。経験として障害のある子どもといっても、一般的に障害のある子ども括りに身体障害者1級というのは入っていないので、その数字は大事だと思う。

⇒ 平成26年度に全市では重度障害の子どもが50人おり、民間は7割、市営が3割を受け入れていると、回答している。

- 平成27年度の割合を出してほしい。

⇒ 次回には平成27年度の割合をお示しする。

- その中で民間移管による変化があるか、公・民の保育士の加配基準の統一による変化があるのか、次回教えてほしい。合理的配慮のガイドラインを民間移管に際して、どのように盛り込んでいくのかという話をしていたと思う。

⇒ 市で対応要領ができたが、具体的な事例集が2月末に出されることになっている。事例集を見たらうで、我々としても合理的配慮について考えていきたい。

- 対応要領は市職員の対応マニュアルのようなものかと思う。大事なのは移管に当たってどういかにするかという話をしてほしいということだ。

- 保育の質は変えずに引き継いでもらうというのが民間移管の約束だから、市の対応マニュアルはそのまま引き継がれるものと思う。ただ、障害者差別解消法では行政といった公的なところと、民間の場合は義務に違いがあり、そのままだと差ができるから、引き継ぎには問題が出るだろうということだ。今後、具体的な事例との関連もあると思うが、次回にお願いしたい。

- 例えば、障害児保育を引き継ぐ前提はそれでいいか。
- ⇒ 引き継いでいく。
- 聚楽保育所の場合は障害者差別解消法が今年4月に施行される時点ではまだ市営保育所のままなので、その時の障害者保育のあり方を原則、引き継ぐということでもいいか。障害者差別解消法施行以降のガイドラインを法人に引き継がなければならないという前提か。
- 当分の間を超えて引き継がれていくというのが大事だと思うが、その辺のことについてはどういう手立てがあるのか、一緒に考えていきたいと考えている。
- 最後、市から何か話されたいことはあるか。
- ⇒ 本日、お話に挙げた移管に向けて人材の確保という課題もあり、具体的に考えていけないとしないこともある。御意見をいただき、募集要項の検討の材料にしたいと考えている。最終的に良い法人が見つからないことには引継ぎも上手くはいかない。我々として、移管先法人はどこでもいいとは考えておらず、より良い法人を選定したいという思いを持っている。今後の移管に向けて取り組みたいと思うので、よろしくお願いしたい。
- 一つ確認させてほしい。聚楽保育所が2013年11月に一般社団法人京都府保育協会の福祉サービス第三者評価を受審しているが、前回の意見交換会で村上担当課長から聚楽保育所の保育をどう評価するかは難しいということだった。そもそも第三者評価というのは京都市でどういう位置付けになっているのか。評価されたことは聚楽保育所の水準で、引き継ぐということでよいか。
- ⇒ 聚楽保育所の評価となるので、基本的に引き継いでもらう内容になるかと思う。
- そうならば、例えば、募集要項に「2013年に受審した第三者評価結果の水準を受け継ぐこと」などを入れるという提案についてはいかがか。トータルに良くできた評価だと思う。
- 質を維持するのであれば、最低限、第三者評価の水準は必要ではないかという提案だが、取り入れられるかどうかは改めて判断してほしい。
- 楽只、淀、聚楽、改進黨保育所の受審結果だけが市のホームページでアップされているが、これ以降、受審はされているか、されているなら結果はアップされるのか。
- ⇒ 4箇所以降も受審しているので、今後、ホームページ上にアップする。
- 保育所ごとの個性が出ると思うし、比較検討したいので、アップしてほしい。
- ⇒ 保育士の確保は難しい部分があるというのは御指摘のとおりかと思う。今までたくさんの意見を聞かせてもらい、前回きちんと考えているということをお伝えしたが、お伝えしきれていないところがあった。保育を引き継いでもらうために研修を受けてもらうということで、どう参加してもらいやすいようにするか、どのように機会を増やすかなど検討しており、現在、引継ぎを行っている職員とも何ができるかということをお話している。

○ 募集要項はどのようになるのか。

⇒ 基本的には錦林、砂川保育所の募集要項が土台となる。ただ、合理的配慮というのは新しい部分であり、いただいた御意見を踏まえ、どう表現していくのかは検討している。次回は、これまでと違い、具体的に募集要項の中で、本日指摘されたように、例えば、第三者評価のことを入れられないかなどの御意見をいただき、最終的にまとめていきたいと思っている。

○ まとめたものは決定して出るのか。それとも案として出るのか。

○ 選定部会が始まるまで公開はされないのか。意見とはこういう項目を入れたいというのは言えるのか。

⇒ お聞きしたことは課題として考えている。しかし、共同保育の期間を延長することは経費的な部分もあり、厳しいと思っている。他にも今年度の募集要項を見てもらい、具体的にどうしてほしいという意見を次回にお聞かせもらえたら検討したいと考えている。

○ 先ほども言ったが、まだ説明が終わっていない。募集要項を見たいというのは、市の方がスケジュールどおりに進めるのだったら、募集要項がどうなっているか考えなければいけない。しかし、私はまだやることはあると思っている。それは民間移管の目的で人件費のカットの話もあったが、そこで生じる財源の活用とは単年度の話なのか、違うではないか。民間移管というのは何年も続くスパンの事業だと思う。しかし、回答にあったように単独乳児保育所の6年間の保育を見通すための民間移管で生じた財源は、単年度の話だから、以降の小規模保育事業所の拡大には関係ないということだが、関係はあると思う。そもそも保育のためだけに使っている保障もない。移管で生じた財源を何に使うのか特定しなければならない。これは保育課の話であって他の事業については責任が持てないということだが、財源の使途は、市全体の予算に入るのであれば他のことについても私は聞かなければいけない。そうではないのなら保育に限定しなければいけない。保育に関して限定するのであれば年度内で完結するのか年度を超える話に関わってくるのか、年度を超えるのであれば小規模保育事業所が連携先もないまま拡大されている問題にも関わってくる。単独乳児保育所を6年間の保育を保障するのに民間移管するのはおかしい。そういう話をもう一度しなければいけない。これについての回答はまた次回よろしくお願ひしたい。その説明が終わってからでないと募集要項の話に移ることには納得できない。

保子育第23号

平成28年4月25日

聚楽保育所保護者会 御中

京 都 市

(担当:保健福祉局子育て支援部保育課)



聚楽保育所の民間移管に係る説明・意見交換会摘録について

日頃は、本市の保育施策及び保育所運営に多大な御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

平成28年3月28日に開催いたしました「聚楽保育所の民間移管に係る説明・意見交換会」に係る摘録(別添)をお渡しいたします。よろしくお願い申し上げます。

聚楽保育所の民間移管に係る説明・意見交換会について（摘録）

- 1 日 時 平成28年3月28日（月） 午後7時から午後9時頃まで
- 2 場 所 聚楽保育所
- 3 出席者 保育課 村上公営保育所担当課長，佐川保育担当課長，小林担当係長，
花田担当係長
保育所 所長，副所長，他職員
保護者 6世帯

4 説明・意見交換会の内容

質疑・応答（○：保護者，⇒：京都市）

- 1月22日に署名をお渡しし，同日の説明・意見交換会の摘録に本市の見解と書かれてあったが，公営保育所担当課長の発言ということで，訂正したうえ，別の形で出してもらうことになった。今回，署名を受けて市長からの回答は持参したのか。
- ⇒ この件については，前回の話合いの中で，確認するとして持ち帰らせてもらった。保健福祉局の中でも確認したが，署名に対して市長のコメントをお出ししているものではないため，市長コメントを求められるのであれば，「市長への手紙」としてお出ししてもらえば，市長のコメントとしてお渡しすることができる。このため，本日は市長のコメントをお持ちしていない。
- 提出した署名は保健福祉局の中だけでの相談になっているのか。
- ⇒ 署名自体は保育課で保管しているが，署名をいただいた報告はしている。
- 署名とともに提出した申入れも市長に渡っているのか。
- ⇒ 添付してお渡ししている。
- 制度上，市長への手紙という形を取れば答えてもらえるのか。いろんな署名があると思うが，市長名で回答する場合もあるのか。
- ⇒ いただいた署名は重たいものではあるが，署名に対して市長からの回答はしていない。他局までは把握していないが，保健福祉局ではないということは聞いており，「市長への手紙」の制度を利用してもらいたい。
- 署名に対して，コメントは返さないという規定になっているのか。市長への手紙ならば目を通すが，署名では目を通すわけではなく，各局で判断するということか。
- 市長に署名を渡してほしいと伝えたが，それに対する回答が局内で終わってしまっている。署名を取り直さなければいけないのか。市長に持って行き，指示を聞くべきではないのか。そのときに市長が局で判断するよにということであれば，市長がそう思ったとわかるが，保育課は市長に報告しても答ええないと言った。それはおかしいと思うので，別の形で対応してほしいと依頼した。5千筆の署名を重く受け止めてほしい。制度的にはないが，手紙という形式だったら出せるというのはおかしいのではないのか。

⇒ 本市の見解と記載したのは、以前にこの場で私が話すことは市の見解であるとお互いに確認したためである。しかし、今回は市長のコメントを求めるということだったので、調整をした結果をお伝えしたものである。

○ 市長へ届く前にそのような状況の課長のコメントを本市の見解にするのはおかしいと思う。手紙で出しているのだから、文書で回答するのが筋ではないかと考える。

○ 市長に届けたうえでコメントとして市の見解を出すなど、何らかのやり方があるのではないか。

○ 署名の報告は市長にされているのか。それに対して市長からの回答は聞いていないのか。どういった反応だったかを聞いてほしい。

○ 一つひとつの手紙に関して、市長自身が返答しているとは思ってない。各局の判断に任せていると思う。今回の署名で何らかの反応があるのなら、市長も知っているということが分かるが、先ほどの制度的な話になると署名には答えられないものと言われていたのと同じである。市長一人がすべての業務に意見をしているとは思っていない。どんなことが起こっているのか、どうしたらいいのか保育課が助言などをして各政策を進めていくのだと思う。保育課が窓口になって市長と市民をつなげるのが仕事ではないのか。そして、直接の当事者である保護者と対峙していくことが求められるのではないか。

⇒ 市長コメントを求めるのであれば、「市長への手紙」という制度を使っていたきたい。

○ 先ほどの話に戻るが、今まで署名に対して市長が回答したことはないということだが、規定としてやらなかったのが、行う必要がないからやらないのかでは全く違ってくる。行う必要がないということなら、大きな問題ではないか。私たちの思いはどうなるのかということになる。制度上、署名への回答はしないという規定があれば違う方法を考えなければいけない。先ほどは制度的にないということだったので、出す段階において、報告はするが、回答を求められる場合はこのような手続きをしてほしいと署名受け渡しの段階で言ってもらわないと皆の時間が無駄になってしまう。持ち帰ってほしい。

⇒ 当初にそのように対応していれば、ここまで時間がかからなかったということは理解するが、持ち帰るというのは市長コメントというよりも、何らかの形で市の見解を出すということか。

○ 持ち帰るというより、分からなかったらいつまでに回答するとその場で言ってもらえばよい。

○ 保健福祉局で署名に対する回答がないということで、回答できないシステムになっているのか、それともやってこなかったのか、それは今答えられるのか。本当は出せる余地があるのかということだ。摘録には公印を押せたではないか。

⇒ 市長からのコメントについては、「市長への手紙」を使用してほしいということが局の中で話し合った結果、出た答えである。この署名を無視しているわけではない。

○ 過去に回答された実績はないということだったが、制度上ないからできないのか、前例がないからやらないのか、この2つしかない。制度上は特に明文化されていないし、

やればできるかもしれないということであれば、やる方法を考えてもらえないかというお願いである。制度上は出さないで、「市長への手紙」を活用してほしいということが明文化されているのであればやり方を考えなければいけない。

⇒ これまで出してこなかったという経過を踏まえ、明確な規定がない中で回答を出すのであれば「市長への手紙」を利用してほしいということになった。

○ 規定がないのであれば、何とかしてほしいということがこちらからの要望になる。

○ 「市長への手紙」を出したら確実に回答してもらえるのか。市長は回答の形はどうあれ目は通している。何らかのときは直接のコメントがあるかもしれないし、そうでないかもしれない。市長からの直接のコメントがあるかもしれないのは「市長への手紙」だということか。

○ 不思議なのは、手紙ならできて署名ならできないということだ。署名を「市長への手紙」ということで直接回せばよいではないか。このような状態では一からやり直して市長に出し直せと言われていて理不尽である。請願であれば、宛名が違えば担当部署に回し、宛名が違うということを伝えることになっている。保育課で署名を市長に回さずに「市長への手紙」を活用してほしいと返されるのはおかしい。当事者である保護者や子どもたちのことを最もよく知っているのは保育課であって、市長と保護者の間を取り持って仕事をしているのだと思っていた。しかし、前例がないということで署名が中途半端になってしまっているということを残念に思う。署名を「市長への手紙」としななければならないのであれば、保護者で話し合いをしてどうするか考えなければいけない。

⇒ 繰返しになるが、もう一度署名を取り直してもらうということではなく、市長からのコメントを求められるのであれば、「市長への手紙」を出してほしいとしかお答えできない。

○ 「市長への手紙」で出すのであれば、署名を一度返してもらわなくてははいけない。それは難しいのでどうしたらよいかを考えたい。

○ 私たちが「市長への手紙」で署名を出したことを伝え、知っているかと問うた場合に、知らないと返されたらおかしいことになる。当然、署名を取り直すということもありえない。そうすると一旦署名を返してもらうことになる。

○ 保育課ではなくて秘書課に直接持って行けば市長に届くということか。「市長への手紙」は秘書課の管轄だと思う。こちらから、保育課から直接市長に渡してもらえなかったのだから直接持ってきた、とすればよいのか。

⇒ 窓口は秘書課ではなく広報担当になるが、署名を受け取ったときに、市長からのコメントについてやり取りがなかったのだから、担当局である我々が代表でお預かりしている。

○ そもそも、保育課は窓口であるはずだ。今回の署名の相手は誰かということをもう一度思い出してほしい。宛先は京都市長 門川大作様、京都市会議長 津田大三様、京都市議会議員各位、京都市子ども・子育て会議議長 西岡正子様、京都市子ども・子育て

会議委員各位となっている。

⇒ 京都市長あてとしてお受けしたのであり、各議員の代表として受けたということはない。

○ それは別途、議会への陳情として直接行うが、署名受理時に言われたことが市の見解なのかということだ。

⇒ 見解の部分については訂正しているが、受取りについては、説明・意見交換会におけるやりとりで公営保育所担当課長でもよいということになったはずである。

○ 受け取りが誰かということではなく、受け取った以上は市の見解がどのような形で出るのかと思っていると、その時の担当課長のコメントが市の見解として記載されていたので、おかしいと言った。市の見解として出すのであれば違う形で出さなければいけない。

⇒ 前回、強く市長のコメントを求めるということだったので、市長コメントについての調整をさせてもらった。

○ 調整というのは市長に伝える前に局内で話が進んでしまったのか。

○ 報告をしたときの市長の反応はどうだったかは聞かなければいけない。市長が保育課の担当だから処理は任せるということだったので、局内で判断したのか。報告だけをして、何の返答もないまま、保育課で対応することになったのかでは全く違う。確認できていないのであれば確認してほしい。そうすれば話が進み、こちらも「市長への手紙」を出すということで考える。

○ 次に選定基準や募集要項案などで検討していることはあるか。

⇒ 前回、募集要項案はこの場では出せないとお伝えし、今回は募集要項に意見があれば、この場でお聴きしたいという趣旨を説明した。

○ 前回は今の段階で案は出せないということだった。こういう懸念があるので、募集要項に盛り込みたいという検討の進捗状況はどうか。

⇒ 前回お話をさせてもらった、人材をどのように集めるのかということについては、提出書類の職員配置計画の項目で確認できるようにしたいと考えている。

○ 勤続年数について、ブランクがあってもよいのかという話もあった。

⇒ これまでは経験の有無を確認し、育休などでのブランクは考慮していなかった。10年間働いて、10年間休んでという場合もあるのではないかとということだったが、即戦力という面では、実際、そういう方を率先して選ぶかということがある。

○ 募集要項はそうした状況があることを想定して考えているのか。あまりにブランクがある人は一定の研修を受けてもらうことにするなどの配慮はあるのか。

○ ということが懸念材料としてあるのかを一緒に考えられたらと思う。法人が関わることなので、市が直接関与するというのは難しいと思う。しかし、求めることは明確にしなければいけないし、ブランクがあっても研修をどうするかということもある。ある程度ブランクがあってもプラスになればよいので、ということが考えられるかという

ことをもう少し話し合えればよいと考えている。検討できる部分をもう少し挙げていければよいと思う。

○ 障害者差別解消法に関する市のガイドラインはできているのか。

⇒ 市職員の対応要領があるが、特に合理的配慮については、具体的に記載することが非常に難しい。例えば保育所では、分かりやすく話す、説明する等の配慮はしていると思う。今後こういった要望が出てくるか分からないというところもあり、聚楽保育所を含めた市営保育所もどうしていくか、その都度やっていき、積み重ねていかなければ分からない。障害児保育は引き継ぐので、移管先法人にも合理的配慮を義務付ける予定である。

○ 本当に大切なのはこれに基づいて保育課でどうするか、民間移管はどうするのかということだと思うので、保育課独自の対応要領を作れというわけではないが、それに近いものを作ってもらいたい。対応要領の5ページに「本市の事務事業の一環として実施する業務を委託や指定管理等により行う場合（例：公設民営の施設の運営、直営業務と同種業務の委託など）は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生じることにより障害者が不利益を受けることのないよう、受託者又は指定管理者に対し、当該事業分野に係る主務大臣の対応指針を遵守することに加え、必要に応じ、本市の対応要領を踏まえ合理的配慮を提供することを求めるものとします。」とあるが、民間移管はこれに当たらないのか。

⇒ 該当しない。そもそも移管すると民間の保育園と同じ扱いになる。移管前に入所している在園児については、保育内容を保障するので、合理的配慮についても当分の間は義務付けることになる。

○ 市営と民間も目指すべき目標やしている保育に差がないので、それであればコストが安い民間の方がよいということで民間移管を進めているが、民間では合理的配慮を義務付けないというのは問題だと思う。市は市営も民間も同じような保育であるべきだと考え、そのために加配基準を引き上げるなどしているが、合理的配慮の義務付けが外れても構わないというのは問題だと思う。

⇒ 構わないというよりも、国が策定しているものであり、それを市が運用している。事例集を見る限りではどの保育園でも合理的配慮を行っていると思う。障害児の受入れについては合理的配慮ではなく、差別的取扱いの問題であり、公民を問わず義務付けられる。

○ 実際に入園ができた場合、対応として合理的配慮を義務付けるか、義務付けないかという差が出るということについては問題だと思わないか。また、聚楽保育所がやってきたことを当分の間は引き継ぐが、当分の間が終われば引き継がなくてもよいということで差が出てくるのは問題だと思う。合理的配慮の義務付けがないということが何らかの差が出てくる要因になるのであれば、そこは市が何らかの手立てで埋めていくようにした方がよいと思う。特に、移管する前と後で同じ子どもがいるので、ギャップが起こら

ないよう、体制が引き継がれるような手立てが必要だと思う。それも文章に書くだけではなく、実行して残してほしい。

⇒ 民間移管に関しては、移管先法人が決まってから入ってくる方々は民間保育園になることを了承して入ってこられる。もちろん現在おられる方については移管後も同じでなければならないので、努力義務ではなく、義務としてやってもらうことになる。

○ 民間保育園だと理解して入ってくる子どもたちと今まで残っていた子どもたちが重なったとき、今までの保育が変わるということか。

⇒ 合理的配慮の部分だけで言えば、実際やっていることは変わらないと思うが、基本事項上は差が出てくることは事実である。

○ 差がなくなるように努力をしなければ、文言として努力義務と法的義務という差がある。そこをどうするのか考えてもらわなければ困る。移管前に入所した子どもは変わらないが、移管後に入所した子どもは変わるというのは、一つの保育園としておかしい。

○ 実際に受け入れてもらえなかったという申し出が市に入った場合、どういう対応をするのか。

⇒ 受入れに関しては、公も民も同じである。そのような申し出があったときにどうしていくかは課題である。

○ そういったことも想定しておかなければいけない。市はどこまでの責任を持ってやるのか。受入れを拒むようなことが起こってしまった場合に、強く言う権限が保護者にあるのか。最悪の状況に対して、対策を常に考え、ここまでやるから大丈夫と言われないと納得、安心できない。ここまで対応するから大丈夫、保護者が不安に思うことについては、次回検討し回答する、と言われたい限り、一方通行が続くだけだ。まだまだ質問も回答も不十分であるため4月以降も説明・意見交換会を続けてほしいと要望を出している。

○ 障害児保育に関して、いつまでもできるとは限らないと言われ続けるわけにはいけないので、私たちからも案を出している。この場で決められないのであれば、別に決められる場があるべきだ。なるべくギャップがなくなるよう、できることを具体化してほしい。民間移管により法的義務であったものが努力義務に実際変わってしまうという問題に直面しているが、その解決策が出てくれば他にも応用が利く。特別に集約保育所だけで終わってしまうのか、よい意味で平等に各保育所に広がっていくのか、それは市の努力だと思う。しかし、ここで話している内容では切り替わることに不安がある。この話合いの中でも今は具体化できないが、今後していくなどの話があればよい。

⇒ もちろん持ち帰って話はさせてもらっている。切り替わることに不安があると言われたが、具体的にどういった不安か。

○ 合理的配慮の部分はやはりお金と人が関わってくるものだと思う。お金をかけなくてよいならかけたくないという保育園は実際にある。市の問題ではなく、障害者差別解消法の問題でもあるのだが、努力義務と義務で分けてしまうと、努力義務だから大丈夫だ

という解釈が生まれてくる。不当な差別の禁止についても、正当な差別だから大丈夫という解釈が生まれてくるので不安になる。不当な差別に関して、市は対応要領の9ページの中で、正当な理由を根拠にして不当な差別の禁止が形骸化されるべきではないと明確に書いている。不当な差別を禁止するが、正当な差別が容認されることが極力ないようにしている点については、私は評価している。その中でやはり、努力義務だから大丈夫という意識が生まれる余地がある。不当な差別ではないが、正当な差別だから提供できなくても仕方がないという意識は当然に生まれてくる。本来の趣旨としては、差別に正当・不当などないが、障害者差別解消法がそういった余地を残しているのです、そこを逆手にとることを民間はできるのであり、その点を懸念している。このために持ち帰って何らかの回答がほしい。

⇒ 在園児には義務付け、それ以外は努力義務になるということが困るということは分かった。どういう点が不安か。

○ 例えば、現在、調理師さんは一人ひとりにアレルギー除去食を作ってくれているが、民間になって入ってきた子どもには、これ以上は手間がかかるので自宅から持ってきてほしいとなった場合どうするのか。実際に移管した保育園で、給食費が移管時の在園児は1,100円でそれ以外の子どもは同じクラスでも1,500円が徴収されるかもしれないという話もあった。そういうことをされると嫌だと思う。

○ 障害のある子どものことで分かっていないと思うが、聚楽保育所で重度障害のある子どもが他園で断られて入ってきたという例が複数ある。一応は努力義務があるものの、民間には断る理由がある。物理的なバリアもあるが、民間にはそれぞれ特色があって、皆がそろって合奏ができる、演劇ができる、そういうことが売りという園もある。そうなってくると障害のある子ども達についてはいけない場合も出てきて、だから受け入れないということもある。法人の経営方針も受入れを断る理由になってくる。数年は聚楽保育所のやり方でやるが、後は自由にしてよいとなったときに、民間は全く違う保育をすることは可能なのである。私たちとして納得がいかないのが、聚楽保育所の保育を見たことがないではないかと思ってしまう。他の保育園と何が違うのかを私たちは感じている。先ほど何が違うのか分からないというような言い方をされたが、比較してきちんと見ていないということではないか。

○ 実際、アレルギーのある子どもはお弁当を持参してくださいという保育園もある。障害の話と混在しているが、差が出てしまう点で根本は一緒である。

○ 途中入所の子どもについても同じことをしてほしい。先ほどの話だと在園児と途中入所の子どもを線引きしている。それはおかしいので、どの園でもその線引きをなくしてほしい。特に民間移管はその線引きがあからさまになるので、なるべくギャップが出ないようにするために引継ぎを頑張るということが大切なのではないか。

⇒ もちろん民間保育園として入ってこられる保護者の方には最初に費用負担やその他の説明はさせてもらう。

- 現在のりんご組の方たちは移管を知らずに入っている。
- これから入所される方たちについて、合理的配慮が提供できなくなるかもしれないという説明はしているのか。これから入る方たちは民間移管をされることを知っているという前提で入ってくる。
- ⇒ 予定では移管は30年度であり、同年度に入ってくる方からは民間保育園の取扱いとなる。
- この1, 2年の間に入ってきた人たちにも説明をされているのか。
- 2014年8月に「基本方針（改定版）」案が出たので、2015年度入所児には移管対象保育所ということは伝えてあるのか。例えば移管されたときに障害のある子どもに対する合理的配慮が法的義務から努力義務に変わるかもしれないという説明はしたのか。説明の内容はどういうものなのか。入所中に障害があることが分かる子どもいるし、何かの事故で障害のある子どもになるかもしれない。市営保育所が民間保育園に変わるに当たって、法的義務から努力義務に切り替わるかもしれないことを明確に説明していなければいけないのではないのか。
- 30年度の移管前に入所している子どもは、もし何かあった場合、今までのようにならないでは困る。
- ⇒ 平成29年度までに入所される子どもは、これまでの保育内容を保障する。
- 平成30年度以降に入所した子どもに何かあった場合、なぜ合理的配慮がなくなるのかとなったときに、努力義務だからということになる。そこを市としてどう指導していくのか。
- 対応要領も障害者差別解消法に併せて見直し・充実していくとあるが、3年後という微妙な時期の見直しであり、対応要領は聚楽保育所の職員には反映されるのか。
- ⇒ 現在もそうだが、要領の内容が変われば、それに準じて引き継いでいく。
- 地域住民の方たちへの説明についてはどうなっているか。
- ⇒ 朱二学区自治連合会の会長とお話をした。
- 朱二学区だけか。保育園なので1学区だけでは足りないと思う。どこまで話をするかということは検討の余地があると思う。ずっと聚楽保育所がなぜ設立されたのかを調べていて、地域の方が、児童館か保育所かは分からないが、設立されるときに署名をたくさん出したと言われていた。また、ここがなぜ民間ではなく市営かということについては、それなりのニーズがあったからだと思う。いかなるニーズでできたのか、既にニーズが解消されたから民間保育園にしてもよいとなったのかをきちんと地域にも説明する必要があると思う。
- まだまだ話したいことがたくさんあるので、次回も話をしなければいけない。実際このまま選定部会を始められても嫌だと言うしかなくなってしまうので、せめて選定部会の保護者意見の聴取までに話し合いをきちんとして、もう少しましな状態にしてもらわなければ、保護者の意向を十分に踏まえるということはあるんじゃないと思う。今のままでは

進めないでほしい。たとえ、選定部会を開いていたとしても、選定部会の中では話していないことはたくさんあり、保護者が意見を言っても通されないことがたくさんあると思う。例えば、宗教上の問題における転園のリスクや、そもそも検証をしていないという問題、先ほどの障害児保育の話であるなど、そうしたこと自体は選定部会での議論にはならないと思う。したがって、選定部会が始まって話をしてもらわなければいけないことはたくさんあると思うので、4月以降も説明・意見交換会を続けてほしい。保護者意見の聴取は合意なしではできないということを理解してほしい。4月以降も説明・意見交換会を継続できるか。

⇒ 選定部会と並行して継続する。

○ 最後に聚楽保育所の廃止及び民間移管を招いた市の財政難の責任は市政にあるので、聚楽保育所の子どもたちに対して謝罪をしてもらわないといけない。保育課は子どもや保護者に対して悪いという気がないのではないかと感じるので、謝罪を求める。こちらが本日配布した資料で、掲載されている絵が物語っているが、移管で疲れてきている子どもは出てきている。その数やケースなどの検証が必要ではないかと思う。第三者による検証を行うべきだと思っているので、市としてどういう形でやるのか考えてほしい。

○ 現実こういう問題が起こったというのは事実なので、これに対してどう思うか言ってもらわないと、聚楽保育所も同じようになる可能性があることを知ってもらわないと不安だ。

⇒ 検証に関してはすでに回答している。

○ 第三者評価の受審結果が市のホームページでアップされた。聚楽保育所が平成25年度に受審した結果は聚楽の保育水準の一つの結果だと考える。結果を選定や募集要項に反映させるなどしてもらえないかと言ったが、検討は継続中なのか。

⇒ いただいた意見に関してどう表現していくかを考えている。

○ 民間保育園になったときに障害のある子どもは本当に保育所に行けるのか心配なので、心に留めておいてほしい。確実にこれから重度の障害のある子どもが増えてくると思うが、そうなったときに受入れ先があるのかどうか、中京区だと壬生保育所に障害のある子どもが集中してくるのもお互いに良くないと思うし、家の近くの保育園に行きたいということもあるはずだ。

私の経験として、保育園に入所の相談をしたが、電話した時点で断られた。友人の話だが、民間に通っていて、体調が思わしくなくなったとき、登園許可証が出ていても家で看ることを求められ、最終的に退園して公立の保育所に通うようになった。民間がだめだと言っているわけではなく、一時保育で民間に預かってもらって良かったという経験もある。右京区でも歴史的に受入れがしっかりしているところもあるが、それはほんの一握りである。

○ それは私も感じていた。そのような事例も出してもらい、それを覆すようにする、公と民が逆転するくらいの指導を市でやっていくと言ってもらえると、私たちも納得する。

責任を持ってしてもらえば、この話はある程度落ち着くのではないか。市の財政の問題があるからとか、やれるか分からない、だと、どこまでいっても話にならない。立場上言えないこともあると思うが、上手に立ち回る方法もあるのではないか。ここで即答できることなどないと思う。こういうことを言われるだろうと想定できることは準備をしてきてほしい。親であれば誰でも聞くようなことしか私たちは聞いていない。

- 色々なマイナスがあってもそれは今後の課題であり、考えていけばよい方向に向かうと思う。もう少しこちらの趣旨を汲み取って向き合ってほしい。
- 私たちも全くの反対ではなくなっている。私たちはやるならこうしてほしいという条件の話をしている。そうでなければ子どもに負担がかかるし、職員にも迷惑をかけている。最後に遺恨が残らないようにやっていきたい。嫌なら転園すればよいと言われて、他にどこか入れるところを保障してくれるのか。それも嫌なら家で看ればよいと言われても、食べていけるならそうするが、そんなことは言えない。
- 働いているから預けている。勤続年数が高いから、コストが高いから移管するなんて許せない。
- 公立保育所がここにある意味を考えてほしい。昨日もショッピングセンターのようなところに行って、障害者用の駐車場に外車が停まっており不快だった。困っている人がいるから空けなければいけないということを分からない人がいる。車いすや目の見えないう人がいることを、小学校、保育所レベルで知っていたらそんなことは起こらないと思う。民間が嫌だとも思っていないが、聚楽保育所がよいからここを残してほしい。聚楽保育所が民間でも市営でもいいが、ここを残してほしい。変わるなら良いものを作ってほしい。卒園した後は知らないということではない。ここを卒園した子どもが社会を支えていく。そのときに良くないものができあがってほしくない。今後、行くところがないという人が出てこないことを願うが、ここがどうなっていくのか心配だ。以前の説明会で、預け先に幼稚園があると聞いたとき、私は幼稚園を全部断られたのと思った。普通に出てきた言葉とは思わないが、私たちのような人はこれからもたくさん出てくると思う。民間に変わるなら、選定のときに最低ラインを設けるなど、何か示してほしい。

聚楽保育所の民間移管に係る説明・意見交換会（会議録）

1 日 時 平成28年4月19日（火） 午後7時から午後9時頃まで

2 場 所 聚楽保育所

3 出席者 保育課 村上担当課長、佐川担当課長、花田担当係長
保育所 所長、副所長、他職員
保護者 6世帯

4 説明・意見交換会の内容【○：保護者、⇒：京都市】

○ 本日は主に3つの議題について進めていきます。1つ目は市長への手紙の件、2つ目は障害児保育の件、3つ目が地域の方への説明の件です。これら3つについて、説明・回答をいただき、その後、質疑・応答を進めていきたいと思います。

⇒ 初めてお目にかかる方もいらっしゃると思いますので、まずは自己紹介させていただきます。公営保育所の担当課長の村上です。よろしくお願いします。

⇒ 保育内容向上担当課長の佐川です。よろしくお願いします。

⇒ 担当係長の花田です。よろしくお願いします。

⇒ 先ほど御紹介のあった3つの点について、順番に回答させていただきます。

まず、1月にいただいた5057筆の署名については、市長に書類による報告をさせていただきました。前回の説明会において、市長が報告を見てどのような反応を示したか回答していただきたいと要望をいただいておりますので、秘書担当に確認しました。市長には市政に関する数多くの報告がある中、個々の報告についてコメントはなかったとのことでした。

本市の見解につきまして、署名についての報告に対して市長のコメントがないので、民間移管を所管しております保健福祉局保育課の方で出していきたいと考えております。我々による回答で良いのか、それとも別の方法で市長のコメントを求めるのか検討するということだったので、今後協議させていただきたいです。

2つ目の障害児の受入割合について質問がございました。公営と民営では、入所児童に対する障害児の受入割合に差があり、公営の方が割合が大きく、民営の方が割合が小さくなっています。27年度の障害児受入状況につきまして、過去5年間の推移をグラフにしてお示ししたかったのですが、民間の実績を確認しきれていないので、本日は数字のみ御報告させていただき、推移グラフについては後日摘録と一緒にお渡ししたいと思います。

まず公営保育所について、平成23年度から27年度の実績を御報告させていただきます。23年度は231名、24年度は240名、25年度は257名、26年度は280名、27年度は357名で、26年度から27年度にかけて受入数が伸長しました。民間保育所については、23年度が756名、24年度は795名、25年度は1014名、26年度は1228名、27年度は1260名となっています。受入割合は、26年度は4.5%であり、26年度から27年度にかけては、全体的に入所児童が増えているので、概ね横ばいの状況となっています。市営については、26年度が11.9%、27年度が16.1%といった状況になっています。障害児保育につきましては、当初から市営の方が配置基準が高く、市営の役割としての障害児保育を考慮していたことも要因となっていますが、現状のように受入割合が高くなれば、通常保育が成り立たなくなってくる状況があります。民間保育所は、23年度の756名から見れば全体の受入数は伸びていますが、

今以上受入割合を伸ばしていただかないと市営保育所に集中してしまいます。

今回、27年度に配置基準が統一されたことに合わせて、認定方法に公営と民営で若干差がありましたので、変更を行い、配置基準・認定基準ともに一致しています。27年度の入受数値での比較が、正しい比較になっています。今後は、この差をどれだけ縮めていけるかが保育課全体としての課題と認識しています。市営と民営とでは母数が違うので、数で比較すると全然違うのかもしれませんが、市営と民営ともに障害児受入割合の差を縮めていきたいと思っています。

○ 高すぎもせず、低すぎもせずということですか。

⇒ そうです。受入割合も合っていくべきであるという認識を持っていますが、来年度すぐにできるかという難しいので、この数字を徐々に縮めていく取組を考えていかないといけないと思っています。

3点目の地域の方への説明については、前回は時間が短く、説明が簡素になっていました。地域との関係におきましては、日頃の保育所と地域との関わりの中で、どこに説明をさせてもらえば良いかを保育課と保育所で協議させていただき、地域への説明をしていきたいと思っています。

前回、入所されるお子さんのお住まいが地域という表現をされていましたが、保育所と地域とのつながりを考えると、それは違うのかなと考えており、地域とは、日頃のお付き合いがある地域と考えています。保育所を御利用の方の多くが近隣の方ですが、他区に離れていてもそこから通うことは十分可能ですし、通勤の関係等で他区の方もおられます。入所されている全員の居住地は、地域ではなく、あくまでそこから通われているというだけであり、我々としては、日頃からお付き合いのある聚楽保育所の近隣地域に説明させていただきたいと考えています。

3点については以上です。

○ 3点目について、具体的にどこで説明するのですか。

⇒ 具体的には、前回お話しさせてもらったとおり朱二学区の会長とお話しさせてもらって、その中ではいろいろな配布物・拠点事業の関係で、壬生のものを聚楽保育所に持ってきてもらうのかという話になり、今後もお話させていただきたいと思っています。

○ 朱二の会長のところにはすでに行かれたのですね。

⇒ はい。

○ 3つの件について回答いただきましたが、その他質問はありますか。

○ 拠点事業は、どの地域でされるのですか。中京区だけですか。

⇒ 今の聚楽保育所でしている拠点事業は、主に中京区です。

○ 中京区以外は受け入れてないのですか。

⇒ エリアとしては概ね中京区ということです。

○ 100メートルもいかないうちに仁和学区ですが。

保育所を中心に円の範囲かと考えていましたが。

⇒ 仁和学区は上京区ですね。

保育所は子育て支援事業という部分で、民間も市営も一緒ではあるのですが、概ね周辺の小学校区を対象として子育て支援事業をやっています。

○ では、仁和学区にも行ってください。

⇒ 所長と相談します。

○ これだけ近くて行かないというのは。

○ 通所している児童の範囲を地域とするということではなく、保育所を中心にして近隣という意味ですよね。

⇒ 近隣でと考えていますが、日頃のお付き合いがどれだけあるかにもよりますので、所長と相談しながらと思っています。

- 仁和学区の公園や二条駅前の公園にも散歩で遊びに行ったりしています。そのあたりの地域の方々も見ていると思います。
- 具体的に考えるのであれば、散歩のコースも考慮した方がよいと思います。
- そのあたりを所長と相談して、説明の方向性を考えてください。
- ⇒ 所長と相談の上、お話しさせていただきたいと思います。
- 障害児保育について、基準を見直してきたというお話があり、差をなくすということでしたが、基準を変えたというのは今までの公営の一律のものに民間を合わせたのか、それとも市営の基準を下げて民間に合わせたのかどちらですか。
- ⇒ 配置基準については、従来から説明しているとおり公営を下げて民営を上げています。認定基準については、これまで市営は訪問調査をさせていただいていました。民間は訪問と書類による判定であり、27年度から市営でも書類審査を導入しました。その面においては、民間に合わせています。認定基準に差があったので、公と民とで基準を統一しました。手帳のある方は手帳で判定し、手帳のない方は訪問で判定するという形で共通にさせていただきました。
- その割には受入割合が市営の方で跳ねあがっていますが。民間が上がっていないのは残念です。
- ⇒ 認定基準でいうと市営の方が変わったので、それによって市営の受入れが伸びる結果となりました。逆に、民間において795名から1014名に増えた部分は、それまで書類判定だけであったのが訪問調査を導入したことが要因であり、公営・民間ともに基準が変わったときに受入数の伸びがあります。今回の基準の統一により公営と民間が同じ土俵に立った数字が27年度の数字です。
- 27年度の数字を同じくらいの比率にするのが今後の課題とおっしゃっていましたが、どういう形で実施するかが課題なのできつめにやっていただきたいです。努力義務にするのか、すぐにはできないまでも何年かかってもやりますというようにするのかどちらですか。
- ⇒ やっていかないといけないと思っています。
- 何年かかってもやるという方向性はそれで良いと思います。
- 同じ保育を目指すのであれば、コストが安い方が良いという考えから民間移管を進められていますが、現に受入割合に差があって、同じ保育とは言えない状況です。このような状況は、民間移管をした結果、公営と同じ保育が可能であり、かつ、より充実した保育になる場合に民間移管するという市の見解とは違いがあるように思えます。
- ⇒ 受入数に違いはありますが、障害児保育の内容は概ね同じです。公営と民間の違いは柔軟性にあります。市営保育所は21箇所あり、ものごとを変えるにあたって時間がかかりますが、民間はものごとに対して良いと判断すれば柔軟に対応できることが民間の良さと考えています。
- 民間にはいろいろな特色があります。同じ保育を目指すのであればコストが安い方が良いという理由で民営化する京都市の市政と、現実公営と民間で差が出ているという実情があり、同じ保育になっていません。単なる数字の差ではなく、障害児を受け入れにくい要因や条件があるはずで、この差を今後改善していくのは良いことです。もっと時間をかけて、数字的にも表れるように条件整理していけば同じ保育ということができますが、現実的にはそうではないと思います。障害児保育について丁寧に考えてほしいし、その中で民間移管を見直してほしいと思っています。現状では、民営化することに不安がある中、課題のままで進んでいくように思えました。
- ⇒ 実際、全体として受入れに差があって、何らかの要因があると思いますが、民間移管について実際に手を挙げられておられる法人がどういった障害児の受入れ・保育をされているかを実地審査で判断しています。実際にこれまでに応募されてきた法人でも、障害児

保育をされています。市営と同じように障害児保育をされているのであれば、個別の案件についてクラス担任が保育の内容をきちんと伝えれば、障害児保育の引継ぎは可能であり、民間移管でもできると考えています。あとは、法人選定の際にしっかり選んでいかなければいけないと思っています。

○ 選ぶだけではなく、その後についても問題なく移管しているということをもっとわかりやすくしてほしいし、そういう意味で検証は必要だと思います。障害児保育に関して言えば、受入人数やこういった体制になっているかが移管後の問題です。もともとできていたところもあれば、引き継いだ結果、良い意味で変わっていくところもあるので、その変化について、客観的に検証することが大事だと思います。たとえば、転園した児童が何人いて、その中で特別なケアが必要な児童がそのことを理由に転園したことがあったのかなかったのか、など具体的な検証がされていないといけません。そのような検証がされていないと不安は解消されないで、この場での発言だけでなく、改めて検証なり資料なりわかりやすい形で示していただく方が良いと感じました。

先ほどの26年度から27年度で数字が変わったという話で、制度が変わったときにそうなるとおっしゃっていましたし、25年度から26年度の民間の数字の増え方も、制度の変化によるものだということでしたが、民間は園ごとで違いが大きく、市営保育所は民間の10%にも満たないくらいの数なので、比較するのに単に10倍すればよいということではありません。障害児保育については、民間はそもそも受け入れてないところもあるが、市営並に増えているところもあるが、数的には圧倒的に受入れが少ないところが多いので、民間移管の大前提である「同じ保育を目指すのであれば」や「民間にできることは民間に」というようなことは簡単には言えないと思います。障害児保育についてだけ言えば、もう少し具体的に条件付けを行い、この条件をクリアしているから選べる、選んだ後も条件も含めての引継ぎについて京都市からの手立てがどのようになっているから安心できますという言い方でないと納得できません。

○ 今の意見は京都市全体の問題でもあり、今後集楽保育所が民間に移管された場合、「今の保育内容を継続します。」「継続させるように努力します。」というようなことを保護者としてはお聞きしたいと思っています。当然、市としては何年かかってもやっていくというのを課題としていただいて良いが、ここではどうしていくのかを説明いただければと思います。

⇒ 個別の保育所については、募集要項の中に基本事項を定めています。具体的には障害児保育受入れのお話がありましたが、それについても保育内容の部分で障害児保育という項目を立てております。京都市民間保育施設障害児受入促進事業及び京都市民間保育施設障害児保育対策費を活用し、障害児保育を実施すること、現在入所中の障害児については卒所又は退所までの保育を保障すること、また配慮が必要な子どもの受入れということでは、アレルギーのある子ども、障害児（疑いのある子を含む）、被虐待児（疑いのある子を含む）、家庭支援の必要な子ども、外国に文化的背景をもつ子どもなど、「一定の配慮が必要な子ども」を積極的に受け入れるよう努めることという形で基本項目として書いております。その他にも保育内容や職員体制等についても記載しておりまして、これについて協定を結んでおります。また、毎年この基本事項を守れているかを保育課で確認しております。保育内容につきましては、書面だけではわからない部分もあり、京都市職員がいなくなった後も保育士の担当課長が現場に出向いて保育の状況を確認しております。その中で、障害児保育だけでなく、保育内容全般について京都市の保育と比べて違いがあるかを確認し、園長と主任に立ち会っていただき、その結果及び状況について報告し、必要であれば指導をさせていただいております。さらに、結果等については、三者協議会の中で保護者の方にも報告させていただいております。このような流れで保育の内容を確認・保障しています。

- それが当分の間の処置ですか。当分の間というのは何年ですか。
- ⇒ 聚楽保育所は30年度から民間に移管されるので、29年度中つまり移管前に入った園児が卒園するまでの間ということになります。
- 29年度から丸6年間なので、36年3月までですね。
- ⇒ 最長で30年度から6年間です。
- ということは、37年3月までですね。
- 調査の方法について、現場に出向いて実地を見るだけですか。調査段階で退所・転園された場合は、どのような判断をされますか。
- ⇒ まず転居等の理由を確認させていただきます。
- 法人に確認するのは当然ですが、当事者にも確認しないと調査にならないと思うので、調査項目の中に入れてほしいです。それがないと本質が見えてきません。
- また、民間と公営で保育士の勤続年数の違いの本当の理由についても調査をする必要があると思います。法人に聞けば、「家庭の都合」や「一身上の都合」という理由が多いでしょうが、本人の辞めざるを得なかった理由を聞かないと本質は分からないと思います。
- ⇒ 民間移管の中で転園があった場合は、本人の意向も踏まえ、確認の機会を作ることも検討する必要はあると思います。
- 移管した園に対するアンケートで、概ね良い評価が多かったので、うまくいっていますというような報告では、具体的な部分が把握できないので問題だと思います。保育の質や内容の把握方法については、統計的な把握ではなく、詳細を確認する方法をとってほしいです。
- ⇒ アンケートについては、単純に評価する設問と記述していただく設問がありますが、個人が特定されるような設問は難しく、方法を検討する必要があると思っています。
- いろいろな方法があるので、そのような設問も含めて実態を把握して次の課題解決につなげてほしいと思います。今後検討してください。
- 前回の説明会の際、検証についてはすでに回答したとおりですとの説明がありましたが、改めて検証についての方針を説明いただけますか。
- ⇒ 回答の文書をお渡ししていますという意味で回答したと申し上げました。民間移管そのものの検証については考えておりませんが、民間移管をしていくうえで、課題が出てくるようであれば是正していく必要があります。具体的にどこから課題を見つけるかについては、移管した後の三者協議会における保護者の意見が率直な意見であり課題につながりますし、アンケートもさせていただいております。三者協議会はクラスの代表の方だけですので、クラスの意見を集約できていないとおっしゃる方もいらっしゃいましたし、保護者内のアンケートよりも市のアンケートの方が回答率が高いともおっしゃっていました。出てきた意見については、法人と我々が課題として認識し、それに対して保護者に報告しています。
- そもそも民間移管そのものについては検証しないという見解ですね。
- ⇒ 基本的にはそのとおりです。
- 保護者アンケートや三者協議会での課題を解決していくことについては良いと思いますが、工夫や改善の方法が大事だと思います。
- 障害児保育や転園してしまった子どもについての検証が必要であり、その実数や原因についても細かい検証が必要だと申し上げます。また、転園してしまった子どもについての検証はその子どもに対してではなく、保育全体や民間移管そのものに対してのはずであり、民間移管そのものの検証をしないというのはおかしいと思います。保育課として、京都市の保育をより良くしていくために、民間移管の中でどんな問題があったのか、なかったのか調査・審議して明らかにしていくことが必要だと思います。
- 検証せずに民間移管をやっていくのはどうかと思います。

- 三者協議会で行われている話合いや検証を広く見えるようにしてほしいし、他のところで問題が起きた時に解決の手助けにもなり、こちらとしても問題を把握することで気を付けようという認識を持つことができます。この件については対応いただけますか。
- 検証について、専門家によるものを想定していました。我々は経営者が変わることによる不安があり、これまで移管されてきたところはどうだったのか疑問があります。どんなふうにより子どもたちに影響が出たのか、保護者から聞くだけでなく、専門的な見地からの確認が必要だと思い、検証と言っていました。そのようなことは想定されていますか。
 検証結果として、是正する部分は是正すれば良いが、そのための専門的な分析が必要になるはずであり、たとえば、アンケートの自由記述についても分析方法を知っているのでしょうか。三者協議会で出てくる課題の解決は三者協議会の役割ですが、データの分析については、専門的なスキルを持っている人の仕事だと思いますし、第三者による検証があれば安心しますが、保護者からのアンケートのみで、データに基づいた分析ではありませんと言われると心配になります。
- 検証抜きで進めてほしくありません。三者協議会や保護者アンケートなど今までの蓄積はあると思いますが、それを収集・分析・検証するプロセスをとっていただかないと安心できません。アンケートをとって「だいたいこんな感じでした。」では困りますし、三者協議会で解決すべきことはあると思いますが、すでに解決されたことでもそこで出た意見などについて再度検討することは必要だと思います。その作業を保育課が京都市の施策の中で生かしていく観点で検証していく方がより良いと思いますし、そのうえで、民間移管が行われるのであれば安心できますが、現状ではそのようなことが行われているように思えないので、民間移管を進めるためにもきちんとした検証をしていただきたいです。
- ⇒ 我々の専門でないため、調べさせていただくなり確認させていただくなり可能な手段を考えさせていただきます。転園理由等についても個人の意向も踏まえ、確認できるのであれば確認するようにしたいと思います。
- 確認いただいたことを保護者にも示して下さい。「確認しましたが問題ありませんでした。」だけでは分からないので、しっかりと示していただきたいです。
 もともと改定前の基本方針にも「本方針の射程期間については、平成24年度から5年間とし、29年度以降については、5年間の取組状況の検証を含めて、改めて見直しを行うものとし、2012年第5回「京都市営保育所移管先選定等委員会」において、事務局である保育課は「そもそも今回の民間保育園への移管をするのは約5年スパンということで、もう一度、社会福祉審議会でも検証をお願いすることになると思います。」と発言していますが、社会福祉審議会でも検証をお願いされていない上に、社会福祉審議会に民間移管の諮問・審議・了承がされていません。具体的な事象について検証していただいてからでないと思わないで、民間移管を強く求めます。
- 市として民間移管そのものの検証はしないということですが、保育課としてはしっかり検証したいと言ってもらえればこちらも一定安心できます。
- 具体的な検証について、アンケート一つにしても分析の方法を工夫・改善するのであれば、こちらも納得できるかもしれません。
- 民間移管そのものの是非を問わないことが動かしがたい事実なのであれば、民間移管を進めるための検証を保育課主体でやっていただければ、我々ももっと安心できます。
- 本当に大きな問題が起きた時は、民間移管を進められなくなるはずですが、具体的な問題が出てくればという話になりますが、現状では問題を把握できないと思います。
- ⇒ 正確な分析についてはできていませんが、保護者アンケートや三者協議会の中で、最も多く意見が出てくるのは職員の引上げについてであり、民間移管そのものの是非を問う必要があるほどの問題が出てきているという認識はありません。

- 認識がないのは、検証していないからでしょう。
- 重大な瑕疵がない限り、民間移管そのものの是非にまで話が及ぶことはないでしょうが、細かい課題はあるはずで、保護者としては今までどうだったのかを知りたいと思っています。
 そのためにデータに基づいた調査をしていただいたり、これまでの三者協議会を踏まえた報告書を見せていただいたりしないと我々は納得できません。報告の手法について、検討していただきたいです。
- 民間移管後、半年で4人の保育士が退職されたが、子どもに影響があったのかなかったのか分かりませんし、なかったと言われても本当にそうなのか分かりません。細かいけれど具体的な話を出していただいた方が良いと思います。
- 以上の件について、検討いただいて報告してください。
 募集要項が作成中であれば、こちらの要望を聞き入れてもらえるのかについて、27年度の要項では、「障害児保育に努めること」という記述がありましたが、「実施すること」に変えられませんか。努力するという表現ではなく、必ず実施するという表現にしてもらえませんか。
- ⇒ 過去の説明会においても、障害児保育については合理的配慮を含め、御意見をいただいております。現状の保育を引き継ぐので、民間への移管後に障害児保育への合理的配慮が大きく問題になることはないかと思いますが、当分の間義務化は必要だと認識しています。
- 当分の間というのはいつまでですか。
- ⇒ 37年の3月までです。
- その後は放置ですか。
- 三者協議会が終了するまでは保育内容は変更しないはずなので、それまでという認識ですか。
- ⇒ 募集要項の基本事項の中に、当分の間の終了後も保育内容を変更する際は、保護者の理解を得るよう努めることとしております。また、三者協議会そのものについても、当分の間としていますが、三者の合意により短縮または延長できるものとしています。
- 三者協議会の中で基本事項の遵守期間の延長も決定できるのですか。
- ⇒ 基本事項は当分の間ですが、合意が得られれば短縮することも延長することもできます。
- 基本事項の内容の変更に当たっては、当分の間が終了した後は保護者の理解を得るよう努めることとなっているので、一方的に変更できないようにはなっていますが、努めるという表現を必ずするという表現に変えられないのですか。
- 現状では、理解を得るよう努力すれば一方的に変更できるようにも取れてしまうので、募集要項の際に明記してほしいです。
- 募集要項にある全ての「努める」という表現を「必ずする」という表現に変えていただきたいです。
- 用語として「努める」という表現しかできないのであれば、募集要項の最後に用語説明として「努める」＝「必ず実施する」など明文化しておいていただきたいです。
- 実際にそれが義務であると書かれているのと努力すると書かれているのでは受け取る印象が全く違います。個人的な事例になりますが、先日JRで東京方面から子どもを連れて帰ってきた際、介助についてJRをお願いしていました。JR側は「努めました。」と言っていましたが、実際には誰も来ず、大変な思いをしました。以前、電車とホームの間にはまったこともあります。切符購入時、改札、ホームでも伝えたのに誰も来ない。移動中も多目的室が使えない。これが現実です。
 「努力します」程度ではなく、「必ずやります」としてくれるとある程度は安心できます。
- 最低でも当分の間の6年間は「確実にさせます」と言ってほしいです。当分の間以降は、6年間の実績があれば、継続的にするであろうと思われるので、納得感があります。

- 関東の方では、民間の方が障害児受入れがしっかりしている地域があり、積極的に受入れや保育をされているそうです。6年間なりの確約をしてもらえれば、そういったスキルが上がるかもしれません。
- それと資料はできたのでしょうか。
- システムに問題があり、グラフができなかったそうなので次の摘録と一緒に提出いただきます。
- 次の摘録とは今日のものですか。
- ⇒ 今日の分と合わせてお渡しします。
- 前回の摘録はいついただけますか。
- ⇒ 見ていただいた分で決裁中であり、決裁が取れ次第、公印を押して配布します。今週中か週明けには配布したいと考えております。
- 資料の添付はその時ではないのですね。
- ⇒ 今回の摘録と合わせる形で配布します。
- 聚楽だけのことでありませんが、兄弟で一緒に入れるようにするというのはどうなったのでしょうか。
- 今年の活動方針の中においていこうというのを入れます。
- 兄弟姉妹の同時入所について、「配慮してください」を「必ず入所させてください」と変更して要望させてもらいます。
- ⇒ 市全体の入所にかかわることなので、そこだけ違うというのは難しいと思います。
- 民間の法人の話なので市は関係ないでしょう。
- ⇒ 公民関係なく基準は同じです。
- 兄弟姉妹を違う保育所に通わせるのは非常に問題です。本人が希望しているのならまだしも、第一希望にもかかわらず、別の保育所になることはどうなのですか。
- ⇒ 今回の28年度入所調整においては、もともと2点だったのが5点に増えましたが、今年度の実績については、実際に調整している福祉事務所に状況を確認し、来年度の入所について検討していく予定です。
- 基本事項に関して、差別解消法の施行を受けて障害児保育の内容は大きく変わりそうですか。今年度からのバージョンに変えていただく方が良いと思います。京都市の対応要領に準拠などの記述にするなど何らかの案を考えていただきたいです。
- 聚楽保育所について、年度が替わってから障害児への合理的配慮がないという苦情がありませんのは、もともと合理的配慮がされてきたからだと思います。民間保育所では、合理的配慮がされていないため、多くの保護者は聚楽などの市営保育所を利用されています。民間保育所には京都市の保育施策のスタンダードを求めていかなければならないと思います。
- 保護者の意見を募集要項に反映させていただけるのであれば、我々も細かい部分についても提示する努力をしますが、そういったことは可能でしょうか。
- ⇒ スケジュールに関して申し上げますと、現在、今年度の選定部会の日程調整をしています。市民公募委員の方が一人転居で辞められたので、新しい委員の方が確定次第、日程を決定しますが、5月上旬に選定部会を開催したいと思っています。
- これまでお聞きした分を反映させた募集要項の案を作成していきますし、保護者の意見を聞く場を設けさせていただきます。それに対する京都市の見解、委員さんの意見を含めて、選定部会で募集要項を検討していただきます。
- 聚楽保育所を引き継いでもらいたいという保護者の意見については、確認いただきたい保護者のページとして募集要項に添付していきたいと考えています。選定部会を5月上旬に開催した後、保護者説明会を開催し、再度募集要項を見ていただく予定です。
- 5月上旬の選定部会で募集要項を見ることができるのですか。

- ⇒ そうです。
- 選定部会の意見を踏まえ、保護者説明会という流れですか。
- ⇒ そうです。第1回選定部会では昨年度からの変更点や今年度の動きなどについて説明させていただいたうえで、保護者説明会においても説明させていただきます。
- その後、第2回選定部会の中で保護者からの意見を聴取させていただきます。
- 説明会は一度限りですか。
- 検討すべき事項が生じた場合、第1回選定部会と第2回選定部会の間に再度説明会を開催していただくことは可能ですか。
- ⇒ 第2回選定部会における意見を踏まえて事務局が募集要項を修正し、その修正案を再度審議いただく流れです。
- 昨年の選定部会の資料を見ると、基本的に京都市が出した議題について審議していただくのみで、保護者からの意見を取り込めていないように感じました。そのため、最初の募集要項案に保護者からの要望を取り込んでいただくしかなく、5月の選定部会までに説明会を再度開催していただき、保護者の意見を取り入れた形の募集要項案を作成していただきたいです。これまでの説明会を受けて、具体的に何を入れていこうと考えているのか教えていただきたいです。
- ⇒ これまでの説明会において、その都度検討状況をお伝えしていましたが、合理的配慮の部分については、当分の間は義務化しなければならないとさせていただいています。職員への研修についても盛り込む予定をしています。当初、保護者の方から要望のあった看護師の配置等については、評価の基準を検討しています。さらに、人材の確保についてどのように考えているかを提出書類に明記いただいた上でヒアリングする予定です。これまで数多く意見が出ていたので募集要項に盛り込んでいかないといけないと思っています。本日御意見いただいた「努める」という表現については、保育課内で検討しますが、これまで聞いてきた御意見を取り入れず、前年度のままとするということはありません。
- 是非検討お願いします。
- 選定部会について、傍聴することは保護者の権利だと思いますが、開催時間帯を日中にされると傍聴にいけないので、配慮いただきたいです。
- 案内や公表も遅いです。また聚楽保育所は朝7時から夜7時まで預けられるので、そのことも考慮して傍聴できるように選定部会を開催してほしいです。
- 選定部会中の保育も確保していただきたいです。
- 日中の開催はやめていただきたいです。
- 開催時間は検討してください。
- 選定委員は誰が選ぶのですか。
- ⇒ 子ども・子育て会議においては、会長が特別委員を指名する形になっており、今年度は安保委員と土江田委員です。
- すでに指名されたんですか。
- ⇒ 任期が4月からなので、3月中にお話しさせていただいています。
- 2人はすでに指名されていて、今後市民公募委員が決まるのですか。
- ⇒ 現在審査中です。
- 応募要項に、今回の募集で市民公募委員として選ばれた方に市営保育所移管先選定部会の委員を務めていただくと書いてありました。応募資格が京都市の保育園（所）を利用している保護者になっており、例えば僕でも応募できることになりましたが、僕が市民公募委員として選ばれてもいいんでしょうか。以前、移管対象保育所の保護者は中立でないため選定部会の委員にはなれないと聞いていましたがどうなのでしょう。
- ⇒ 選考にあたっての考え方は変わっておりません。移管対象保育所の保護者は選定部会の委員にはなれません。

- そのことについての記載がなかったため、一晚寝ずに応募用紙を書きましたが、書き上げられずに応募できませんでした。もし応募して聚楽保育所を利用していることを理由に落とされるのであれば不作為に当たると思います。そうでない理由で落とされるのであればともかく、応募要項に書いていないことを理由に落とされるのは不公平です。
- 今回の選定部会の委員にはなれないということですね。
- ⇒ 市営保育所移管先選定部会以外にも部会があるので、そちらに参加いただくことになると思います。
- 市民公募委員はどうやって選ぶのですか。
- ⇒ 審査員による審査ののち、子ども・子育て会議の会長による決定で選ばれます。
- 直接移管には関係ないが、壬生保育所で布団等を廃止するという通知が出たと聞きました。先ほど合理的配慮の際に、市営保育所のスタンダードを求めていくという話が出ていましたが、福祉の機能として市営保育所がやってきたことが崩れていくように見えて怖いのです。移管の作業をしている最中にこのような話が出てくるのは非常に不安です。特にこれから赤ちゃんを預けるようになる保護者にとっては大きなことになりますし、残りの市営保育所をどうしていくのかについて、たかが布団かもしれませんがとても不安です。
- 朱雀乳児保育所ときは、コットを導入されました。全市営保育所でコットを導入していき、移管の際に移管先法人に譲り、布団を持ってくる手間がなくなるという話でしたが、どうなるのでしょうか。
- 現状の保育を維持していくという表現において、移管する前にその水準を下げているように見えてフェアではないと思います。聚楽はまだ説明を受けていないので、今ここで議論することではないかもしれませんが、納得いきません。
もともと、どの時点の保育を聚楽の保育水準にするのかという話は以前からしていましたが、そこが明確にされないまま水準を下げられて、これが今の保育水準ですと言われると、それはおかしいのではないかとこの話になります。
- 公営の保育所が担ってきた意味は何ですかということの一つ大切なことだと思いました。
- この件は保護者会として対応を考えましょう。
- 移管先法人に保護者の意向を確認するように書いているように、今回のようなことに関しても市は保護者の意向を聞いてほしいです。
- 事前にこういうことを考えているんだけど、どうだろうというように保護者の意見を聞く手続きをとってください。
- 公営保育所担当課長として責任があると思います。
- 幼児クラスの担任さんの異動についても驚いていて、砂川と錦林でも去年同じことが起きていたと聞きました。そちらはどういう思いでやっているのですか。
この4月に入ってから、すでにいろいろな動きが起きていて感じざるを得ません。
- 京都市としては、保育の質を下げないというのが民間移管の約束なので、今も下げないようにしてほしいです。現状の保育を続けられるようにしてください。来年下げたから移管後は下がっていないと言うようなことがないようにしてほしいです。
保護者負担についても、これ以上上げないという約束で他の民間移管をやってきたわけですから。
- どの時点の保育を水準にするのですか。29年度や30年度を基準にされるとそれは違うでしょうということになります。
- 我々は2014年度から今の聚楽の水準を見に来てくださと何度も言っていますが、切下げが行われて、それが移管のときの水準だと言われると不信感を持ってしまいます。
せっかくなので進めていこうとしているときに、このような事態になるのはひどいなという感想です。

今回の件については、民間移管も含めて保護者会を通じてお話しさせていただきます。

- 初めて来られた方もいますので、感想を述べていただきましょうか。
- 以前住んでいたところは、村のようなところだったので保育園が決まっていたんですが、こちらは選べます。民間移管がどんなものなのか分かりませんので、今回初めて参加させていただきましたが、まだ理解できていません。みなさんがこれからの保育園のことを思っていると強く感じた次第です。
- 民間移管することがどんな感じなのか分かりました。今日で何回目ですか。
- 13回目です。
- まだ分からないことが多いが、保護者からの要望が通っていないと感じます。現場で働いている保育士の方も大変なのは分かっているのですが、どこまで言っているのか分からない状況です。
- ここが移管されることを聞いて入ってきたのですか。
- 聞いていません。
- 聞いてない方がいらっしゃるのですが、そこはどうなんでしょうか。
- 見学したときに掲示されている案内を見て知りました。
- 希望を出すときや面談のときは聞かなかったのですか。
- いっぱいの説明の中でちらっと言われても印象には残らないんじゃないですか。
- ⇒ 奥さんにも確認してみてください。
- 朱雀乳児保育所のときも室町乳児保育所のときも一斉面接のときによろしくと言っていました。
- ⇒ 福祉事務所の方にも徹底をお願いしています。
- する予定だということと、議会での議決がない限りひっくり返るかもしれないことを同時に言わなければならないから難しいと思います。そうじゃないと議会軽視になってしまうので、ちゃんと議会を通してからでないと確定ではないですよという言い方をしなければならぬので難しいと思います。
- ⇒ 予定という表現で伝えています。
- あと、小林係長が異動されたことに伴って、今までと対応が変わるということがないようにして下さい。人が変わる以上、何かしら変化はあるでしょうが、摘録の精度が落ちるなど、我々が困ることがないように、万一そのようなことになれば京都市の責任で解決していただくことを約束してもらえますでしょうか。
- ⇒ はい。基本的に業務は同じです。

平成28年度市営保育所移管先法人等募集要項（案）に係る
聚楽保育所保護者説明会（会議録）

- 1 日 時 平成28年6月3日（金）午後7時から午後9時30分頃まで
- 2 場 所 聚楽保育所 ホール
- 3 出席者 保育課 村上担当課長，佐川担当課長，花田担当係長，清水係員
保育所 所長ほか
保護者 15世帯 16名
- 4 配付資料 今年度の審議スケジュール等について
平成28年度京都市営保育所移管先法人等募集要項（案）

5 説明会の概要【○：保護者，⇒：京都市】

（1）説明会の開催に当たって

- 5月28日（土）に開催された市営保育所における独自サービスの見直しに係る保護者連絡会への説明会で，見直し自体が法的瑕疵ではないかとの質問があり，確認するとのお答えでしたが，経過はどうなっていますか。
- ⇒ 法制課及び内閣府に確認していますが，回答が返ってきていないので，確認でき次第，お答えさせていただきます。
- まず，布団の購入が新たな費用負担になるかが問題になっていました。こちらについては，いつ確認を始められたのですか。
- ⇒ 5月30日（月）に確認を始めています。
- 続いて，5月31日（火）に開催された聚楽保護者への説明会では，布団が保育に必要な設備に当たるか，また，設備に当たらないとしても，最低基準を超えて運営していた場合に最低基準を理由として低下させてはならないとする児童福祉法に抵触するかが問題となっていました。追加で確認していただいているのでしょうか。
- ⇒ 追加で確認しています。
- 今回の募集要項（案）についての説明会は，これまでに開催してきた民間移管に係る説明・意見交換会とは別のものですか。
- ⇒ そのとおりです。
- 民間移管に係る説明・意見交換会と同様に議事録と摘録の作成をお願いします。
- ⇒ 承知しました。

（2）京都市からの説明

杜田当課 まず，今後のスケジュールについて御説明いたします。

右の列が市営保育所移管先選定部会の審議スケジュール，左の列が主なスケジュールとなっております。

5月9日に第1回市営保育所移管先選定部会を開催後，5月中旬に民間移管意向調査を実施しました。調査結果につきましては，次回の選定部会において報告させていただきます。6月中旬に第2回選定部会を開催させていただきます。第2回選定部会では，保護者の皆様からの意見聴取を行いたいと考えております。代表の方3名までで御出席をお願いいたします。代表者の方の保育が必要な場合は，用意させていただきます。

ますので、所長を通じてお申し付けください。

6月下旬頃に第3回選定部会を開催し、募集要項を確定させていただきます。

7月上旬から移管先法人等の募集を開始し、8月中旬まで募集します。その後、書面審査、実地審査、ヒアリング審査を行い、10月下旬に移管先候補者の選定を行いたいと考えております。また、11月に選定結果について、保護者の皆様に改めて御説明をさせていただきたいと考えております。

平成29年2月市会で保育所条例の改正を提案し、議決が得られれば、移管先法人を御紹介させていただく場を設けたいと考えております。

平成29年度からは、保護者と移管先法人、京都市で移管後の保育園運営等について協議を行う三者協議会を開始したいと考えております。引継ぎについては、平成29年4月から12月まで実施し、平成30年1月からはクラス担任予定者及び調理員予定者にも保育所に来ていただいて共同保育を行い、平成30年4月に京都市から運営を移管することになります。

スケジュールについては以上でございます。

続いて、募集要項(案)について御説明いたします。

この募集要項(案)は、昨年度に錦林保育所、砂川保育所の移管先を募集した際の募集要項をもとに、聚楽保育所の保護者の皆様からいただいた御意見も踏まえ、作成しております。

今回の募集要項(案)には添付されていませんが、聚楽保育所の引き継いでほしい項目についての保護者の皆様の御意見を、募集要項の参考資料「保護者のページ」として添付します。また、「市営保育所 保育のガイドライン」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領」を添付する予定です。

募集要項(案)の内容についてでございます。

「1 申請の資格」につきましては、昨年から、京都市内において認可保育所、認定こども園又は認可幼稚園を運営している社会福祉法人又は学校法人等であること、として学校法人が加わっており、その点については変更はございません。(2)以下の資格要件については、説明を割愛させていただきます。

次に、「2 選定の手順」でございますが、こちらは先ほど今後のスケジュールとして御説明させていただいたとおりです。

その下の※ですが、「申請書類中の計画を実現するための具体的な方策が確認できない場合は、第一次審査の実施前の段階で、審査の対象外とすること」があること、「申請者が多数の場合は、第一次審査の結果により、第二次審査対象者を選考すること」があること、「審査の結果、該当者なしとする場合」があることを明確にしております。

次に、3ページの「4 移管先候補者の選定等」についてでございます。

移管先候補者の選定に当たりましては、審査を行い、総合的に最も高い評価を受けた申請者を、市長が移管先候補者として選定します。なお、審査の結果、該当者なしとする場合もございます。審査につきましては、第一次審査として書面審査を実施します。各審査項目について0点から2点までの3段階評価を行い、各審査項目の評価点(0点～2点)を算定します。次に、各審査項目の重要度に応じて設定した係数(1～3)を乗じて、各審査項目の得点を算出します。審査項目の運営実績に係る審査項目の得点小計を25点満点とし、事業計画に係る審査項目の得点小計を75点満点として得点を換算します。書面審査におきましては、運営実績に係る配点25点、事業計画に係る配点75点の計100点、実地審査におきましては、実際の運営に係る配点50点の合計150点満点で、最も高い評価を受けた法人を候補者として選定しま

す。

4 ページの財産の引継ぎに係る土地の貸付料や建物の譲渡額等については、現在算定中でございます。実際に募集する際には、額を記載して公募を開始します。

5 ページを御覧ください。業務の引継ぎ・共同保育についてでございます。先ほどスケジュールの説明でも申し上げましたが、平成29年4月から12月まで、施設長予定者1名と主任保育士予定者1名が原則週1回保育所に来所いただき引継ぎを実施します。なお、主任保育士予定者につきましては、10月から12月の間は原則週5回引継ぎを予定しております。平成30年1月から3月の共同保育につきましては、先ほど申し上げた2名に加え、各クラス担任予定者と調理員予定者1名に原則週5日来所いただくことになります。平成30年度の移管後につきましては、副所長及び移管前のクラス担任が共同保育に残ることになります。

「(3) 三者協議会」につきましては、平成29年度から立ち上げ、児童への影響や保護者の意向を十分に踏まえた移管となるよう実施してまいります。

次に、「7 移管後の運営に係る基本事項」でございます。

移管後の運営につきましては、別紙4「移管後の運営に係る基本事項」を内容とした協定を締結したうえで基本事項を遵守していただくこととしております。

移管後に基本事項の違反が認められた場合は、損害賠償請求や他の法人等への再移管を行う場合があるとしており、詳細は16ページに記載しております。

まず、「1 保育所運営等」の「定員・運営」につきましては、「保育所又は認定こども園（幼保連携型又は保育所型）として運営すること」とし、就学前までの6年間を見通した保育を実施すること、移管対象保育所の過去の歳児別受入割合に沿った児童の受入れを行うこととしており、別添1で現在の聚楽保育所の入所児童数を記載します。

また、開所時間につきましては、現在の聚楽保育所と同様月曜日から土曜日までの7時から19時までとし、休園日・乳児保育につきましても、現在の聚楽保育所と同様にしております。

費用負担につきましては、移管日の前日まで在園していた児童については、市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を保護者に求めないこと、やむを得ず市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を求める場合は、三者協議会において協議したうえで実施することとしております。

そのほか、保健・衛生、安全管理、苦情等についても現在の市営保育所の内容を踏襲することとしております。

「2 職員について」ですが、職員数は、本市の基準に基づく保育士等を確保することとしております。また、障害児認定区分に応じた職員加配基準に基づき保育士を配置することとしています。施設長・保育士については、一定の経験年数・割合を満たすことを条件としております。

「引継ぎ・共同保育」の内容については、先ほど御説明したとおりです。

次に、「職員の育成」として、「共同保育期間においては、市が指定する市営保育所職員研修等に参加すること」という項目を追加しております。「その他職員研修など職員の資質向上に積極的に取り組むこと」という項目は従来からあった項目でございます。

17ページの「3 その他」でございます。

第三者評価の受審について、移管後、3年以内に第三者評価を受審することとしております。三者協議会の設置についても記載しており、三者協議会の決定事項については遵守することを明記しております。

また、内容の変更につきましては、移管日の前日に在籍していた児童が卒園した後であっても、基本事項の内容の変更にあたっては、保護者の理解を得るよう努めることを明記しております。

保護者対応につきましては、保護者の不安に最大限配慮し、保護者や保護者会の要望に誠実に対応することとしております。

続いて、「Ⅱ 保育内容等」についてでございますが、保育内容全般としまして、「保育所保育指針に沿いながら、現在市営保育所が実施している保育内容を尊重し、保育運営を行うこと」としております。

「障害児保育」につきましては、「現在入所中の障害児について、市営保育所における障害児保育の取組を引き継ぐとともに、卒園又は退園までの保育を保障すること」としており、市営保育所における障害児保育の取組を引き継ぐことを明記しております。

また、「配慮の必要な子どもの受入れ」につきましては、積極的に受け入れるよう求めています。

行事につきましては、「当分の間、現在の行事を維持すること」としており、宗教的な保育につきましては、「当分の間は、宗教的な行為や行事は行わないこと」と明記しております。

「給食・調理」につきましては、現在市営保育所において求めている事項を記載しております。

最後に、「子育て支援事業」については、園庭開放、子育て相談等の現在行っている地域子育て支援事業を実施することとしております。

そのほか、保護者の皆様からいただいた意見や要望を反映させた箇所として、13ページの審査基準において、「44 団体のPR」の項目を設け、移管対象保育所の状況、保護者の要望、社会的ニーズ等を踏まえ、特に評価できる内容が示されているかを評価することを明確にしております。

続きまして、80ページを御覧ください。

「5 移管前の共同保育期間及び移管後、どのような考え方にに基づき、どのような職員（年齢、経験等）を配置するのか、また、その職員をどのように確保するのか（法人内での異動、（採用時期）等）について、具体的に記入してください。」としており、職員の具体的な採用方法を記入していただいたうえで、審査したいと考えております。

そのほか、募集要項には書類審査、実地審査の審査書類を付けております。

募集要項（案）については、以上でございます。

（3）質疑・応答

○ まず、今後のスケジュールについて、募集要項（案）に係る保護者説明会を実施した後に第2回市営保育所移管先選定部会を開催するという認識で良いですか。

⇒ そのとおりです。

○ 本日の説明会について、質疑応答を含めて説明会という認識で良いですか。

⇒ 納得していただけるかは別にして、質問に対してはお答えさせていただきます。

○ 募集要項（案）を10ページほど拝見しましたが、現時点で気になる点が75個あります。そのすべてに質疑応答していただいた場合、時間が足りなくなる可能性があります。対応していただけるのでしょうか。質問だけでなく、意見や要望もあり、それらについて議論するには時間が少なすぎます。

⇒ 募集要項（案）の考え方など、お答えできる分についてはお答えします。いただいた御

意見について、第2回市営保育所移管先選定部会で修正案として議論いただくものと保護者からの意見として意見聴取の場で御提案いただくものに分かれると考えられます。

- スケジュールでは、第2回と第3回の市営保育所移管先選定部会を6月中に開催する予定となっていますが、第3回市営保育所移管先選定部会で募集要項が最終決定します。それまでに保護者の疑問や質問にお答えいただけるのでしょうか。

現段階の募集要項(案)は、曖昧な表現が多く、このままでは、候補者の選定後に認識の違いから問題が起こる可能性があります。

- 「1 申請の資格」において例示すると、「京都市内において、認可保育所、認定こども園又は認可幼稚園を運営している社会福祉法人又は学校法人等」となっています。この場合、京都市内で運営していなくてもよいと読み取れます。同様に「等」、「場合があります。」という表現が多く、曖昧な印象になっています。明確化して厳密な要項にしてください。

また、多くの保護者は今回の説明会で初めて募集要項(案)を配布いただいており、説明もすべてのページについてされたわけではありません。本日の説明会の中ですべてを確認することはできませんので、持ち帰って読むことになります。せめてもう一度説明会を開催してください。

- ⇒ お答えできる分についてはお答えし、お答えができなかった分は次週改めて説明会を開催できれば、その場でお答えします。

- なぜ事前に第1回市営保育所移管先選定部会の資料及び摘録を保護者に配付されなかったのですか。本日の説明会までに配布していただければ、資料と摘録を読んで、昨年度の募集要項からの変更点などを確認できたのではないですか。

- 第1回市営保育所移管先選定部会では、昨年度の募集要項からの変更点についての資料がありましたが、今回の説明会に付いていないのはなぜですか。

- ⇒ 市営保育所移管先選定部会の委員の方々は、昨年度までの募集要項についての経緯を知っていただいていますので、変更点についても説明しました。本日の説明会においては、募集要項を初めて見る方が多いので、変更点を御説明しても伝わらないと考え、資料としてはお付けしていません。

- 昨年度の募集要項からの変更点の資料には、保護者の要望が反映されたことが分かる箇所がありました。先ほどの説明では、保護者の意見が反映されたかどうか分かりませんでした。

- ⇒ 先ほどの説明で、保護者からの意見を反映させた部分についても御説明させていただいていましたが、改めて御説明しましょうか。

- 最低点が採用されなかったのはなぜですか。

- たとえば、「審査の結果、該当者なしとする場合があります。」という表現において、該当者なしとする場合の詳細として、最低点の記載があれば、保護者の要望を盛り込んでもらえたことがわかります。保護者からの要望をどのように反映したのかについて、丁寧に説明していただきたいと思います。

一つひとつの保護者の要望について、丁寧に説明いただくことが重要で、多少スケジュールがずれてもよいのではないのでしょうか。

- ⇒ 市営保育所移管先選定部会の日程は決定していますので、次週引続きお話しさせていただきたいと思います。

- 以前、朱雀乳児保育所を利用させていただいており、民間移管を機に聚楽保育所に移ってきました。

朱雀乳児保育所を民間移管した際に出た問題が、どのように募集要項(案)にいかされているのか教えてください。

- ⇒ 募集要項（案）は、過去の経過を踏まえて修正を重ねてきており、特に保護者の御意見を大切にするために、「保護者のページ」を添付資料として追加したほか、市営保育所の保育を確認いただくために「市営保育所保育のガイドライン」を添付資料として追加しています。保護者からの要望を受けて、引継ぎ・共同保育の期間を2年間に延長するなどの対応もとしています。
- 民間移管そのものに問題はなかったのですか。
- すでに民間移管された保育所において、引継ぎ・共同保育期間中にこういう問題があった、こんないいことがあったなどについてどのように検証されていますか。
第三者評価はまだかもしれませんが、評価をどのようにフィードバックしますか。
民間移管についての検証が今回の募集要項にどのように反映されていますか。
- ⇒ 先ほど御説明しましたとおり、保護者の意見について募集要項において反映させていただいております。これまで民間移管した4箇所の保育所における市営保育所の保育の引継ぎ・共同保育については、当初は手探りで実施していましたが、引継ぎ・共同保育の内容を記録して次回に活用しています。
- 引継ぎ・共同保育期間中に現場から出た課題については、募集要項に反映できていないということですか。
- ⇒ 引継ぎに従事した職員から改善点などを伝えるなど前回までの移管の経験をいかしています。
- それは移管先が決まってからの話であり、募集要項に引継ぎの方法などを記載しないと申請する法人には分かりません。現場からの声を反映した募集要項にしておけば、引継ぎの方法を踏まえて、申請するか検討できると思います。
- 第1回市営保育所移管先選定部会の「市営保育所の民間移管の状況について」という資料に、保護者アンケートの結果が記載されています。平成27年3月末までと4月以降の子どもの様子の変化についての内容が、肯定的な意見でまとめられていますが、このような調査は、肯定的な意見ではなく、問題があったときの意見に注目して検討しないと、今後大きな問題になる可能性があります。
問題として挙げたことについては、実地審査の項目にするなど反映させることはできないのでしょうか。
そもそも実地審査の項目について、公開されていることはおかしくないでしょうか。審査される項目が分かっているならば、審査の日だけ取り繕うことができます。第三者評価の際も審査項目は伏せられているのではないですか。
- ⇒ 第三者評価の際は、各項目について自己評価を実施し、その評価について見学やヒアリングによる審査を受けます。
- 今回の実地審査も同様ですか。
- ⇒ 同様に自己評価していただいた項目について審査します。
- 分かりました。
- 点数について、実地審査だけでも46項目あり、各項目に2点を付けると50点を超えるにもかかわらず、50点満点として換算することとしています。子どもへの配慮の面で項目を増やしているのに、配点を換算すると評価が下がっているように見えてもったいないいうえに法人にとっても分かりにくくなっています。
- ⇒ 運営実績と事業計画の配点が1対1になるように考慮しています。京都市の指定管理者を選定する際は、運営実績と事業計画の配点が1対2になるようにしていますが、市営保育所の移管については、運営実績も重要と考え、運営実績を評価するために運営実績と事業計画の割合を1対1としています。募集要項の見直し等の経過を踏まえ、審査項目が増えたことにより、現状の換算方式になっています。

- 審査項目が増えたのであれば、満点を変更すればよいのではないですか。
わざわざ換算する必要があるのですか。
- 以前から最低点を設定してほしい、保育内容を重視してほしいと要望していますので、その点を検討してほしいです。最低点を設定していなければ、申請者が少なかった場合、低い点数でも候補者として選定されてしまいます。たとえば、保育内容について、室町乳児保育所の選定の際は24点満点中11点で選定されています。錦林保育所の選定の際は24点満点中23点で選定されていますが、選定されなかった申請者は12点でした。24点だった申請者がいなければ12点でも選定されていたことになります。このようなことは繰り返してほしくありませんので、最低点を設定してください。
- 保健福祉局の指定管理者選定の際には、最低点を概ね60点とし、それと同時に重要と考えられる項目の点数が低い場合は選定に至らないとされています。
- 最低点については、これまでから要望し続けてきたことですので、取り入れてください。特に保育内容の部分は非常に重要です。保育内容で24点満点中11点などでは困ります。
- 内容については、特別なことばかりでなく、当たり前のことです。満点をとっていただくべき内容です。これで満点がとれないようであれば、現状より質が落ちることになります。ある程度の質を保持するのであれば、最低点は必要です。
- 審査の項目になっている内容は、いずれも市営保育所では当然できていると思われる項目であり、市営保育所が同じ審査を受けた場合、限りなく150点に近い結果が出るはずです。それより大幅に低い点数にもかかわらず、民間で運営されているので大丈夫ですと言われても安心できません。
- ⇒ 実地審査においてできていないと判断された部分については、引継ぎ・共同保育の中で改善されるようにしていきます。
- 150点満点中100点しかとれなかった申請者が選定された場合、引継ぎ・共同保育だけで残りの50点を補えるのでしょうか。
- 引き継いだ後、十分に引き継いでいるかを確認する方法は第三者評価であると伺っていますが、旧朱雀乳児保育所の第三者評価はいつですか。
- ⇒ 今年度です。
- 移管後の保育園を対象に実施された保護者アンケートについて、回答率は5～6割であり、調査しきれていない部分があると思われます。引継ぎの方法や引き継いだ内容の評価方法について検討し、募集要項に記載してほしいと思います。
- ⇒ 当初は、第三者評価のみが引継ぎ後の確認となっていました。現在は保育士の担当課長が保育を確認しており、三者協議会でも報告させていただいています。
募集要項には、職員引上げ後に保育士の担当課長が保育内容を確認する旨は記載していませんが、定期的に確認し、内容については書面でも報告させていただいております。
- 第三者が評価すべきものであって、京都市の職員が確認するものではないと思います。説明会の開催についても、スケジュールありきはおかしいと思います。
また、本日の説明会について資料は何部用意していますか。
- ⇒ 30部です。
- 保護者全員に配布する前提で準備すべきです。
- ⇒ 説明会后に、全保護者には資料を配布させていただきます。
- 118ページもある募集要項(案)について説明するのであれば、事前に配布すべきです。今日初めて読んだ人が質問するのは難しいと思います。事前に資料を配布したうえで、開催するのが公務員としての会議の基本だと思いますが、いかがですか。
- ⇒ 次週、再度説明会を開催させていただきたいと思います。

- 次回の説明会までに保護者全員に資料を配布してください。
- ⇒ 分かりました。
- 本日の意見は募集要項に反映していただけるのでしょうか。
- ⇒ 選定部会において審議していただくべき内容かすぐに反映させて修正すべき内容かにもよりますので、すべての意見が反映されるわけではありません。
- 聚楽保育所で行っている保育内容が審査項目になっているはずですので、やはり150点が合格ラインだと思います。聚楽保育所しか知りませんが、この保育所の対応は非常に良いので、市営保育所の保育を引き継ぐのであれば、150点よりも下になるのはおかしいと思います。
- 第二次審査においてA評価ではなく、B評価・C評価になった場合、どのようにして改善していくのか保護者には説明していただけるのでしょうか。選定後に説明いただくのではなく、選定前に評価の内容と今後の引継ぎでの改善方法等を説明してください。
- また、移管後の運営に係る基本事項の保育内容等についても、保育士であればできて当然のことが書かれています。障害の早期発見なども盛り込んでほしいです。市営保育所には、経験をもとにした障害への気づきがあり、経験ある保育士から経験の浅い保育士に伝えていくことができるところが市営保育所の長所になっていると思います。
- 保育士としての経験10年以上が2人といった基準は低いのではないのでしょうか。この程度の条件では、今までやってこられた障害の早期発見などを引き継げるのか不安です。せめて保育士としての経験10年以上の方を各クラス1人以上は欲しいです。施設長の保育経験が3年以上というのも気になります。市営保育所の保育を引き継ぐのであれば、もっと基準が高くて良いのではないかと思います。
- 以前から勤続年数についても指摘してきましたが、その点についてはいかがでしょうか。
- ⇒ 保護者からの主な意見は選定部会の資料として付けさせていただきます。
- 本日の議事録を選定部会の資料として付けてほしいです。
- ⇒ 分かりました。
- そもそも選定部会で募集要項について議論はされるのですか。
- 第1回の選定部会では、議論らしい議論は見られませんでした。
- 委員の方には資料は事前に配布されていますか。
- ⇒ 事前にお渡ししています。
- 事前に確認しておきながらあの程度の議論しかできないのであれば、あの委員の方々でよろしいんですかと思います。市民公募委員の方も言いたいことがあっても言いにくそうな雰囲気に見えました。
- スケジュールでは、7月に募集開始になっていますが、保護者の同意が得られなくてもこのスケジュールのまま進めるのでしょうか。
- ⇒ スケジュールは現行のもので進めていきたいと考えています。
- いくら反対しても無駄ということですか。
- ⇒ 募集要項についての要望や意見は第2回の選定部会で提案していただきたいと考えています。今回及び次回の説明会は、募集要項の内容について質疑応答し、同意していただくものではなく、募集要項の各項目の考え方について質疑応答を通じて説明させていただくものです。
- 第2回の選定部会の資料となる募集要項（案）は第1回のものでしょうか。
- ⇒ 第1回の選定部会で審議いただいた結果を反映させた資料とします。
- 今回の説明会で出た意見の中に修正すべき点があれば反映していただけるのですか。
- ⇒ 文言等の修正すべき点については反映しますが、募集要項への意見については、選定部会で審議いただく内容として提案していただきたいと考えています。

- 意見聴取の時間が10分程度しかないのはおかしくないですか。
- ⇒ 意見を述べていただくのは10分程度ですが、その後委員の方との質疑応答がございます。その後、質疑応答の内容も踏まえ、委員の中で検討していただく時間がございます。
- そもそも保護者から意見として提案しなければいけないのはなぜですか。保護者の意見について、主な意見としてではなく、保護者の意見を反映させた募集要項（案）として事務局から提案していただけないでしょうか。
- 主な意見として提示されるだけでは流されてしまうかもしれません。また、多くの意見が出る可能性があるため、10分間では伝えきれないかもしれません。事務局案として提案していただきたいです。
- ⇒ これまでの選定部会において、第2回選定部会で保護者から御提案いただいた意見を事務局案に反映し、第3回選定部会で審議いただいたこともございます。まずは、第2回選定部会の際に保護者の意見として御提案いただきたいと考えています。
- 第2回の選定部会の際は、事務局はどんな資料を用意するのですか。
- 本日の説明会を踏まえた新たな提案はしないのですか。
保育士の経験年数などについて、本日出た意見は反映していただけないのですか。
- ⇒ 第1回選定部会での審議を経て、委員の方に出していただいた修正点を反映させた募集要項（案）を作成します。
- 保護者意見聴取がなぜ1回なのですか。朱雀乳児保育所の民間移管の際は2回ありました。次の説明会で説明してください。
- 文言について、明らかに修正すべき点をお伝えしておきます。
まず、移管後の運営に係る基本事項の「当分の間」の定義について、「移管日の前日まで在園していた児童」ではなく、「移管日の前日までに在園している児童」です。また、「在園」ではなく「在所」です。
次に、13ページの「審査項目 43」はエクセルの設定ミスで、文字が読めません。
10ページの「外部評価」の項目について、添付書類として「外部評価等（第三者評価等）の評価結果（概要部分のみ）」と記載されていますが、47ページの【様式9】の添付書類は、「外部評価（第三者評価等）の評価結果（概要部分のみ）」となっており、添付書類の内容が違っています。
9ページの「1 事業者の概要・財務状況等」について、「◎実名で作成してください。」とありますが、実名を指定する理由が分かりません。仮名や偽名での提出を想定しているのですか。おそらく10ページの「2 書面審査（運営実績及び事業計画）」の「◎匿名で作成してください。」に対応させていると思われますが、匿名の対義語は記名です。
- 「等」と「場合があります。」を使用している根拠を教えてください。また、「遵守すること」と「努めること」を使い分けている理由についても説明してください。「子ども」と「児童」をどう使い分けているのですか。
- 5ページの「(2) 業務の引継ぎ・共同保育」について、共同保育の期間が「平成29年1月」になっていますので、「平成30年1月」に修正してください。
- また、同項目の実施方法（予定）の表内で「原則」という表現を使用されている理由を教えてください。
- 選定部会の位置づけが全く分かりません。選定の主体が市長であることは分かりませんが、審査主体が記載されていません。3ページに「市営保育所移管先選定部会の委員と接触することを禁じます。」とだけ書かれており、選定部会についての記載はここにしかありません。これでは不親切です。全体を通じて、京都市及び選定部会の役割や責任が不明確です。「移管先候補者を移管先法人等に選定することが著しく不適当と認められる事象が生じたときは、移管先法人等に選定しないことがあります。」などの文言がありますが、

誰が判断するのか、何を基準に判断するのが分かりません。全体的に厳密さに欠けています。

○ 「審査の結果、該当者なしとする場合があります。」という表現についても、誰が判断するのか、どういう場合なのかを明記してほしいです。その際、最低点について記載すべきです。

○ 次回の説明会は9日（木）ですが、いつまでに資料を配布していただけますか。

⇒ 6日（月）に配布させていただきます。

平成28年度市営保育所移管先法人等募集要項（案）に係る
聚楽保育所保護者説明会（会議録）

- 1 日 時 平成28年6月9日（木）午後7時から午後9時45分頃まで
- 2 場 所 聚楽保育所 ホール
- 3 出席者 保育課 村上担当課長，佐川担当課長，花田担当係長，清水係員
保育所 所長ほか
保護者 10世帯 11名
- 4 配付資料 今年度の審議スケジュール等について
「京都市営保育所移管先法人等募集要項」の主な変更点
平成28年度京都市営保育所移管先法人等募集要項（案）
【事前配布】平成28年度第1回市営保育所移管先選定部会資料及び摘録

5 説明会の概要

（1）聚楽保育所保護者会から意見及び質問事項等の提出

（2）質疑・応答【○：保護者，⇒：京都市】

- お渡しした書類は、「京都市聚楽保育所の廃止・民営化にあたっての「平成28年度京都市営保育所移管先法人等募集要項（案）」への意見および質問事項」及び「第2回「募集要項案」保護者説明会の開催にあたっての事前確認事項」です。

全部で質問事項が150項目以上あります。一つひとつにお答えいただく形で進めさせていただきますが、今日だけで終わると思えません。お答えいただけなかった質問に対しての対応をお示してください。

- 説明会開催に当たっての事前確認事項について、本日の募集要項（案）についての説明会は、京都市子ども・子育て会議児童福祉分科会市営保育所移管先選定部会の事務局として開催されるものですので、保育課宛てではなく、選定部会宛てにしています。

本来であれば、委員全員に問合せをすべきところですが、事務局お渡ししておきますので、事務局から委員にお伝えください。

基本方針改訂版の15ページには、「市営保育所の民間への移管に当たっては、入所する児童への影響や保護者の意見に十分配慮しながら」とあります。今日の説明会で回答できなかった分については、改めて説明をしていただくこととなりますが、すでに子どもへの影響が出ています。5月28日の市営保育所全体への独自サービス廃止の説明会、5月31日の聚楽保育所での独自サービス廃止の説明会、6月3日の第1回募集要項案説明会及び本日の第2回募集要項案説明会があり、子どもと保護者に負担がかかっています。このうえ、6月14日の第2回市営保育所移管先選定部会までに再度説明会を開催することになれば、負担はより大きいものになります。今後のスケジュールについてのお考えを確認させてください。

- ⇒ 第2回市営保育所移管先選定部会が6月14日であり、事前に説明会を開催させていただくなか、前回の説明会では、資料配布の不備によりご迷惑をおかけしましたので、第2回の説明会を設定させていただきました。保護者の皆様に御負担をおかけしていることについて、お詫び申し上げます。本日お答えできない分につきましては、13日に文書で回答させていただきます。

第2回市営保育所移管先選定部会は予定どおり開催しますが、募集要項に係る審議は今回が最終ではありません。13日の回答に対する疑問等については、改めて説明させていただきたいと考えております。

- 募集要項案についての説明が終了していない状態にもかかわらず、保護者意見聴取をするのですか。

⇒ 募集要項案についての疑問などに対しては、可能な限り本日の説明会でお答えし、回答できなかった分は文書で回答させていただいたうえで、意見聴取に臨んでいただきたいと思います。

- 私たち保護者は民間移管については不本意ですが、民間移管するのであれば、保護者の要望を募集要項に盛り込んでいただき、適切に民間移管されることを望んでいます。

前回の説明会において、「市営保育所の保育を引き継ぐのだから、得点は限りなく150点に近くなければおかしい。」という意見に対して、「お気持ちとして聞いておく。」とお答えになったことについては、いかがなものでしょうか。市営保育所の保育を引き継ぐのですから、本来は150点でなければ、引き継ぐことにはならないのではないですか。この点については、最低限盛り込んでいただく項目だと思います。

- 市営保育所の保育を引き継ぐ約束である以上、気持ちとして聞いておく問題ではなく、具体的に盛り込まないといけない問題です。現実的に150点満点が難しいのであれば、149点なり148点なりの選定の基準を設定されるべきです。これまでから最低合格点の設定を要望してきましたが、設定していただけていませんので、保護者は不安です。

- 以前から最低点についての議論があったと聞いていますが、これまで採用されなかったのはなぜですか。事務局としては、採用するつもりがないという姿勢ですか。

⇒ 前回の説明会においても、市営保育所であれば150点をとれるでしょうという話をされました。市営保育所の保育を評価いただいている点はあるがたいところではありますが、審査項目及び基準は保育所保育指針から引用しており、市営保育所もこの保育を目標としているものの150点をとれるかということが残念ながらそうではありません。

- 聚楽保育所に第三者評価を受けていただいたうえで、その評価点より高いところにしか移管しないようにはできないのですか。

そもそも募集要項の文言は変えられないのですか。変えられないのであれば理由を示してください。

⇒ これまでから最低点についても要望があり、昨年の選定部会でも審議いただいているように要項案として議題に挙げさせていただいています。最低点につきましては、何点を基準にするのかは非常に難しい問題です。また、最低点を設けることで、委員の方が点数を意識してしまうかもしれませんので、最低点を設けるのではなく、実地審査、書面審査及びヒアリング審査でしっかりと確認していただくこととしています。その中で、移管できそうないところがないということがあれば、該当なしとして委員の方に判断していただかなければいけないと考えています。実地審査において点数をつけますが、150点より低くても、市営保育所の保育を引き継ぐ意欲のあるところには、実際に市営保育所の保育を見ていただいたうえで、引継ぎ等で伝えていくことができます。

また、それぞれの園には保育の特徴があります。市営保育所に近い保育の方が、容易に引継いでいただけますが、そうでないと市営保育所の保育を引き継げないというわけではありません。

決して点数だけがすべてというわけではなく、150点でないといけないとは考えていません。

- 意欲のあるところを点数とは別に加点すればよいのではないのでしょうか。配点どおり計算すると236点満点になります。その点数に加点して300点満点にはいけない

のですか。

⇒ 全ての項目を足し上げると218点になりますが、前回も敢えて150点に圧縮する必要があるのかという質問をいただきました。特に150点満点にこだわっているわけではなく、運営実績と事業目標を1対1の割合で判断するための基準であり、例えば200点満点になっても構わないと考えています。

○ 運営実績だけで146点もあるのですから、審査項目を増やして運営実績150点と事業計画150点の300点満点にできるのではないですか。事業計画の方は、市営保育所を引き継げる事が分かる項目で配点を高くし、150点にする方がわかりやすいと思います。

⇒ 前回も意見をいただき、現在事務局で実際に項目を増やすかどうかについても検討しています。

○ 項目を増やさなくても係数を変更することもできます。保護者視点で大事な項目の比重を高くしてもらえば、その項目の点数が低いところは選定しないなどできます。

○ 指定管理者選定の際は、具体的な項目についての点数が低ければ選定しないこともあるのではないですか。

○ どの項目の点数が低かったのか分かれば、移管後にどの点に注目すればよいか明確ですが、総合点数を圧縮してしまうと、どの項目の点数が低かったのか分かりにくくなります。

⇒ 最低点については、選定部会で改めて審議いただきたいと考えています。点数の係数の部分については、「団体のPR」における基準を設けており、保護者の要望への対応を評価できるようにしております。

○ 点数について、たとえば、「個別事情に配慮した給食の提供」の項目の配点をもっと高くするなどではできませんか。

○ 内容を言い出すときがありませんが、「個別事情に配慮した給食の提供」について、食べられるものが少ない子どもに給食を与えないことも配慮になります。家から食べられるものを自分で持ってくるほうが安全と言われて、提供してくれなくなる可能性があります。障害児の中には、水が鼻から入ったときに自分では出せない子どももいますが、そういう子どもはシャワーも水遊びもなしにすることが個別的配慮になってしまうかもしれません。配慮には2通りあります。危険が多いから職員を2人つけますというのも配慮ですし、危険だから水には入れないというのも配慮です。この書き方ではどちらに取られるか分かりません。そういう表現をもっと明確化してほしいです。また、努力ではなく、実施しているか確認し、できていなかった場合には移管後であっても取り消してください。何年後かにアンケートします、調査します、第三者評価しますではなくて、不適切と判断された場合の対応を明確にしてください。

○ 該当者なしの場合についても、具体的な条件付けが必要です。

○ 認可保育園に対して行政ができることは行政指導ですよね。本来、認可を取り消すことも可能なはずですが、これまで認可を取り消した例がないので、取り消す条件がわかりません。移管の可否についてもそれと同様だと思います。

認可を取り消す場合の条件と同じような項目の記載があれば分かりやすいのですが、基準がないので分かりません。同様に移管しない場合の条件についても、明確な記載がないので分かりません。

2年前に認可保育園で重大事故が2件ありました。プール事故と頭蓋骨陥没事故です。その前年の選定委員会で、事務局は「応募される法人が現に認可保育園を運営されている中にあっては、総合的な評価が著しく悪いというところは基本的にはないと考えています。」という理由から最低合格点をつくらないとのことでした。その翌年に認可保育園

で2件の重大事故があり、うち1件は死亡事故です。京都市は重大事故を起こした認可保育園の認可は取り消していません。行政指導のみで認可し続けています。認可保育園だから、保育所保育指針に則って運営しているから、最低合格点がなくてもよいというのは信用できません。認可保育園の認可を取り消していれば、こういう場合なら取り消すということが分かるので、認可保育園なら大丈夫ということが担保されます。京都市は毎年監査しており、その監査を通り続けたところで子どもが死んでいます。認可し続けているので、死んだ後も監査を通っています。そんな監査で子どもの安全・保育が担保されているということにはなりません。京都市は保育に対して責任を持ち、責任の持ち方を明文化してほしいです。なので、最低合格点を設けるなり、該当者なしとする場合を明文化してほしいです。京都市はまだ御家族に謝っていません。聚楽保育所を移管する際は、死亡事故があっても謝らないということは繰り返してほしくありません。以前、移管後に重大事故があっても、第一義的には園の責任であるとおっしゃいました。選定部会に責任はありませんとおっしゃいました。そういうことは嫌です。死亡事故が起こっても京都市は同じ態度をとるんだと思いました。それでは困るので、市営保育所の保育を引き継ぐのであれば、150点満点を基準にするなり、せめて148点にするなりしてください。行政指導だけでは駄目です。責任の範囲をもっと明確にしてください。たとえば、1人の死亡で認可を取り消さないのであれば、何人の死亡なら取り消すのですか。

⇒ その件はこの場でお答えすべきことではありません。

- 本当は1人の死亡事故でも頭蓋骨陥没事故でも駄目だと思います。そうでないのであれば、何を基準にするのか教えてください。答えられないのであれば、せめて聚楽保育所の移管については、どのような設定にするのか明記してください。
- 今回、聚楽保育所と山ノ本保育所の募集要項はほぼ一緒です。山ノ本には山ノ本の、聚楽には聚楽の地域特性があります。山ノ本の保護者会には山ノ本の特性があり、聚楽の保護者会には聚楽の特性があります。その保育所に適した募集要項でなければいけないのではないですか。そうでないと不安が残ります。
- 聚楽に合わせた点数配分にして、審査項目も聚楽に合わせたものにしてほしいです。
- 以前から聚楽保育所の良さを見てくださいと言っており、そこを要項に盛り込んでもらわないと、聚楽保育所の良さをちゃんと引き継いでもらえるのか疑問です。いくら意欲があっても無理だと思います。
- 市営保育所と全く同じ質を求めているわけではありません。ベクトルが違っても質の高い保育はそれぞれあると思います。言われたから挨拶をするのではなく、自分たちから気づいて挨拶をしてほしいという方針のところもあり、大人がまず規範となってお手本を見せなければならないという教育的な園もあると思います。どちらにもあるのは、必ず子どもを見ているということです。放置ではありません。そういうところが150点に近いところであり、子どものためを思っ一貫した保育をしていることが質だと思います。必ずしも同じ保育を引き継いでほしいのではなく、子どものことを思っ移管に携わってくれる園を探してほしいというのが保護者の思いです。

引継ぎ・共同保育の際に、施設長と担任が1人しか来ないのに、今ここでどんな保育が行われているのかを確実に理解して、他の人に伝えていけるのですか。

どう引継げば、混乱が起こらないのかを考えたいのに、その前提で議論が止まっています。なぜ私たちの要望を盛り込んでいただけないのですか。議題として挙げてほしいのに、それは保護者聴取で提案してくださいと丸投げされています。

- 選定委員5人のうち2人でも、保護者のうちから選んでいただければ、2人対2人に加えてもう1人いるので公平になるのではないですか。選定もしていないのに選定委員に

なっている方なので、5人の委員に保護者の目線で審議してもらえるのか疑問です。中立ですと言われても信用できないので、せめて保護者の意見を提示してほしいのに提示してもらえないとなると、保護者の意見はどこで反映されるのですか。私たちは話を聞いて欲しいのではなくて、意見を反映させてほしいのです。「意見として聞いておきます。」といった感情論で片づけてほしくありません。

- 第1回の選定部会の際、安保部会長は市民公募委員の方に「応募する側が応募しやすいように見てください」という趣旨のことをおっしゃいましたが、それでは移管先法人を決めることが大前提になってしまい、要項の本質を審議できていないことになります。

内容が適正かどうかという視点で確認いただくのが審議ではないのですか。応募しやすいようにチェックすることには違和感を覚えます。その点については、事務局からも注意していただかないといけません。要項に聚楽保育所の保護者の思いを盛り込んだうえで審議していただけないでしょうか。

- 山ノ本と一緒になければならないことはないはずです。一緒にしようとする無理が生じるのであれば、聚楽は聚楽用、山ノ本は山ノ本用で作ればよいだけです。聚楽は朝7時から夜7時まで開所しているのに、引継ぎの担任が1人というのは無謀です。そのうえ、障害児も3箇月で引継ぎは無理です。たとえば、学校法人が応募してきた場合どうするのですか。保育をやったことがなく、乳児を看たことがないにもかかわらず、3箇月で引き継ぐ。調理士も離乳食を作ったことがないのに3箇月で引き継ぐ。そんなことは論外です。経験がない場合は、4月から来れるようにしてくださいなど条件を変えられるようにしないと不可能です。過労で保育士が倒れます。
- たとえば、引継ぎ担当の1人が交通事故等で来れなくなった場合、引継ぎはできなくなるのですか。不測の事態があり得るにもかかわらず、1人に限定するのは危険です。
- また、障害児のための保育士を入れるなどの条件が全くありません。配慮の記載だけでは不足しています。
- そこまで保育士の人数に余力のある園があるのですか。共同保育に派遣するということは本園の担任が1人減ることになります。それに向けて担任の余裕を持っているところはそうそうないと思います。
- 民間移管に関する意向調査を実施されましたが、実際に意向のはあるところはあったのですか。
⇒ 関心はいただいています。
- 共同保育に派遣することになれば、本園の方はほとんどが新人の保育士で占めることになるのではないですか。
⇒ 基本的には各クラス担任1人なので、経験ある保育士に来ていただいています。
- やはり本園の方は経験ある保育士が少なくなるということですか。
⇒ 影響が出ないように事前に準備していただくことになります。
- 共同保育のときは、大人が多くて子どもはびっくりするかもしれませんが、現担任3人に加え、2人来てもらい、5人で看てもらえば、そのうち2人が抜けても、そんなに混乱しません。しかし、現担任3人のうち2人が抜けて、1人は知らない人で、もう一人は2～3箇月前に来た人では、子どもは生活していく中で死活問題です。
⇒ 引継ぎを受けた保育士がクラス担任となり、市の職員が1人残ることになります。
- 頼れる3人のうち1人しか残らなければ、その1人に甘えてしまい、20人が殺到します。市の職員が何か伝えようとしても、子どものことで手いっぱい伝えるべきことが伝えられなくなります。引継ぎ期間を長くしたり、派遣職員を増やしたりといった方法しかないと思いますが、それでも1人にする予定ですか。
- 聚楽の開所時間は12時間です。1人の保育士に12時間勤務しろということですか。

- 現状でもシフト制なので、聚楽では1人は不可能です。
- 朝7時から夜7時まで開所している中で、2人でシフトを組むなどすることは工夫次第だと思います。募集要項への盛り込み方についても、選定後にもかかわるので、工夫が必要です。
- 事業計画に項目として追加すればいいと思います。
- 計画に2人以上引継ぎに派遣できますということが書いてあれば、評価できます。
- 京都市は移管に関わる費用として、どこまで補助ができるか、どこまで予算をつけられるかを検討してほしいです。
- 説明会開始前にお渡しした事前確認事項で確認しておきたかったのですが、保護者の意見をもっと重視してほしいです。京都市は保育に対しての姿勢として、最低合格点などをもっと厳しく設定してほしいです。

また、市民公募委員は保育園保護者が条件になっていました。理由は、選定の際に保護者の視点で選定作業や募集要項の審議を行うためのはずですが、そのために条件をつけて選定委員にしたにもかかわらず、その市民公募委員に対し、なぜ安保部会長は応募側の人が読みやすいような形でチェックしてほしいなどとおっしゃったのですか。事務局は、市民公募委員が移管対象保育所の保護者のかわりの委員であり、保育園保護者の視点で募集要項案をチェックしてほしいということを伝えるべきであったにもかかわらず、それがありませんでした。これでは不安になります。市民公募委員まで応募する側の視点で募集要項をチェックしてよいわけがありません。子ども付きで移管されてしまう保護者の視点でチェックしてくださいと事務局は言うべきでしたし、今後はそういう視点でチェックしてくださいと言うべきです。

- 安保委員があんな風に言ったから指摘できなかったんですか。横に上田課長がいたから言えなかったんですか。

⇒ そういうわけではありません。

- だったら、しっかり指摘すべきでした。今度の選定部会で言っていたきたいくらいです。あらかじめ保護者の視点で見ただけでいけば、私たちは保護者の意見を言う必要はなくなります。
- もし、これまでの説明会の中で我々が言ってきたことを委員の中でしっかりチェックいただけていけば、わざわざ意見聴取に行く必要はないわけです。それができていけば、意見聴取は保護者の意見の補足で済むわけですし、10分でも可能です。

そういう関係性を築きたいと思ってきました。こんなに頻繁に説明会が開催されることも負担になっています。

- ⇒ 大きな御負担を強いてしまっていることについては、申し訳なく思っています。これまで意見を聞かせていただいた中で、職員の研修をしっかりやってほしいという声をいただき、募集要項の中に盛り込んでいます。また、団体のPRとして保護者の要望を聞いていただけるように新たに項目を設定しています。

- 団体のPRの配点を高くしてもらえないのですか。
- 実績と計画を1対1の割合にするために、実地審査の配点を高くすればよいのではないのですか。
- 保護者の要望を聞き入れる項目を作っても、その項目が0点だった場合、保護者の意見を聞き入れてないことになります。他の項目が満点でこの項目だけ0点だった場合、保護者の意見を聞いていないところに移管するという理解でよいですか。保護者の意見を聞き入れていないところに移管されると保護者は困ります。

また、点数に関して言えば、実地審査の中項目5以外は満点で、危機・安全管理は0点だった場合、移管先として選定するのですか。

- ⇒ 「団体のPR」は現状4点の項目であり、比重を大きくしてほしいとの意見ですが、総合的なバランスと項目内の他の基準との兼ね合いもあるかと思います。
- 「団体のPR」は申請者の自己申告であり、いかようにでも言えます。実地審査でどのように判断しますか。選定部会が団体の保護者に対して無記名のアンケートを実施するなど方法を工夫してください。ヒアリングについても、選定部会が団体の保護者の中から無作為に選んでヒアリングするなど、申請者の意図が介入しないようにしないと実態が見えてこないと思います。
- ⇒ 「団体のPR」の項目は、書面での事業計画であり、募集要項の中の保護者のページを踏まえ、申請者が保護者の思いをくみ取って内容を記載するところです。
- それが実際に実現できるのかを判断することになります。
- 事業計画としてではなく、運営実績として申請者が保護者とどんな関係を築いているかが問題です。聚楽保育所では、保護者と職員が比較的よい関係を築いています。保護者会は職員の思いを聞き入れて一緒にやっというようにしていますし、その逆もあります。そういったことがあるのかについて計画ではいくらでも言えます。実際にそういったことができているかどうかを無作為に選んだ保護者から聞くなどして調査するべきです。
- 園に言われてアンケートを書くのではなく、突然第三者からアンケートを受ける方が生の声が聞けます。
- ⇒ 保護者アンケートの反映方法などは実際の実地審査で確認しています。
- 確認方法は、申請者によるアンケートではなく、実際に保護者に直接聞く方が良いと思います。申請者の用意された回答ではなく、保護者の声の方が実態を確認できると思います。
- ある項目の点数が著しく悪い場合はどうしますか。
- 先ほどもありましたが、実地審査の中項目5以外は満点で、危機・安全管理は0点だった場合、移管先として選定するのですか。
- ⇒ わたしの口から選定するかどうかをお答えすることはできません。
- 中項目2は40点あり、配慮が必要な児童への対応で半分の20点の配点ですが、子どもを預ける保護者としては満点をとっていただかないと困る項目です。ここは満点とれないと審査にすら入りませんくらいにしてもらわないと安心できません。
- 評価点の0, 1, 2についてもどのような基準でつけるのか分かりません。
- たとえば学生の実習では、「指導されずにできた」、「指導されたらできた」、「指導されてもできなかった」の3段階が多いのですが、学校によっては「指導されずにできた」、「指導されたらできた」、「指導されてもできなかったが、将来的にはできるだろう」という3段階でできなくても「1」はつけてくださいと言ってくることがあります。将来に向けての楽観的な憶測ですが、今のままの基準ではそれになりかねません。計画としては成り立っていませんが、移管までにどうにかしますとして1点や2点をつけられては困ります。
- たとえば、「計画書ができていて本園でも実施できている。」で2点、「計画書はできているが、本園では不十分である。」で1点、「計画すらできていない。」で0点などの段階があるはずです。
- ⇒ 書面で記載いただいたうえで、実地審査を行い、書面審査を補正します。書面だけでは分からない部分については、実地審査で確認しています。
- たとえば、「小項目29-3」は、被虐待児への対応に関して具体的な計画になっているかが基準ですが、「怒らない保育を実施します。当人に対しても確認の措置などは取りません。」という計画になっていた場合、何点を付けますか。
- ⇒ 実際に行っている取組について記載する箇所もあり、計画だけ記載されても満点はつけ

られません。

- 満点をつけられないところしか申請がなかった場合、最低合格点を設定していないのでそこを落とすことができません。

⇒ 内容での判断になるかと思います。

- 現状の要項では明確な基準がないため落とすことができないのではないですか。「該当なし」とする具体的な理由があれば、落とすこともできます。

また、6月6日に聚楽保育所に配布された説明会の案内には、「選定部会は移管先法人の募集要項、選定基準等にかかる意見を聴取するために」とありますが、広報資料では「移管先法人の募集要項、選定基準及び移管先法人の選定等に係る審議を行うために」と書かれています。どちらですか。最終的に選定するのは京都市なのか選定委部会なのか分かりません。

⇒ 候補者を選定していただくのは選定部会であり、最終的に決定するのは京都市です。

- 決定権が京都市にあるのであれば、責任も京都市にあるはずです。

- 任命責任があるのではないですか。

- たとえば、アレルギーのある子どもに給食を出さなかったことが原因で退園せざるを得なかった場合は、誰が責任をとるのですか。その園に移管先を決定した責任と配慮について努力義務に留めてしまった責任が京都市にはあるはずです。

計画だけなら誰でも作れます。遵守事項を設定して、守れていなかったら一度は指導、それでも守れなかったら移管先変更と明記する責任があります。そういった場合の責任は誰がとるんですか。

⇒ 当分の間は、移管後の保育の確認や三者協議会もありますので、一定市が確認する必要があると考えています。

- 確認ではなく責任の所在を明らかにしてください。

確認後、当初の取決めと違うことが分かった場合、市営保育所に戻すのか再度移管先を探して、その間は市の職員が補うなどの対応ができるのですか。

移管後は、保護者と園の問題ですと言っで見放すのですか。

⇒ そのようなことはありません。

- 以前一つでも違反があつてはいけなとおっしゃっていたはずですが。

⇒ 市から改善の指導を行い、それでも改善が見られなければ対応していく必要があるとお答えしました。

- 保護者の意見を少しでも取り入れて原案の作成をしてください。

保育は措置であり、教育の場合、保護者は当事者になるので、聞き流されても制度上仕方ないかもしれませんが、少しでも保護者の意見を取り入れていただければ、話も進むと思います。

そもそも選定部会の委員も京都市が選んだ都合の良い人物です。事務局が保護者の意見を取り入れるべきです。

- 長い間議論を重ねた内容を少しでも取り入れていただければ、こちらの対応も変わってきます。この募集要項のまま選定部会で承認された場合、ちゃんと読んでいるのかと疑ってしまいます。前年度からの修正部分を確認していただくだけで、その部分しか審議しないのはおかしいのではないですか。

- 本日お渡しした意見や質問に月曜日に回答いただくということでしたが、月曜日に回答をいただいて火曜日の意見聴取に臨むのはとても無理です。回答を読んで次の日に保護者意見と言うのは、あまりにも保護者に負担が大きすぎます。回答を読んで精査する時間がほしいです。

また、前回と今回の説明会の議事録を第2回選定部会の添付資料として付けてください。

摘録という形になるのであれば、これまでどおり公印を押して配布する前に保護者側にもチェックさせてください。資料については絶対のお願いです。対応していただけますか。

⇒ 議事録を添付します。

- 6月14日の選定部会についてのお知らせでは、開始時間は午後6時45分になっています。聚楽保育所の保育時間は午後7時までです。聚楽保育所に子どもを迎えに行つてからでは間に合いません。どこの保育所の保護者の意見を聞くおつもりですか。

⇒ 意見聴取の時間につきましては、まず山ノ本の保護者から聞く予定です。

- 時間について案内をもらっていますので、後で共有します。

- 最後に、本日お渡しした意見について月曜日に文書で回答され、火曜日に意見聴取はやはり負担が大きいです。1日では保護者の意見を集約できないうえに、文書での回答では説明とは言いません。説明を終えてから意見聴取です。手順を守ってください。子どもと保護者の負担が大きいです。

⇒ 6月14日以前に改めて説明会を設けることは御負担にもなります。本日いただいた御意見・御質問についても確認させていただき、募集要項に反映できるものについては反映させていただきます。

- まずは保護者の疑問に答えてください。不安を解消してください。

われわれは保護者の要望を反映して欲しいと言っています。反映できないのであれば、その理由を説明してください。

仮に13日に文書で回答いただくことは良しとしても、選定委員には保護者の思いを伝えてほしいです。保護者からの意見と意見への回答を委員の方に提供してください。こういう意見が出ていて事務局はこう考えているということを伝えて審議してもらってください。また、審議の視点は応募のしやすさではありません。どうすれば保護者にとって良くなるのか、子どもにとって良くなるのかを視点に審議してほしいということをお伝えください。

どうしても14日に開催しないと行けないのであれば、開催していただくほかありませんが、意見聴取も根本的なことしか言えなくなります。

- 朱雀乳児保育所の際は、民間移管についての意見聴取が1回あり、その後保護者の意見聴取が2回ありました。今回の意見聴取がなぜ1回なのですか。スケジュールについてもちゃんとした審議がされていません。

- 第2回選定部会では、スケジュールについては審議されないのですか。

⇒ スケジュールについては、昨年度からの大きな変更はありません。

- 委員の方は聚楽の現状を知りません。

これだけ説明会を開催して解決に至っていないということが伝わっていないはずですが。

委員の方に聚楽の現状をお伝えいただいて、スケジュールについても審議いただく方がよいと思います。

- 通常の説明会では、前回どこまで進んだかの確認があるはずですが、それがなく、当初から続いている保護者の意見を反映できるかできないかについての回答がないままになっているのはなぜですか。

毎回司会の方がメモを取っているにもかかわらず、話し合いが3回も続いて何も解決しないのはなぜですか。

すぐに答えられない内容について次回に先送りすることは理解できますが、次回答える義務があると思います。

3回も説明会を実施しているのに保護者の意見を反映できないのかという質問に対して、回答がないというのはおかしいです。

- 本日の説明会でも、責任の所在は誰か、保護者の要望をなぜ盛り込めないのか、審査基準の0点、1点、2点という基準が何かという質問がありました。その質問に対して、次回までに回答を用意しますとして、次回回答があるのなら納得できますが、回答を先延ばしにするだけで3週間経つといい加減にしてくれと思います。何を企んでいるのか疑心暗鬼になります。

どんな経過になっているかを提示することも私たちの意思表示ですが、回答がないと提示することもできません。

- 保護者意見を盛り込みますという提案があれば、保護者の要望を聞いてくれていると思いますが、こんな保護者意見がありました、要項には盛り込みませんという姿勢では、事務局は何のためにあるのか疑問です。

保育課は保護者の意見をどのようにして実現するつもりですか。

保護者の意見は反映できませんと言うだけなのですか。

- 反映できないなら理由を提示してください。
そういう姿勢がないと、できないのではなくてやりたくないだけに見えてしまいます。
- 委員の方の議題にも挙げていただけないのであれば、私たちがどれだけ議論を重ねてきたのか伝わりません。

意見聴取として保護者全員の意見をまとめて委員の方に14日までに読んでくださいと渡してもいいのですが、読んでもらえるとは思えません。

- 委員ですので読んでいただいて当然です。その際は確認させていただきます。
- もし、保護者の要望を反映させた要項を作れないのであれば、保護者で要項案を作成してもいいですか。
- そもそもなぜ保護者を選定委員にしなかったのですか。
- 中立性の観点から当事者が選定委員になってはいけないということは分かりますが、そのかわり募集要項に保護者の意見を反映してほしいと言っています。それができないのであれば、保護者も子どももないがしろにされているように感じます。
- スケジュールについては、京都市に責任があります。昨年5月29日の聚楽保護者への説明会の際に、錦林と砂川の募集要項を持ってこられました。募集要項について、我々が意見を言ったところ、錦林と砂川の募集要項なので、聚楽の保育者が何を言っても反映できないとおっしゃいました。その後、今年度の募集要項について、案だけでも示せないのかと何度も言ってきたにもかかわらず、第1回選定部会で提案してからですと言われ、選定部会後の説明会では事前配布ありませんでした。そして6日に配布されて実質今日が初めての説明会です。説明会に向けて質問事項を作ってきました。それについて、議論したうえでの意見聴取です。約170項目の質問がありますが、もっと早くに開催していれば、解決できました。1年も放置していた間違いもあります。それは昨年我々との話し合いを放棄してしまったからです。
- 昨年については、錦林と砂川の募集要項ですので反映できませんという回答で納得できますが、今回の要項に反映されないのはおかしいのではないですか。
- 保護者の意見は聞き流しているだけなのですか。保護者の要望を盛り込んでいただけなのかという質問に答えていただいていないまま3回が過ぎてしまっています。答えられない根拠が分かりません。
- 最終稿に盛り込めるかどうかは分からないで結構ですが、募集要項案には盛り込めるでしょう。それを審議していただくのが選定部会のはずです。
- 保護者の意見を盛り込んだ募集要項案を保護者で作成するので、それを審議していただくことはできないのでしょうか。

その案を委員が承認すれば、それが要項として採用されるはずです。

- 聚楽の募集要項ですので、それでも良いのではないですか。
- ⇒ これまでの意見について、すべて盛り込んでいないわけではありません。
- すべてを盛り込んでいただいて審議にかけてほしいです。
- 保護者案と事務局案を審議にかけてもらってはとうですか。
- ⇒ すぐには判断できませんが、意見として挙げてもらうことはできるはずです。
- 保護者の意見を盛り込んでいただけるのですか。1年以上回答を先送りにされているのはなぜですか。盛り込めるのか盛り込めないのか教えてください。
- 保護者案を作って資料として提出し、盛り込めるか盛り込めないのか審議してもらえば良いだけではないのですか。
- 手続上のルールをお聞きますが、保護者が作成した要項案を提案することはできますか。事務局案しか審議されないのですか。
- ⇒ 明確なルールはありません。保護者の要望をどう取り入れるかの問題であり、保護者が考えている内容を示すという形で審議していただくことは可能です。
- 聚楽のための募集案として審議にかけてください。
- 山ノ本と聚楽とで求めているものが違いますので、聚楽のための募集案をお願いします。
- ⇒ これまで聚楽保育所で議論を重ねてきて、検証や障害児保育について多くの時間を割いて話し合いました。今までの話合いのなかで出てきたことの多くは聚楽のものというよりは、市営保育所共通のものが多かったので、聚楽ならではの項目については議論できていなかったように思います。
- 聚楽の保護者が考えている聚楽の長所などを募集要項に盛り込めるか、法人に分かってもらえるかなど、山ノ本と差があつていいと思います。
- それを盛り込んだ募集要項案を作成してください。
- ⇒ 事務局としてどこまで具体的な案を作成できるかは分かりません。
- 具体的な案でなく、考え方としてこんな意見が出ていることを伝えてください。
- 具体的な案がないと審議しようがないと思いますが、具体的な案を作成するにはスケジュールがタイトです。
- 今回が最終の審議ではないので、次回でも良いのではないのでしょうか。
- また、第3回の選定部会でも意見聴取をやるべきです。過去の民間移管の際は、保護者意見聴取は2回ありました。
- ⇒ 民間移管1年目の際は、「市営保育所の今後在り方に関する基本方針」が発表され、民間移管の方針が出された直後であったため、保護者の方への方針の説明を含め2回設定しました。2年目以降は意見聴取は1回です。
- これだけの意見が出ているのですから、前回までの経過には関係なく、今回は2回意見聴取すべきです。
- 昨年の選定部会も4回目まで募集要項の審議をしていたでしょう。
- ⇒ 昨年は初めて保護者のページを導入したことで、4回目まで審議をしていただきました。今年は第3回選定部会で再度意見聴取が必要であると考えています。
- 事務局のスケジュール案として提案していただくことは可能ですか。
- ⇒ 可能です。
- 募集要項案は保護者の意見を盛り込んだ形で審議内容にすべきだと思います。
- 委員の審議にかける前に保護者にも要項案を見せていただきたいと思います。
- 保護者の文言を盛り込むかどうかの話合いをしたことについて、選定委員の方は知っているのですか。
- ⇒ これまでの摘録については、完成している分はお渡ししています。直近の未確定のものはまだお渡ししていません。

- これまでの経過を知ったうえで、あの程度の審議では大丈夫かと思ひますし、「応募する側の視点で」という発言が出ることはおかしいと感じます。
事務局がしっかりコントロールすべきです。
- 委員の中に保護者が一人でも入っていれば違ひましたが、そうでないのですから、事務局に調整していただきたいです。委員の方は任命されて仕方なくやっておられるのかもしれないませんが、事務局は仕事としてやっておられるのですから、保護者の意見を盛り込んだ案を審議事項として挙げるべきです。
- ⇒ いただいた意見等まだ見られていませんが、今回の募集要項に保護者の意見を全く反映させていないわけではありません。
- 聚楽への配慮に欠けています。
- ⇒ 聚楽についての具体的な意見を挙げていただきたいです。
- 意見として挙げないといけないということは分かりましたが、聚楽の良いところをまずは見てください。それを要項に盛り込んでください。
- このままでは、保護者の意見が十分に取入れられず、取入れられた分についても、ろくに審議されずに流されるだけはあまりにもひどいと感じます。
- ⇒ たとえば、最低点について、150点を取り入れて事務局案として提案することは難しいことは御理解いただきたいです。
- では、最低点を取り入れてほしいという意見は提案いただけるのですか。これは山ノ本にも共通する項目です。
- ⇒ 事務局から何点を最低点にということは難しいですが、保護者の意見として審議にすることは可能です。
- 他の項目は高得点で、人命に係る項目が0点の場合はどうしますか。
- 昨年の選定部会で最低点を議論されましたが、委員から5割という意見がありました。事務局から何点にしようという提案はできないでしょうが、5割が最低点だと言われると保護者としては納得できません。審議後に再度意見を言わせてください。審議の結果について保護者が求めていることと違つた場合、保護者と委員が話し合う場が必要です。昨年の議論において、半分の点数で市営保育所の保育を引き継ぐという判断を選定部会が示したわけですが、それには納得できません。
- ⇒ 委員の意見があつただけで、それが選定部会の見解として示されたわけではありません。
- 議事録を見ましたが、選定部会で承認されたように見えました。
- ⇒ 一委員の意見として出ただけです。
- その後、何人かが概ねそれで良いと承認していました。
- ⇒ そのような結論にはなつていません。
- 5割を目安にすることになったはずですが。
- ⇒ 最終的に最低点の結論は出ていません。
- 議事録を確認してください。
仮に最低点が5割で確定した場合、それでどのように市営保育所の保育を引き継ぐのですか。
決定に対しての意見を言う場がないとおかしいのではないですか。
審議後、意見聴取なり、決定についての説明会を開催するなりしてください。
- 説明会を何度も開催するよりは、委員の方と長時間議論する場を設けていただいた方が早いです。事務局として、保護者の意見をすべて汲み取ることは難しいでしょうから直接委員と話し合う場を設けていただくのが一番だと思います。
保護者も当事者ですので、意見を言う場を設定していただかないと今後の三者協議会にも影響します。

○ 事務局が間に入るのではなく、委員の方と直接議論の方が伝わると思います。